

# 阿賀町地域防災計画

(資料編)

令和8年2月修正

阿賀町防災会議



# 目次

1. 防災組織に関する資料	1
1-1 防災会議関係	1
1-2 災害対策本部関係	4
1-3 津川地区振興事務所水防組織	5
1-4 消防関係組織	8
1-5 休日・夜間緊急連絡網	11
1-6 応援協定	12
2. 災害危険区域等に関する資料	15
2-1 防災上注意すべき自然条件	15
2-2 防災上注意すべき社会条件	38
3. 防災施設等に関する資料	41
3-1 水防関連施設	41
3-2 地震災害関係施設	43
3-3 除雪関連業者	45
3-4 雪災害関係施設等	46
4. 災害緊急対応に関する資料	47
4-1 情報伝達に関する資料	47
4-2 避難に関する資料	64
4-3 緊急輸送に関する資料	73
4-4 医療関係	76
4-5 緊急給水等	77
5. 災害救助事務に関する資料	79
5-1 災害救助関係条例等	79
5-2 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	110
5-3 各種資金等	115
6. 気象警報・注意報等に関する資料	129
6-1 警報・注意報発表基準	129
6-2 警報・注意報の種類と内容	131

---

作成 平成19年 3月30日

修正 平成25年 3月31日

修正 令和 8年 2月26日



## 1. 防災組織に関する資料

## 1-1 防災会議関係

## 1) 阿賀町防災会議委員

No.	役職名	備考
1	阿賀町長	会長
2	国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所 事務所長	委員
3	国土交通省北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所 所長	委員
4	新潟県新潟地域振興局 津川地区振興事務所 所長	委員
5	津川警察署 署長	委員
6	新潟県立津川病院 院長	委員
7	五泉市東蒲原郡医師会 会長	委員
8	阿賀町教育委員会 教育長	委員
9	阿賀町消防本部 消防長	委員
10	阿賀町消防団 団長	委員
11	東日本高速道路株式会社 新潟支社 新潟管理事務所 所長	委員
12	NTT東日本株式会社 新潟支店災害対策室 室長	委員
13	東北電力ネットワーク株式会社 新津電力センター 所長	委員

## 1. 防災組織に関する資料

## 2) 阿賀町防災会議条例

平成 17 年 4 月 1 日

条例第 19 号

### (趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項及び水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 26 条第 1 項の規定に基づき、阿賀町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

### (所掌事務)

**第 2 条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 阿賀町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 阿賀町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 阿賀町の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査し、及び審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### (会長及び委員)

**第 3 条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 新潟県の知事の部門の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 新潟県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部門の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長及び消防署長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから町長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 7 号の委員の定数は、それぞれ 4 人、4 人、1 人、15 人及び 12 人とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

### (専門委員)

**第 4 条** 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、阿賀町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (議事等)

**第 5 条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

### 附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

3) 阿賀町防災会議運営規程

平成 17 年 4 月 1 日  
訓令第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、阿賀町防災会議条例(平成 17 年阿賀町条例第 19 号)第 5 条の規定に基づき、阿賀町防災会議(以下「会議」という。)の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 会議は、必要の都度開催するものとし、会長が招集する。  
2 会議の招集通知には、会議の日時及び場所並びに附議すべき事項を記載するものとする。  
(令 6 訓令 8・一部改正)

(議長)

第 3 条 会長は、会議の議長となる。

(議事)

第 4 条 議事は、出席委員の過半数で決する。

(説明聴取)

第 5 条 会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員、幹事その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(特例)

第 6 条 会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。  
2 前項の規定により専決したときは、会長は、次の会議において報告し、承認を受けなければならない。

(部会)

第 7 条 会長は、必要の都度、その事務を定めて部会を置くことができる。

(会議の記録)

第 8 条 会議の状況は、その概要を記録し、保存しなければならない。

(異動等の報告)

第 9 条 委員は、異動が生じた場合は、速やかに会長に報告しなければならない。

(庶務)

第 10 条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

(公印)

第 11 条 会長の公印は、別記様式のとおりとする。

附 則

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 1 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 1. 防災組織に関する資料

### 1-2 災害対策本部関係

#### 1) 阿賀町災害対策本部条例

平成 17 年 4 月 1 日  
条例第 20 号

##### (趣旨)

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、阿賀町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (組織)

**第 2 条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策の事務に従事する。

##### (部)

**第 3 条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

##### (委任)

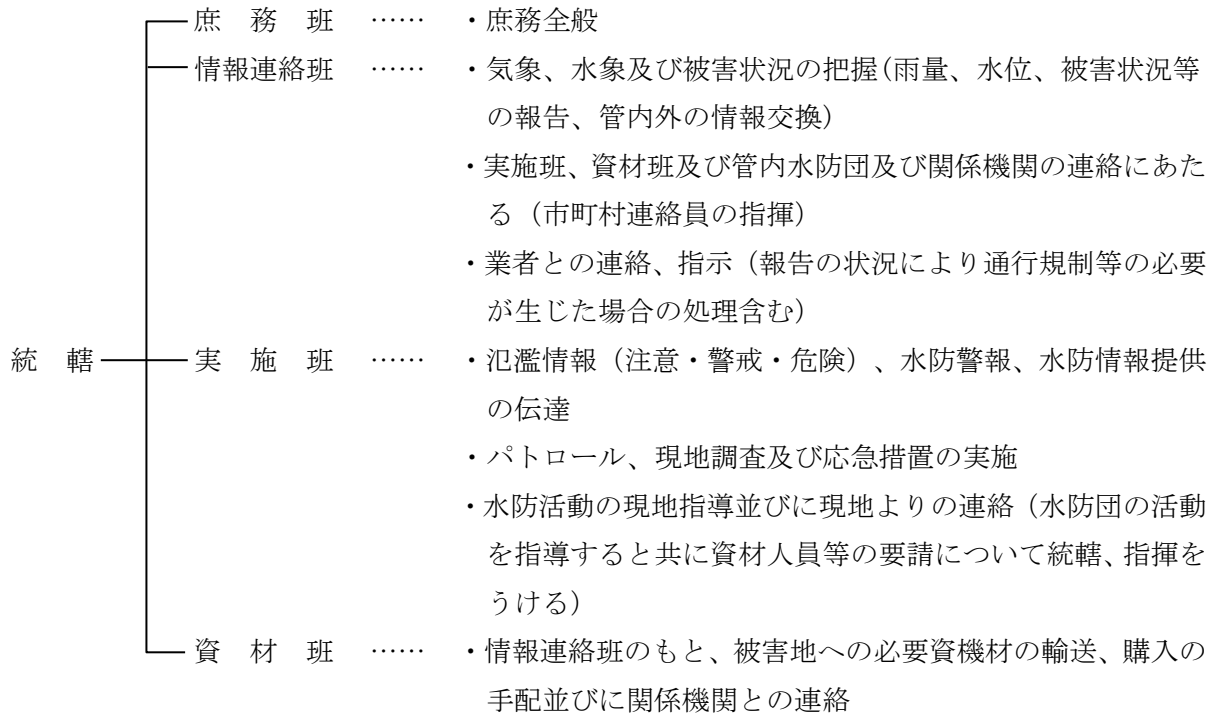
**第 4 条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

##### 附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

### 1-3 津川地区振興事務所水防組織

#### 1) 水防組織



#### 2) 水防配備態勢

- (第1配備態勢) 洪水に関係ある気象等の警報が発表されたとき、又は洪水等の危険が予想されるときから、これらの事態が解消するまでの間は津川地区振興事務所に別表のとおり水防担当員を配置し情報連絡その他に従事させる。  
なお、状況によっては、第2配備態勢に必要な要員を即時招集できる態勢を確立しておく。
- (第2配備態勢) 原則として洪水の恐れがあると認められるときから、その危険が解消するまでの間、水防事務の処理が円滑に遂行できる態勢を整えるものとする。  
なお、事態の推移によっては、第3配備態勢に移行できる体制を確立しておく。
- (第3配備態勢) 気象等の特別警報が発表されるなど、すでに相当の被害が発生し、**重大な災害の恐れがある場合及び災害対策本部が設置されたときは**、津川地区振興事務所の土木部門職員で水防対策に当たる。

## 1. 防災組織に関する資料

### 3) 待機基準及び水防体制

#### ① 第1 配備態勢：水防当番（2名）

- ・洪水警報または大雨警報（土砂災害、浸水害）発令時
- ・職員警戒水位に達したときで、降雨状況（上流域の降雨）、ダムの放流状況等を踏まえ、土木整備課長が総合的に判断し、必要と認めたとき

#### ② 第2 配備態勢；10名程度

- ・洪水警報または大雨警報（土砂災害、浸水害）発令時で、氾濫注意水位に達したとき
- ・氾濫注意水位に達し、避難判断水位に達すると予想されるとき
- ・被害情報が入ったとき
- ・現地パトロールが必要となったとき

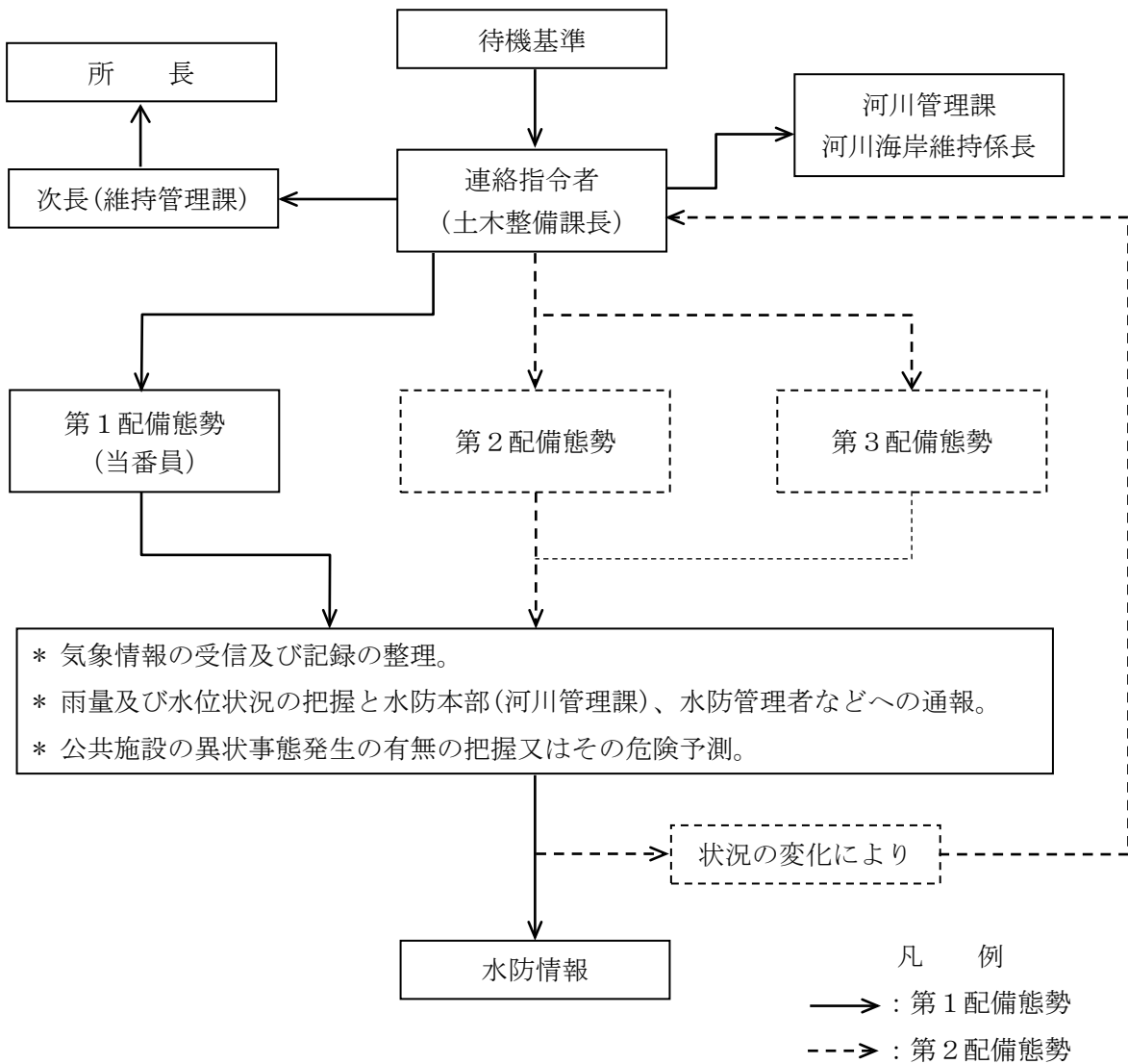
#### ③ 第3 配備態勢；土木部門全員

- ・気象等の特別警報が発表されるなど、すでに相当の被害が発生し、重大な災害の恐れがある場合
- ・災害対策本部が設置されたとき

### 4) 業務分担

担当課		業務分担
第1 配備態勢	水防当番（2名）	・気象等の情報収集 ・情報伝達 ・水防警報等の通知
第2 配備態勢	10名程度	・水防警報等の情報伝達 ・気象等の情報収集 ・パトロール ・情報総括 ・業者パト指示
第3 配備態勢	土木部門全員	

5) 水防体制手順



6) 水害時関係業者連絡先

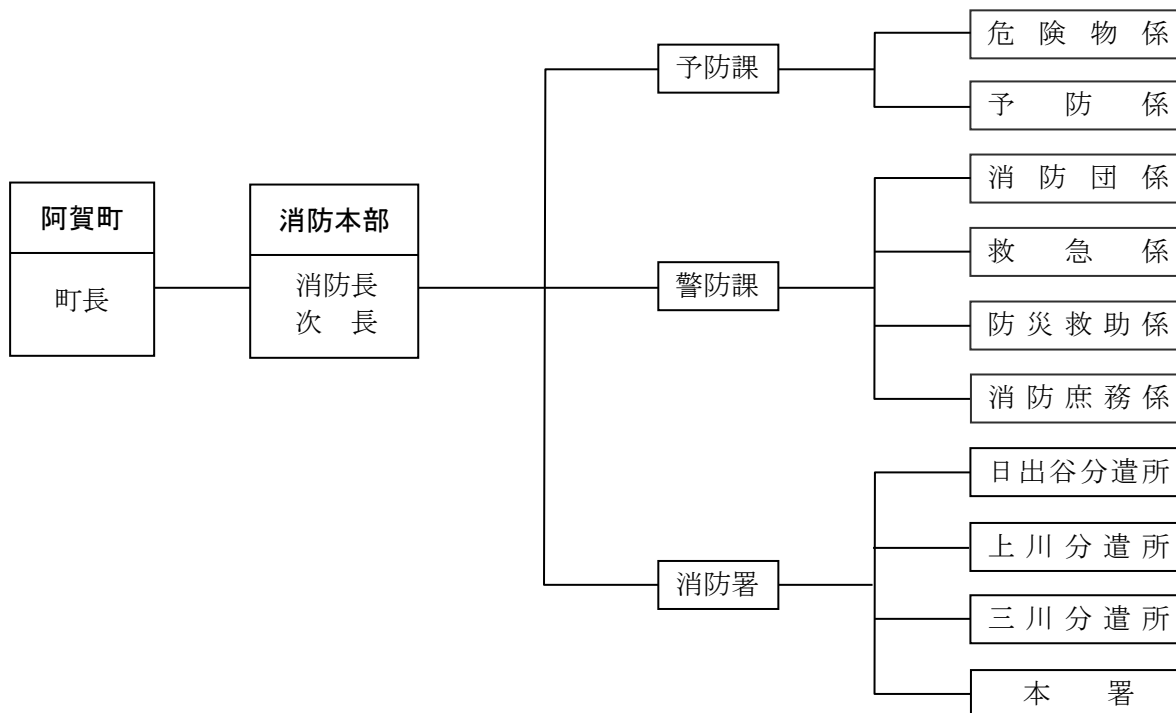
業者名	担当地区	住 所	電 話
西興産(株)	津川地区	阿賀町五十沢 1302-1	0254-92-2598
(株)巴山組	鹿瀬地区、上川地区	阿賀町日出谷乙 2485	0254-92-7500
(株)新栄建設	三川地区	阿賀町九島 1270-3	0254-99-2618

資料：令和7年度 津川地区振興事務所管内 水防計画（新潟県津川地区振興事務所）

1. 防災組織に関する資料

1-4 消防関係組織

1) 阿賀町消防本部の組織・体制

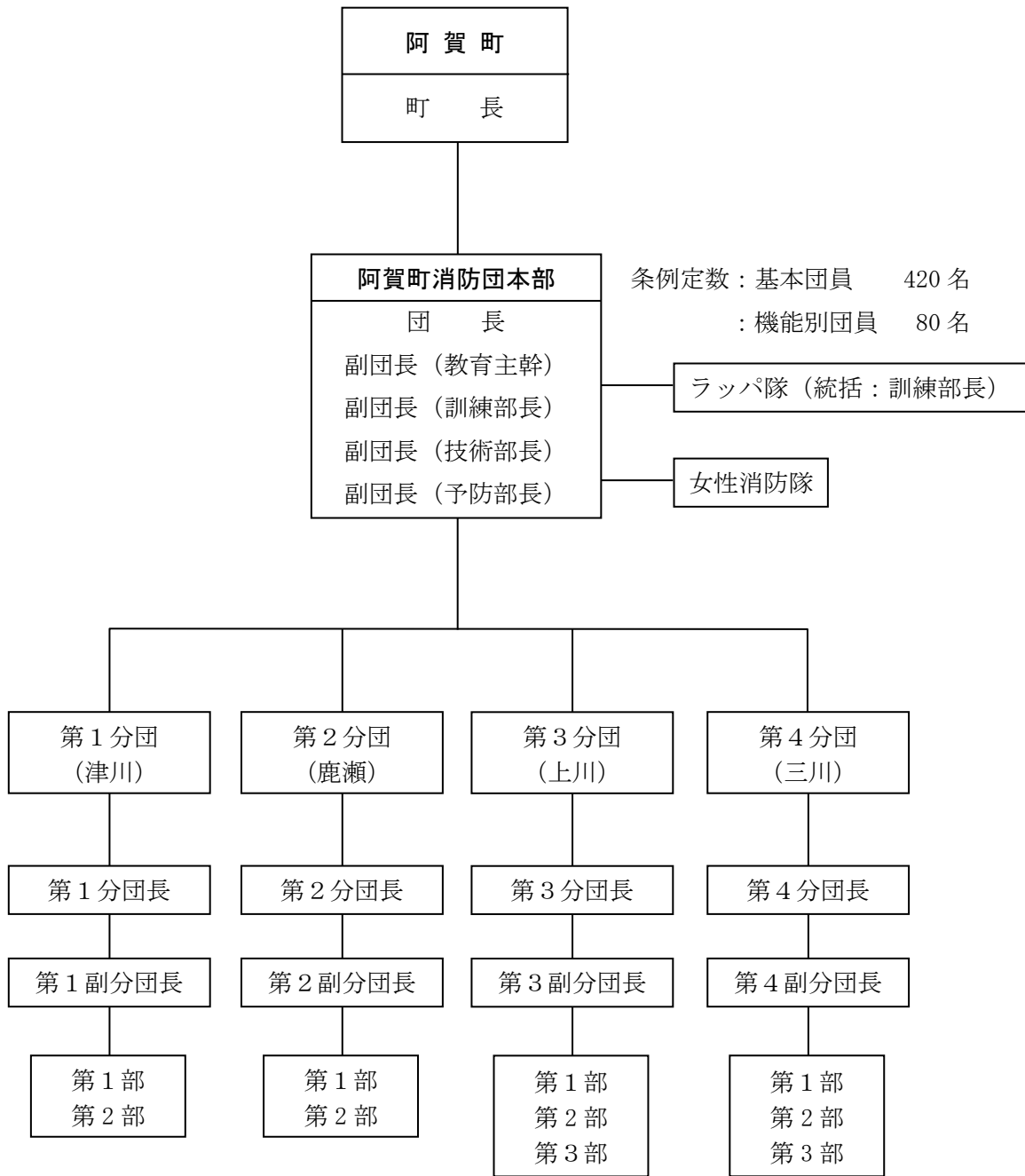


2) 所在地と電話番号

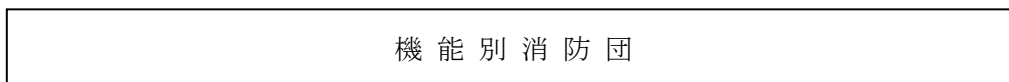
名 称	所在地（阿賀町）	電話番号
阿賀町消防本部	津川 2260-42	0254-92-0119
日出谷分遣所	日出谷乙 1719-1	0254-97-2201
上川分遣所	豊川甲 236	0254-95-2352
三川分遣所	白崎 1182	0254-99-2123

3) 阿賀町消防団組織と管轄区域

1. 消防団組織



各分団長の指揮下に機能別団員を置く



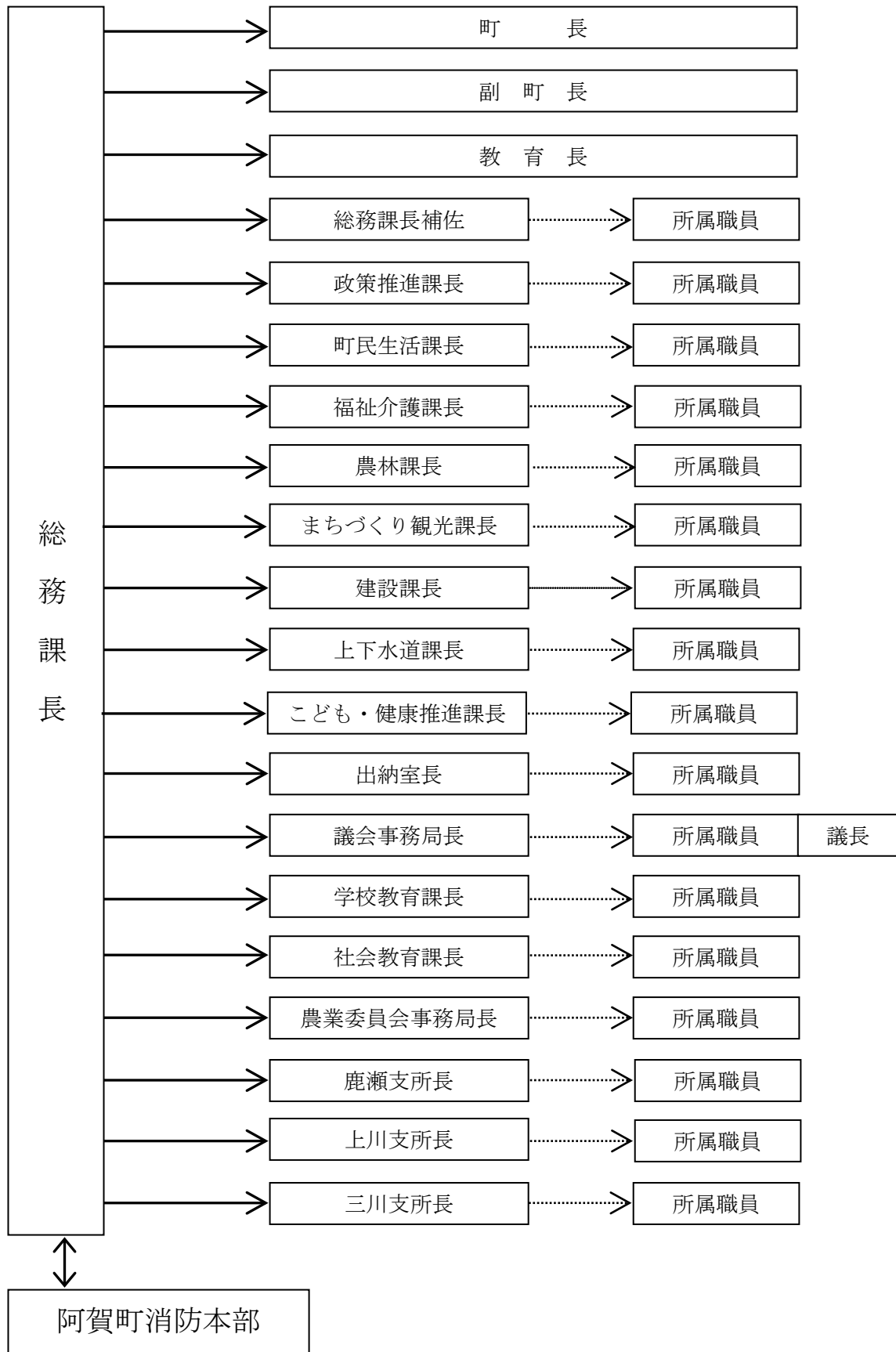
1. 防災組織に関する資料

2. 分団の管轄区域

分 団	部	管 轄 区 域
第1分団	第1部	奥田、津川1区～13区、上ノ山、小野戸、芦沢、後地、雲和田、西、赤岩、角島、京ノ瀬、大牧
	第2部	平掘、広沢、天満、野村、花立、八木山、倉ノ平、田沢、八ツ田、福取
第2分団	第1部	鹿瀬、向鹿瀬、深戸、中岩沢、角神
	第2部	当麻、平瀬、夏渡戸、実川島、小荒、実川、徳瀬、中村、水沢、菱潟、船渡、離石、徳根、新渡、馬取、荒沢、麦生野
第3分団	第1部	太田、合川、石畑、小山、松ヶ丘、栗瀬、相高島、安用、明谷沢、小手茂、黒谷、東山、押手、黒倉、大尾、丸渕、土井、柴倉、中山
	第2部	芹田、三階原、小杉、岩井田、原、高出、八田蟹、蟬、漆沢、栃掘、広瀬、檜山、鍵取、室谷
	第3部	東岐、牧野、高清水、野中、九島、長木、栄、弘川、七掘
第4分団	第1部	綱木、古岐、新谷、行地、細越、五十沢、中ノ沢、川口、岡沢、上島
	第2部	白崎、吉津、あが野ニュータウン、黒岩、小花地、谷沢
	第3部	岩谷、五十島、取上、長谷、石戸、釣浜、熊渡、石間
女性消防隊		町内全域の予防活動 (女性消防隊の名称について、特に必要があると認めるときは、別の名称を用いることができる)

1-5 休日・夜間緊急連絡網

1) 休日・夜間火災・災害時本庁緊急連絡網



## 1. 防災組織に関する資料

### 1-6 応援協定

#### 1) 自治体間等相互応援協定

協定名称	協定締結先	締結年月日	協定概要
災害時の応援業務に関する協定	(社)日本下水道管理協会中部支部新潟県部会	H24. 11. 15	被災状況の調査など
全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定書	全国ボート場所在市町村協議会	H24. 07. 27	災害時における物資等の提供及び救助等の応援など
災害時におけるLPガス供給に関する協定書	(社)新潟県LPガス協会蒲原支部	H23. 12. 01	災害時のLPガスの安定供給など
磐越自動車道沿線都市交流会議・災害時における相互応援協定に関する要綱	沿線市町村	H10. 05. 21	災害時における相互応援など

#### 2) 物資供給（食料品・飲料水・生活必需品・燃料等）に関する協定

協定名称	協定締結先	締結年月日	協定概要
災害時における生活必要物資の供給に関する協定書	かわちや(株)	H22. 03. 01	災害時における生活必要物資の供給
災害時における生活必要物資の供給に関する協定書	(株)ショッピング津川	R02. 08. 01	災害時における生活必要物資の供給
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	H19. 08. 01	災害時における物資の供給
災害時における石油燃料の供給に関する協定	東蒲燃料組合	R05. 02. 01	災害時における石油燃料の供給など

#### 3) 災害復旧に関する協定

協定名称	協定締結先	締結年月日	協定概要
災害時の応援業務に関する協定書	(一社)新潟県建設業協会津川支部	H29. 06. 01	災害時における応急工事等への協力など
災害時の応援業務に関する協定書	(社)新潟県測量設計業協会	H22. 11. 01	災害時における調査協力など
災害時の協力に関する協定書	東北電力(株)新津営業所	H22. 04. 01	災害時における電力設備の復旧協力など
災害時の応援業務に関する協定書	(社)新潟県農業土木技術協会	H20. 11. 10	災害時における農地・農業用施設の応援協力など
災害時等における応援業務に関する協定書	(株)トップライズ	R07. 08. 28	災害時等における調査（映像・画像撮影）協力など

## 4) 災害情報に関する協定

協定名称	協定締結先	締結年月日	協定概要
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 北陸地方整備局	H23.03.01	災害時における情報交換など
新潟県国道事務所と阿賀町の情報共有に関する協定	国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所	H24.10.10	災害時における国道49号に関する情報交換など
災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定書	長岡移動電話システム(株)	H30.09.01	大規模災害が発生した場合に開設する臨時災害放送局の運用について
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	R04.06.01	災害に係る情報発信など

## 5) 災害復興に関する協定

協定名称	協定締結先	締結年月日	協定概要
災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人 阿賀町社会福祉協議会	R04.04.01	災害時におけるボランティアセンターの設置・運営など
被災者生活再建支援制度の実施にかかる事務委託契約書	(公財)都道府県センター	R04.08.18	被災者生活再建支援金の支給に関する事務について
市町村職員による保険所相談等業務の応援等に関する協定書	新潟県	R05.09.11	新興・再興感染症に係る保健所相談等の業務の応援など
新潟県被災者生活再建支援システムに係る費用負担等に関する協定書	新潟県	R06.03.28	システムに係る費用負担など

## 6) 消防相互応援協定

協定名称	協定締結先	締結年月日	協定概要
阿賀町・新発田地域広域事務組合消防応援協定書	新発田地域広域事務組合	H17.04.01	消防業務の相互応援
阿賀野市・阿賀町消防相互応援協定書	阿賀野市	H17.09.01	消防業務の相互応援
消防相互応援協定書	喜多方地方広域市町村圏組合	H17.04.01	消防業務の相互応援
新潟県広域消防相互応援協定書	新潟県市町村等	H17.03.19	消防業務の相互応援
新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	新潟県	H17.04.01	航空機の応援
磐越自動車道消防相互応援協定書	阿賀野市消防本部	H17.09.01	三川ICから安田IC間の消防業務の相互応援
磐越自動車道消防相互応援協定書	喜多方地方広域市町村圏組合	H17.04.01	津川ICから西会津IC間の消防業務の相互応援

## 1. 防災組織に関する資料

### 7) 原子力災害に関する協定

協定名称	協定締結先	締結年月日	協定概要
東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書	東京電力(株)	H25.01.09	町民の安全と安心確保など
原子力防災資機材使用貸借契約書	新潟県	R02.03.23	原子力防災資機材の貸借など

### 8) 町内郵便局との相互協力協定

協定名称	協定締結先	締結年月日	協定概要
災害発生時における阿賀町と阿賀町内郵便局の協力に関する協定書	阿賀町内郵便局(津川、三川、鹿瀬、日出谷、豊実、五十島、新谷、東下条郵便局)	H27.06.25	災害時における郵便業務等の非常取り扱いなど

### 9) 福祉避難所の設置運営に関する協定

協定名称	協定締結先	締結年月日	協定概要
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 阿賀町社会福祉協議会	H27.12.01	災害時における要援護者等の受入など
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 東蒲原福社会	H27.12.01	災害時における要援護者等の受入など

### 10) 維持管理等に関する協定

協定名称	協定締結先	締結年月日	協定概要
新潟県防災行政無線の管理運営に関する協定書	新潟県	R03.02.01	無線局の設置及び管理運営について
維持管理協定書	日本放送協会新潟放送局、(株)新潟放送、(株)NST新潟総合テレビ、(株)テレビ新潟放送網、(株)新潟テレビ二十一	R03.04.01	笠菅山山頂施設用地、保守道路及び近隣林野の維持管理

## 2. 災害危険区域等に関する資料

## 2-1 防災上注意すべき自然条件

## 1) 土砂災害警戒区域（令和7年3月31日現在）

## 1. 阿賀町内の指定数

土砂災害警戒区域の指定数							
急傾斜		土石流		地滑り		計	
	特別		特別		特別		特別
129	96	174	103	48		351	199

## 2. 土砂災害警戒区域の指定状況

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
あが野北	あが野北(1)	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
あが野南	あが野ニュータウン	土石流	2015/3/20	—
あが野南	あが野ニュータウン1	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
あが野南	あが野ニュータウン2	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
七名乙	中棒目貴沢北沢	土石流	2013/2/5	—
七名乙	中棒目貴沢南沢	土石流	2013/2/5	—
七名乙	丸淵(1)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
七名乙	丸淵(2)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	—
七名乙	丸淵(3)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	—
七名乙	大尾	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	—
七名乙	宮ノ沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
七名乙	後川	土石流	2013/2/5	2013/2/5
七名乙	薪世沢	土石流	2013/2/5	—
七名乙	黒倉(1)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
七名乙	黒倉(2)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	—
七名甲	水上沢	土石流	2015/3/20	—
七名甲	沢入沢支流	土石流	2015/3/20	2015/3/20
七名甲	沢入沢本流	土石流	2015/3/20	2015/3/20
三宝分丙	三ノ口沢	土石流	2014/12/16	2014/12/16
三宝分丙	安用	急傾斜地の崩壊	2014/12/16	—
三宝分乙	相高島-1	急傾斜地の崩壊	2014/12/16	2018/12/21
三宝分甲	三宝分甲(1)	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	—
三宝分甲	栗瀬-1	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20

## 2. 災害危険区域等に関する資料

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
三宝分甲	栗瀬-2	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
三方乙	千石沢	土石流	2015/3/20	—
三方乙	堂ノ頭沢	土石流	2015/3/20	—
三方乙	谷地	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
三方乙	黒谷	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
三方乙	黒谷(H25)	地滑り	2015/3/20	—
三方乙	黒谷沢	土石流	2015/3/20	2015/3/20
三方甲	三方甲(1)	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
三方甲	明谷沢	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	—
三方甲	明谷沢	地滑り	2015/3/20	—
三方甲	相高島-2	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	—
上島	上島	急傾斜地の崩壊	2010/9/7	2010/9/7
上島	上島	地滑り	2010/9/7	—
上島	上沢	土石流	2010/9/7	—
中ノ沢	オツケ沢	土石流	2012/10/23	2012/10/23
中ノ沢	不動沢	土石流	2012/10/23	2012/10/23
中ノ沢	中ノ沢	急傾斜地の崩壊	2012/10/23	2012/10/23
中ノ沢	中ノ沢(1)	地滑り	2012/10/23	—
中ノ沢	中ノ沢(2)	地滑り	2012/10/23	—
中ノ沢	中ノ沢(3)	地滑り	2012/10/23	—
中ノ沢	幸地沢	土石流	2012/10/23	2012/10/23
中ノ沢	御宮沢	土石流	2012/10/23	2012/10/23
九島	九島(1)	急傾斜地の崩壊	2015/3/31	2015/3/31
九島	九島(2)	急傾斜地の崩壊	2015/3/31	—
九島	長木	急傾斜地の崩壊	2015/3/31	—
五十島	ガンゾウ沢	土石流	2006/3/3	—
五十島	五十島	地滑り	2015/12/8	—
五十島	五十島-1	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
五十島	五十島-2	急傾斜地の崩壊	2018/12/21	2018/12/21
五十島	五十島-3	急傾斜地の崩壊	2010/9/7	2018/12/21
五十島	大満寺沢	土石流	2006/3/3	—
五十島	大須郷	地滑り	2015/3/20	—
五十島	日野沢川	土石流	2006/3/3	2010/9/7
五十沢	両留山沢	土石流	2010/9/7	—
五十沢	五十沢	地滑り	2010/9/7	—
五十沢	五十沢-1	急傾斜地の崩壊	2010/9/7	2010/9/7

2. 災害危険区域等に関する資料

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
五十沢	五十沢 - 2	急傾斜地の崩壊	2010/9/7	2010/9/7
五十沢	五十沢 - 3	急傾斜地の崩壊	2010/9/7	2010/9/7
五十沢	五十沢 - 4	急傾斜地の崩壊	2010/9/7	2010/9/7
五十沢	大曾久保	地滑り	2010/9/7	—
五十沢	明ヶ沢	土石流	2010/9/7	2010/9/7
五十沢	沢入沢	土石流	2010/9/7	2010/9/7
五十沢	蔵沢	土石流	2010/9/7	2010/9/7
京ノ瀬	京ノ瀬	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
京ノ瀬	京ノ瀬	地滑り	2013/2/5	—
京ノ瀬	清川	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
京ノ瀬	清川	地滑り	2013/2/5	—
京ノ瀬	蟹沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
倉ノ平	倉ノ平	急傾斜地の崩壊	2012/11/27	2012/11/27
倉ノ平	倉ノ平	地滑り	2012/11/27	—
八ツ田	八ツ田	急傾斜地の崩壊	2014/2/7	2014/2/7
八ツ田	八ツ田	地滑り	2014/2/7	—
八ツ田	八ツ田沢	土石流	2014/2/7	2014/2/7
八木山	中ノ沢	土石流	2012/11/27	—
八木山	八木山沢	土石流	2012/11/27	2012/11/27
八木山	八木山 - 1	急傾斜地の崩壊	2012/11/27	—
八木山	八木山 - 2	急傾斜地の崩壊	2012/11/27	2012/11/27
八木山	八木山 - 3	急傾斜地の崩壊	2012/11/27	2012/11/27
八木山	八木山 1	地滑り	2012/11/27	—
八木山	八木山 2	地滑り	2012/11/27	—
八木山	原	土石流	2012/11/27	—
八木山	向沢	土石流	2012/11/27	2012/11/27
八木山	観音沢東沢	土石流	2012/11/27	—
八木山	観音沢西沢	土石流	2012/11/27	—
取上	取上	地滑り	2010/9/7	—
取上	取上 1	急傾斜地の崩壊	2010/9/7	2010/9/7
取上	取上 2	急傾斜地の崩壊	2010/9/7	2010/9/7
取上	市ノ沢	土石流	2006/3/3	2010/9/7
古岐	入の沢	土石流	2012/10/12	2012/10/12
古岐	古岐	急傾斜地の崩壊	2012/10/12	2012/10/12
古岐	古岐	地滑り	2012/10/12	—
古岐	小屋場川	土石流	2012/10/12	2012/10/12

## 2. 災害危険区域等に関する資料

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
向鹿瀬	丈山	地滑り	2013/2/5	—
向鹿瀬	赤崎山	地滑り	2012/11/27	—
大倉甲	北沢	土石流	2014/12/16	2014/12/16
大倉甲	柴倉	急傾斜地の崩壊	2014/12/16	—
大倉甲	柴倉	地滑り	2014/12/16	—
大牧	唐沢	土石流	2013/2/5	—
大牧	大沢 (1)	土石流	2013/2/5	2013/2/5
大牧	大沢 (2)	土石流	2013/2/5	2013/2/5
大牧	大沢 (3)	土石流	2013/2/5	2013/2/5
大牧	大牧 (1)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
大牧	大牧 (2)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
天満	三郷沢	土石流	2014/2/7	—
天満	天満	急傾斜地の崩壊	2014/2/7	—
天満	天満 (2)	急傾斜地の崩壊	2014/2/7	2014/2/7
小出	上入沢	土石流	2008/11/4	2008/11/4
小出	東岐 - 1	急傾斜地の崩壊	2008/11/4	2008/11/4
小出	東岐 - 2	急傾斜地の崩壊	2008/11/4	2008/11/4
小出	東岐 - 3	急傾斜地の崩壊	2008/11/4	2008/11/4
小出	武須沢 (1)	土石流	2008/11/4	—
小出	武須沢 (2)	土石流	2008/11/4	2008/11/4
小出	牧野 - 2	急傾斜地の崩壊	2015/3/13	2015/3/13
小出	牧野 - 1	急傾斜地の崩壊	2008/11/4	2008/11/4
小出	長坂	急傾斜地の崩壊	2008/11/4	2008/11/4
小出	長坂沢	土石流	2008/11/4	2008/11/4
小手茂	佐惣ノ入沢	土石流	2014/12/16	2014/12/16
小手茂	堂ノ入	土石流	2014/12/16	—
小手茂	小手茂	地滑り	2014/12/16	—
小手茂	小手茂-1	急傾斜地の崩壊	2014/12/16	2014/12/16
小手茂	小手茂-2	急傾斜地の崩壊	2014/12/16	2014/12/16
小手茂	小手茂-3	急傾斜地の崩壊	2014/12/16	2014/12/16
小手茂	細入沢	土石流	2014/12/16	—
小手茂	細田沢	土石流	2014/12/16	—
小花地	お宮野沢 (1)	土石流	2012/10/12	—
小花地	お宮野沢 (2)	土石流	2012/10/12	—
小花地	小花地	急傾斜地の崩壊	2012/10/12	2012/10/12
小花地	小花地(H25)	地滑り	2015/3/20	—

2. 災害危険区域等に関する資料

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
岡沢	中野沢	土石流	2008/11/4	2008/11/4
岡沢	大沢	土石流	2008/11/4	2008/11/4
岡沢	岡沢	急傾斜地の崩壊	2008/11/4	2008/11/4
岡沢	岡沢1	地滑り	2008/11/4	—
岡沢	岡沢2	地滑り	2008/11/4	—
岡沢	柿の沢	土石流	2008/11/4	2008/11/4
岩谷	岩谷(1)	急傾斜地の崩壊	2012/10/23	2012/10/23
岩谷	岩谷(2)	急傾斜地の崩壊	2012/10/23	2012/10/23
岩谷	水上沢	土石流	2012/10/23	2012/10/23
川口	川口	急傾斜地の崩壊	2008/3/28	2010/9/7
川口	川口	地滑り	2010/9/7	—
川口	白川	地滑り	2010/9/7	—
広沢	広沢-1	急傾斜地の崩壊	2012/10/23	—
広沢	広沢-2	急傾斜地の崩壊	2012/10/23	—
広谷丙	吉小屋の沢	土石流	2015/3/20	2015/3/20
広谷丙	堤の沢	土石流	2015/3/20	2015/3/20
広谷丙	墓の沢	土石流	2015/3/20	2015/3/20
広谷丙	宮ノ沢	土石流	2015/3/20	—
広谷丙	居平	土石流	2015/3/20	—
広谷丙	袖	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
広谷丙	袖・漆沢	地滑り	2015/3/20	—
広谷乙	八田蟹	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	—
広谷乙	広谷丙(1)	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	—
広谷乙	広谷乙(1)	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	—
払川	亀ノ沢	土石流	2013/3/22	2013/3/22
払川	払川	急傾斜地の崩壊	2013/3/22	2013/3/22
払川	払川沢	土石流	2013/3/22	2013/3/22
新谷	山根沢	土石流	2012/8/3	2012/8/3
新谷	山根沢左	土石流	2012/8/3	—
新谷	新谷	急傾斜地の崩壊	2012/8/3	2012/8/3
新谷	新谷川右岸	地滑り	2012/8/3	—
新谷	新谷川左岸	地滑り	2012/8/3	—
新谷	新谷(1)	急傾斜地の崩壊	2012/8/3	2012/8/3
新谷	杉原沢	土石流	2012/8/3	—
新谷	杉原沢左支川	土石流	2012/8/3	—
新谷	滝ノ沢	土石流	2012/8/3	2012/8/3

## 2. 災害危険区域等に関する資料

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
日出谷	中村	急傾斜地の崩壊	2008/11/4	2008/11/4
日出谷	中村川	土石流	2008/11/4	2008/11/4
日出谷	夏渡戸	地滑り	2008/11/4	—
日出谷	山田沢	土石流	2008/11/4	2008/11/4
日出谷	当麻	地滑り	2008/11/4	—
日出谷	当麻 - 1	急傾斜地の崩壊	2008/11/4	2008/11/4
日出谷	当麻 - 2	急傾斜地の崩壊	2008/11/4	2008/11/4
日出谷	水口沢	土石流	2008/11/4	—
日出谷	水沢頭沢	土石流	2008/11/4	2008/11/4
日出谷	水頭沢	土石流	2008/11/4	2018/12/21
日出谷	神治沢	土石流	2008/11/4	—
日出谷乙	平瀬(H25)	地滑り	2015/3/20	—
日野川丙	宮ノ沢	土石流	2015/3/20	2015/3/20
日野川乙	日野川乙(1)	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	—
日野川乙	日野川乙(2)	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	—
日野川甲	ヨシガ沢	土石流	2015/3/20	—
東山	エムツムキ沢	土石流	2013/2/5	—
東山	ゴウシ沢	土石流	2013/2/5	—
東山	タケノ沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
東山	中山(1)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
東山	中山(2)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	—
東山	太田沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
東山	広手(1)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
東山	広手(2)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
東山	広手(3)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2018/12/21
東山	後山沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
東山	東山(1)	土石流	2015/3/20	—
東山	東山(2)	土石流	2015/3/20	—
東山	沼田尻沢	土石流	2013/2/5	—
東山	面倉-1	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
東山	面倉沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
東山	面倉(2)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
東山	面倉(3)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
東山	黒岩沢・東ノ沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
津川	奥田	急傾斜地の崩壊	2012/10/12	2012/10/12
津川	奥田上沢	土石流	2012/10/12	—

2. 災害危険区域等に関する資料

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
津川	奥田下沢	土石流	2012/10/12	2012/10/12
津川	奥田中沢	土石流	2012/10/12	—
津川	小野戸－1	急傾斜地の崩壊	2012/10/12	2012/10/12
津川	小野戸－2	急傾斜地の崩壊	2012/10/12	2012/10/12
津川	津川1区、2区	急傾斜地の崩壊	2012/10/12	—
津川	津川10区、11区	急傾斜地の崩壊	2024/3/1	2024/3/1
津川	津川3区、4区	急傾斜地の崩壊	2012/10/12	—
津川	芦沢沢	土石流	2012/11/27	2012/11/27
田沢	七拾刈沢(1)	土石流	2012/11/27	2012/11/27
田沢	七拾刈沢(2)	土石流	2012/11/27	—
田沢	上村沢	土石流	2012/11/27	—
田沢	大下沢	土石流	2012/11/27	—
田沢	東沢	土石流	2012/11/27	—
田沢	東沢右支川	土石流	2012/11/27	—
田沢	栄山丙	地滑り	2012/11/27	—
田沢	瀬身沢	土石流	2012/11/27	2012/11/27
田沢	熊野沢(1)	土石流	2012/11/27	2012/11/27
田沢	熊野沢(2)	土石流	2012/11/27	—
田沢	田沢一ノ沢	土石流	2012/11/27	2012/11/27
田沢	田沢三ノ沢	土石流	2012/11/27	—
田沢	田沢二ノ沢	土石流	2012/11/27	—
田沢	田沢沢(1)	土石流	2012/11/27	2012/11/27
田沢	田沢沢(2)	土石流	2012/11/27	—
田沢	田沢沢(3)	土石流	2012/11/27	—
田沢	田沢－1	急傾斜地の崩壊	2012/11/27	2012/11/27
田沢	田沢－2	急傾斜地の崩壊	2012/11/27	2012/11/27
田沢	田沢－3	急傾斜地の崩壊	2012/11/27	2012/11/27
田沢	細入沢	土石流	2012/11/27	2012/11/27
白崎	新田沢	土石流	2010/9/7	2010/9/7
白崎	水無沢	土石流	2010/9/7	2010/9/7
白崎	牧ノ沢	土石流	2010/9/7	2010/9/7
白崎	鷺ノ上沢	土石流	2010/9/7	—
石戸	川くるみ沢	土石流	2008/3/28	—
石戸	水上沢(石戸)	土石流	2008/3/28	2010/9/7
石戸	石戸	急傾斜地の崩壊	2010/9/7	2010/9/7
石戸	石戸川	土石流	2008/3/28	2010/9/7

## 2. 災害危険区域等に関する資料

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
石戸	荒沢川	土石流	2010/9/7	2010/9/7
石間	上の沢川	土石流	2008/11/4	—
石間	下の沢川	土石流	2008/11/4	—
石間	平坪沢	土石流	2008/11/4	—
石間	石間 1	地滑り	2008/11/4	—
石間	石間 2	地滑り	2008/11/4	—
神谷丙	神谷丙(1)	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	—
神谷丙	神谷丙(2)	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
神谷甲	北広瀬沢	土石流	2014/2/7	—
神谷甲	広瀬	地滑り	2014/2/7	—
神谷甲	広瀬沢	土石流	2014/2/7	2014/2/7
神谷甲	広瀬-1	急傾斜地の崩壊	2014/2/7	2014/2/7
神谷甲	広瀬-2	急傾斜地の崩壊	2014/2/7	—
福取	福取	急傾斜地の崩壊	2014/2/7	2018/12/21
福取	福取	地滑り	2014/2/7	—
細越	上ノ滝川 1	土石流	2008/3/28	2010/9/7
細越	上ノ滝川 2	土石流	2008/3/28	2010/9/7
細越	助十郎沢	土石流	2008/3/28	2010/9/7
細越	古館	急傾斜地の崩壊	2010/9/7	2010/9/7
細越	古館	地滑り	2010/9/7	—
細越	古館沢	土石流	2008/3/28	2010/9/7
細越	笠菅山・細越	地滑り	2010/9/7	—
綱木	上綱木	急傾斜地の崩壊	2010/9/7	2010/9/7
綱木	下綱木	地滑り	2010/9/7	—
綱木	下綱木-1	急傾斜地の崩壊	2010/9/7	2010/9/7
綱木	下綱木-2	急傾斜地の崩壊	2010/9/7	2010/9/7
綱木	下綱木-3	急傾斜地の崩壊	2018/12/21	2018/12/21
綱木	吉ヶ沢	土石流	2010/9/7	2010/9/7
綱木	水口沢	土石流	2010/9/7	—
綱木	綱木	急傾斜地の崩壊	2010/9/7	2010/9/7
綱木	荒沢(1)	土石流	2010/9/7	2010/9/7
綱木	荒沢(2)	土石流	2010/9/7	2010/9/7
花立	平石沢	土石流	2014/2/7	2014/2/7
花立	花立	急傾斜地の崩壊	2014/2/7	2014/2/7
花立	花立	地滑り	2014/2/7	—
花立	花立(2)	急傾斜地の崩壊	2014/2/7	—

2. 災害危険区域等に関する資料

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
花立	花立-1	土石流	2014/2/7	—
行地	ガラメキ沢	土石流	2012/10/23	2012/10/23
行地	行地南	急傾斜地の崩壊	2012/10/23	2012/10/23
行地	足沢	土石流	2012/10/23	2012/10/23
角島	槇沢川	土石流	2013/2/5	2013/2/5
角島	角島	地滑り	2013/2/5	—
角島	角島(1)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
角島	角島(2)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
谷沢	仲畑沢	土石流	2013/5/14	2013/5/14
谷沢	仲畑沢右支川	土石流	2013/5/14	2013/5/14
谷沢	仲畑沢谷沢	土石流	2013/5/14	2013/5/14
谷沢	弘法沢	土石流	2013/5/14	2013/5/14
谷沢	桶端沢	土石流	2013/5/14	2013/5/14
谷沢	牧ノ口沢	土石流	2013/5/14	2013/5/14
谷沢	谷沢-1	急傾斜地の崩壊	2013/5/14	2013/5/14
谷沢	谷沢-2	急傾斜地の崩壊	2013/5/14	2013/5/14
豊実	下宮沢	土石流	2024/3/1	—
豊実	勘六沢	土石流	2008/5/30	2008/5/30
豊実	向沢	土石流	2008/5/30	2008/5/30
豊実	外栃馬沢	土石流	2008/5/30	2008/5/30
豊実	実川島	急傾斜地の崩壊	2010/9/7	2010/9/7
豊実	実川沢	土石流	2008/3/28	—
豊実	実川端沢	土石流	2008/5/30	2008/5/30
豊実	小荒	急傾斜地の崩壊	2008/3/28	—
豊実	島新田西沢	土石流	2008/3/28	—
豊実	徳根沢	土石流	2008/3/28	2010/9/7
豊実	新渡	急傾斜地の崩壊	2010/9/7	2010/9/7
豊実	水上沢(小荒)	土石流	2008/3/28	—
豊実	水上沢(荒沢)	土石流	2024/3/1	—
豊実	沢口沢	土石流	2008/5/30	2008/5/30
豊実	滝ノ沢	土石流	2008/5/30	2008/5/30
豊実	相馬沢-1	土石流	2008/5/30	2008/5/30
豊実	相馬沢-2	土石流	2008/5/30	2008/5/30
豊実	石神沢	土石流	2008/3/28	—
豊実	背戸ノ沢	土石流	2008/5/30	2008/5/30
豊実	藤ノ沢	土石流	2008/5/30	2008/5/30

## 2. 災害危険区域等に関する資料

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
豊実	藤三郎沢	土石流	2008/5/30	2008/5/30
豊実	豊実	急傾斜地の崩壊	2008/3/28	2018/12/21
豊実	野中ノ沢	土石流	2008/3/28	—
豊実	離石	急傾斜地の崩壊	2010/9/7	2010/9/7
豊実	離石沢	土石流	2008/3/28	2010/9/7
豊実	馬取沢	土石流	2024/3/1	—
豊実	馬取1	急傾斜地の崩壊	2008/3/28	2010/9/7
豊実	馬取2	急傾斜地の崩壊	2008/3/28	2010/9/7
豊実	麦生野	急傾斜地の崩壊	2008/3/28	—
豊実	麦生野沢	土石流	2008/3/28	—
豊実乙	離石(H25)	地滑り	2015/3/20	—
豊川乙	宮ノ沢	土石流	2015/3/20	2015/3/20
豊川乙	月裏沢	土石流	2015/3/20	—
豊川乙	石畑	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
豊川乙	石畑沢	土石流	2015/3/20	2015/3/20
豊川乙	豊川乙(1)	土石流	2015/3/20	—
豊川甲	太田(1)	急傾斜地の崩壊	2023/9/29	2023/9/29
豊川甲	太田(2)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	—
豊川甲	滝ノ口沢	土石流	2013/2/5	—
赤岩	赤岩	地滑り	2012/10/23	—
赤岩	赤岩沢	土石流	2012/10/23	—
野村	野村-1	急傾斜地の崩壊	2014/2/7	—
野村	野村-3	急傾斜地の崩壊	2014/2/7	—
野村	野村-4	急傾斜地の崩壊	2014/2/7	—
長谷	水上沢(長谷)	土石流	2006/3/3	2010/9/7
長谷	長谷	地滑り	2010/9/7	—
鹿瀬	きりん荘	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
鹿瀬	中岩沢	急傾斜地の崩壊	2010/9/7	2010/9/7
鹿瀬	宮古沢(支川1)	土石流	2006/3/3	2010/9/7
鹿瀬	宮古沢(支川2)	土石流	2006/3/3	2010/9/7
鹿瀬	木揚場沢	土石流	2006/3/3	2010/9/7
鹿瀬	木揚場沢(支川)	土石流	2006/3/3	—
鹿瀬	深戸	急傾斜地の崩壊	2010/9/7	2018/12/21
鹿瀬	深戸	地滑り	2010/9/7	—
鹿瀬	西ノ沢	土石流	2006/3/3	—
鹿瀬	角神	急傾斜地の崩壊	2008/3/28	—

## 2. 災害危険区域等に関する資料

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
鹿瀬	野砂利 (1)	土石流	2006/3/3	2010/9/7
鹿瀬	野砂利 (2)	土石流	2006/3/3	2010/9/7
鹿瀬	高橋	地滑り	2015/3/20	—
鹿瀬	麒麟山	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20

【土砂災害警戒区域に関する情報（指定状況・位置図・区域図）は下記リンク先参照】  
(Ctrl+クリック)

■ 土砂災害警戒区域等の指定状況 及び 基礎調査結果の公表状況

<https://www.sabou-niigata.jp/dosyahou/index.php>

### 2) 山地災害危険地区（令和7年3月31日現在）

#### 1. 新潟県の山地災害危険地区数

区 分	地区数
山腹崩壊危険地区	2,572
崩壊土砂流出危険地区	2,992
地すべり危険地区	572
雪崩危険箇所	1,447

【山地災害危険地区の位置は下記リンク先参照】(Ctrl+クリック)

■ 防災マップ

<https://www.bousai.pref.niigata.jp/contents/gaikyou/gaikyou.html>

2. 災害危険区域等に関する資料

3) 重要水防箇所（出典：令和7年度 新潟県水防計画）

1. 重要水防箇所評定基準（案）

国水環保第19号平成31年2月27日付「重要水防箇所評定基準（案）」

区分 種別	重 要 度			要 注 意 区 間
	重点 区 間	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 （ 溢 水 ）	A区間で、特に水防時に重点的に巡視すべき区間	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水		堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基 礎 地 盤 漏 水		堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘		水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物		河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。	
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。	
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。	

2. 災害危険区域等に関する資料

2. 重要水防箇所一覽

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置			現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法			
				箇所番号	郡市	町村区		大字	重点区間	A				B		
一級河川																
34	阿賀野川	1	阿賀野川	1	東蒲原	阿賀	豊実(徳根)	越水		左	200		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工		
				2	東蒲原	阿賀	豊実(離石)	越水		左	100		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工		
				3	東蒲原	阿賀	豊実(実川島)	越水		右	400		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工		
				4	東蒲原	阿賀	日出谷(当麻)	越水		右	700		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工		
				5	東蒲原	阿賀	日出谷(夏渡戸)	越水		左	400		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工		
				6	東蒲原	阿賀	鹿瀬(中岩沢)	越水				左	200	越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	
				7	東蒲原	阿賀	向鹿瀬(丈山)	越水		右	200		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工		
				8	東蒲原	阿賀	鹿瀬(深戸)	越水		左	1,000		越水	積み土のう工		
				9	東蒲原	阿賀	鹿瀬	越水		左	400		越水	積み土のう工		
				10	東蒲原	阿賀	鹿瀬(麒麟山温泉)	越水		左	300		越水	積み土のう工		
				11	東蒲原	阿賀	向鹿瀬	水衝 洗堀				右	430	欠壊	捨ブロック	
				12	東蒲原	阿賀	向鹿瀬	水衝 洗堀				右	70	欠壊	捨ブロック	
				13	東蒲原	阿賀	津川	水衝、洗堀 越水		左	800		越水 欠壊	積み土のう工 捨ブロック		
				14	東蒲原	阿賀	津川(鯉鱒橋)	水衝、洗堀 越水		左	500		欠壊 越水	捨ブロック 積み土のう工		
				15	東蒲原	阿賀	西	越水		左	600		越水	積み土のう工		
				16	東蒲原	阿賀	赤岩	水衝 洗堀				左	300	欠壊	捨ブロック	
				17	東蒲原	阿賀	角島	越水		右	1,500		越水	積み土のう工		
				18	東蒲原	阿賀	京ノ瀬	越水		右	1,500		越水	積み土のう工		
				19	東蒲原	阿賀	大牧	越水		右	400		越水	積み土のう工		
				20	東蒲原	阿賀	谷沢	水衝 洗堀					左	370	欠壊	捨ブロック
				21	東蒲原	阿賀	白崎	越水				右	800	越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	
				22	東蒲原	阿賀	川口	基礎地盤漏水 越水		右	50	右	400	越水 欠壊	釜段工 積み土のう工 木流し工	
				23	東蒲原	阿賀	岡沢	水衝・洗堀				右	100	欠壊	捨ブロック	
				24	東蒲原	阿賀	吉津	越水					左	2,140	越水	積み土のう工

2. 災害危険区域等に関する資料

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
34	阿賀野川	1	阿賀野川	25	東蒲原	阿賀	岩谷	越水			右 50		越水	積み土のう工
				26	東蒲原	阿賀	五十島	越水			左 600		越水	積み土のう工 木流し工
				27	東蒲原	阿賀	取上	越水			右 510		越水	積み土のう工 木流し工
				28	東蒲原	阿賀	石戸	越水			右 450		越水	積み土のう工 木流し工
				29	東蒲原	阿賀	釣浜 熊渡	越水			左 1,600		越水	積み土のう工
				30	東蒲原	阿賀	石間	越水			右 1,200		越水 決壊	積み土のう工
								(小計)			(16) 9,050	(14) 8,850	(1) 370	
		2	下ノ沢川	31 32	東蒲原	阿賀	石間	越水			右 200 左 200		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 400			
		3	上ノ沢川	33 34	東蒲原	阿賀	石間	越水			右 300 左 300		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 600			
		5	五十母川	35	東蒲原	阿賀	五十島	越水			左 500		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(1) 500			
		6	中ノ沢川	36 37	東蒲原	阿賀	岡沢	越水			右 660 左 230		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 890			
		8	行地川	38	東蒲原	阿賀	行地	水衝 洗堀			右 100		欠壊	木流し工
								(小計)			(1) 100			
		12	赤岩川	39 40	東蒲原	阿賀	赤岩	越水			右 20 左 20		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 40			
		13	西之沢川	41 42	東蒲原	阿賀	西	越水			右 200 左 200		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 400			
14	横沢川	43 44	東蒲原	阿賀	角島	越水			右 20 左 20		越水	積み土のう工		
						(小計)			(2) 40					
15	常浪川	45	東蒲原	阿賀	広瀬	水衝、洗堀 越水			左 700		欠壊	捨ブロック 積み土のう工		
		46	東蒲原	阿賀	栃堀	堤体漏水 基礎地盤漏水 越水			左 700 左 700		欠壊 越水	月の輪工 積み土のう工		

2. 災害危険区域等に関する資料

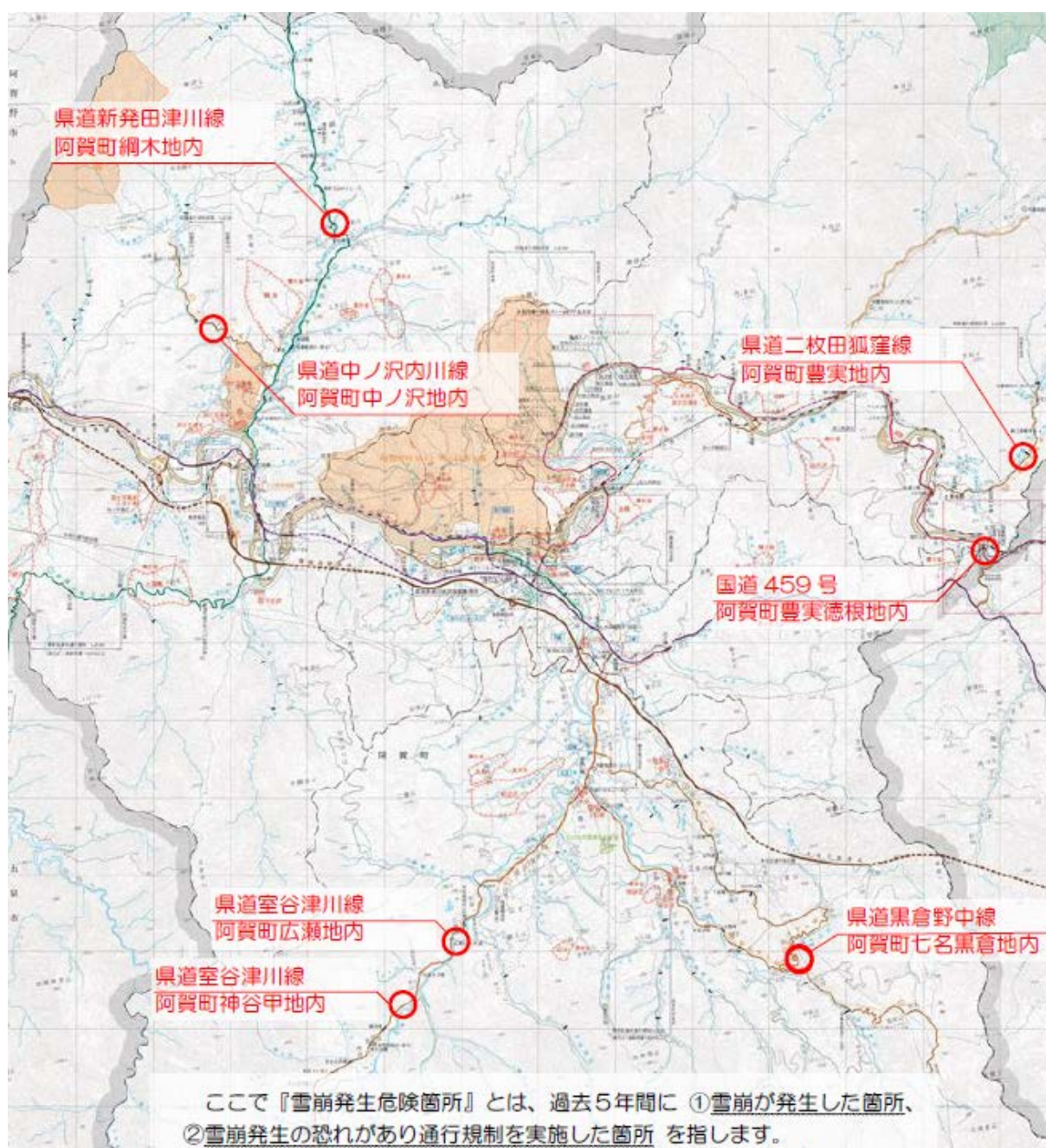
水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法	
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B				
34	阿賀野川	15	常浪川	47	東蒲原	阿賀	芹田	水衝洗堀				左 200	欠壊	木流し工	
				48	東蒲原	阿賀	九島	越水			右 1,300		越水	積み土のう工	
				49	東蒲原	阿賀	平堀	越水		左 1,000	左 1,600		越水欠壊	積み土のう工 木流し工	
				50	東蒲原	阿賀	津川	越水			左 300		越水欠壊	積み土のう工	
								(小計)		(2) 1,700	(5) 4,600	(1) 200			
		16	姥堂川	51 52	東蒲原	阿賀	弘川	越水			右 200 左 200			越水	積み土のう工
				53 54	東蒲原	阿賀	津川	越水		右 800 左 50				越水	積み土のう工
				55	東蒲原	阿賀	津川	工作物		右 50					
				56 57	東蒲原	阿賀	津川	越水			右 97 左 424			越水	積み土のう工
				58 59	東蒲原	阿賀	津川	陸こう				右 3 左 6			
								(小計)		(3) 900	(4) 921	(2) 9			
		18	音無川	60 61	東蒲原	阿賀	花立	水衝洗堀				右 470 左 50		欠壊	木流し工
								(小計)				(2) 520			
		21	戸沢川	62 63	東蒲原	阿賀	相高島	水衝洗堀			右 300 左 100			欠壊	木流し工
				64	東蒲原	阿賀	粟瀬	越水			左 200			越水	積み土のう工
								(小計)			(3) 600				
		26	中村川	65 66	東蒲原	阿賀	中村	水衝洗堀				右 250 左 200		欠壊	木流し工
								(小計)				(2) 450			
		24	馬取川	67	東蒲原	阿賀	馬取	水衝洗堀				右 100		欠壊	木流し工
								(小計)				(1) 100			
		11	谷沢川	68	東蒲原	阿賀	谷沢	堤体漏水 基礎地盤漏水		右 400				欠壊	月の輪工
								(小計)		(1) 400					
		一級河川計							(0) 0	(21) 12,050	(40) 17,941	(9) 1,649			
二級河川計							(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0					
事務所管内合計							(0) 0	(21) 12,050	(40) 17,941	(9) 1,649					

## 2. 災害危険区域等に関する資料

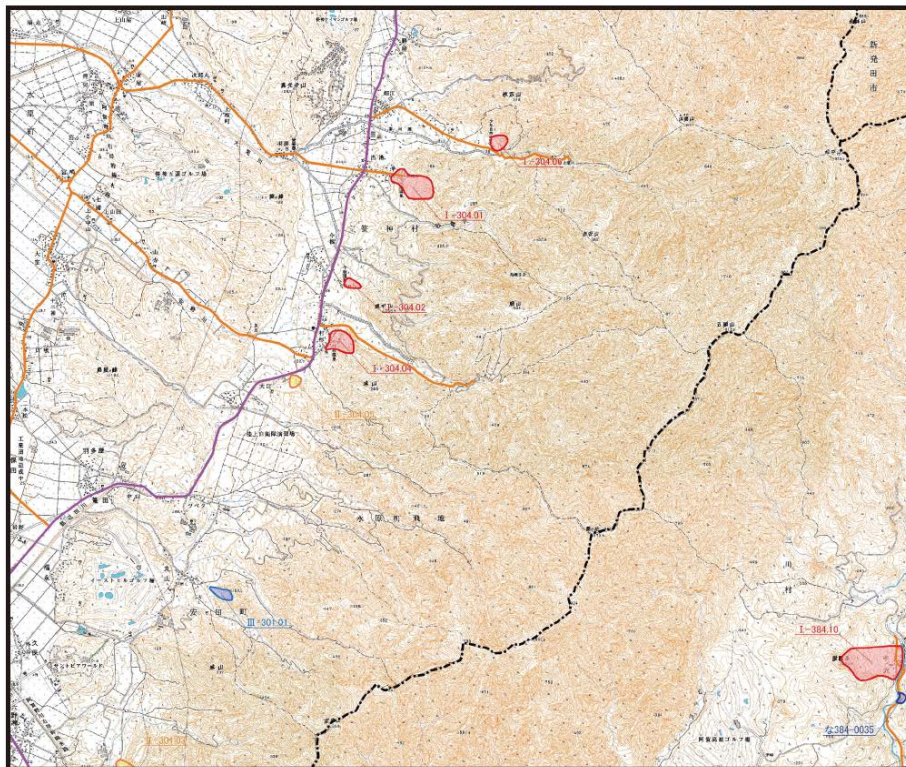
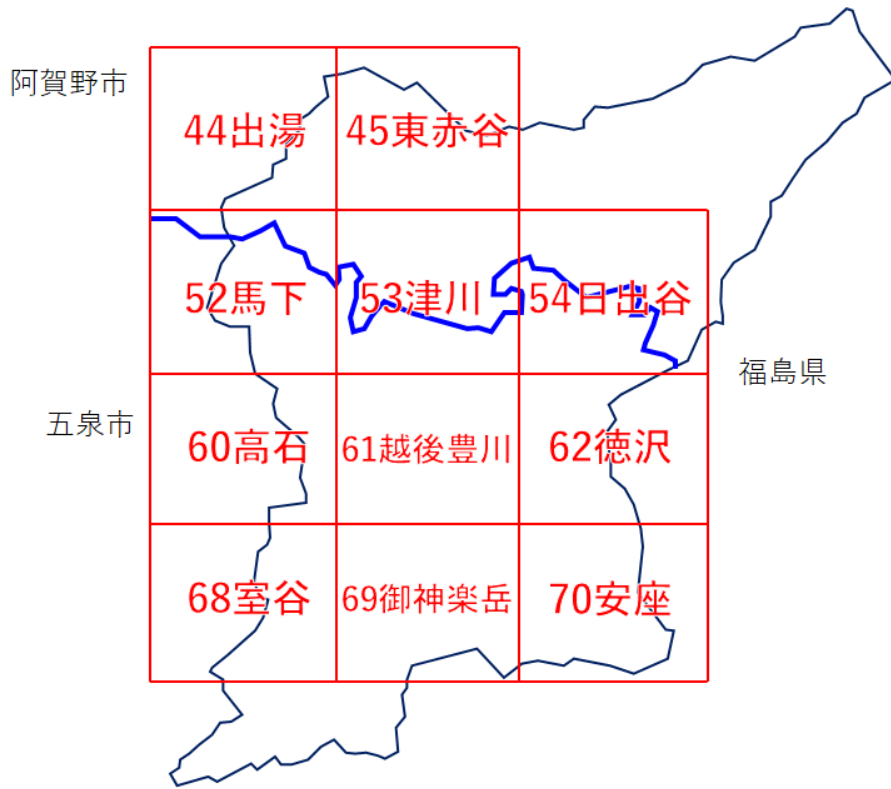
### 4) 雪崩危険箇所（出典：津川地区振興事務所ホームページ「防災情報」）

#### 1. 県管理道路の雪崩危険箇所

三川地域	県道新発田津川線（阿賀町綱木地内） 県道中ノ沢内川線（阿賀町中ノ沢地内）
鹿瀬地域	県道二枚田狐窪線（阿賀町豊実地内） 国道 459 号（阿賀町豊実徳根地内）
上川地域	県道黒倉野中線（阿賀町七名地内） 県道室谷津川線（阿賀町広瀬地内） 県道室谷津川線（阿賀町神谷甲地内）



2. 集落や山の雪崩危険箇所



044 出湯  
二次メッシュ番号 563952

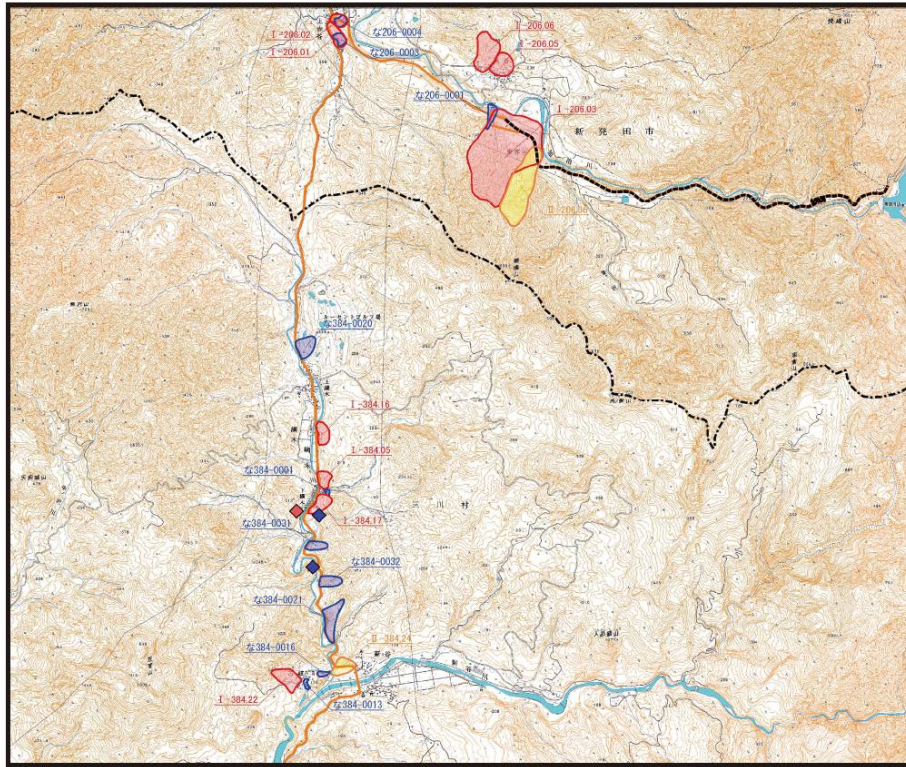
<凡例>			
雪崩危険箇所			
表示	所管課	項目	
		雪崩危険箇所（Ⅰ） 雪崩危険区域内で人家が1戸以上 （10戸未満）かつ、重要施設が多数 がある場合を含む。	
		雪崩危険箇所（Ⅱ） 雪崩危険区域内で人家1〜4戸	
		雪崩危険箇所（Ⅲ） 雪崩危険区域内で人家がない	
		治山	
		なだれ危険箇所	
		道路 管理 冬期閉鎖区間	
雪崩発生箇所			
	砂防	治山	道路 管理
平成16年度発生			
平成17年度発生			
平成18年度発生			
平成19年度発生			
平成20年度発生			
平成21年度発生			
平成22年度発生			
平成23年度発生			
平成24年度発生			

S=1/35,000  
図位置

	036	037
043	044	045
051	052	053

【この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平25 博検 第551号）  
【この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（空間基盤データ）を使用した。（承認番号 平25 博検 第537号）  
【背景として使用している数値地図25000（地図画像）は平成14年9月1日発行のもの複製し、国県道は平成25年11月末現在の状態を反映している。】

## 2. 災害危険区域等に関する資料

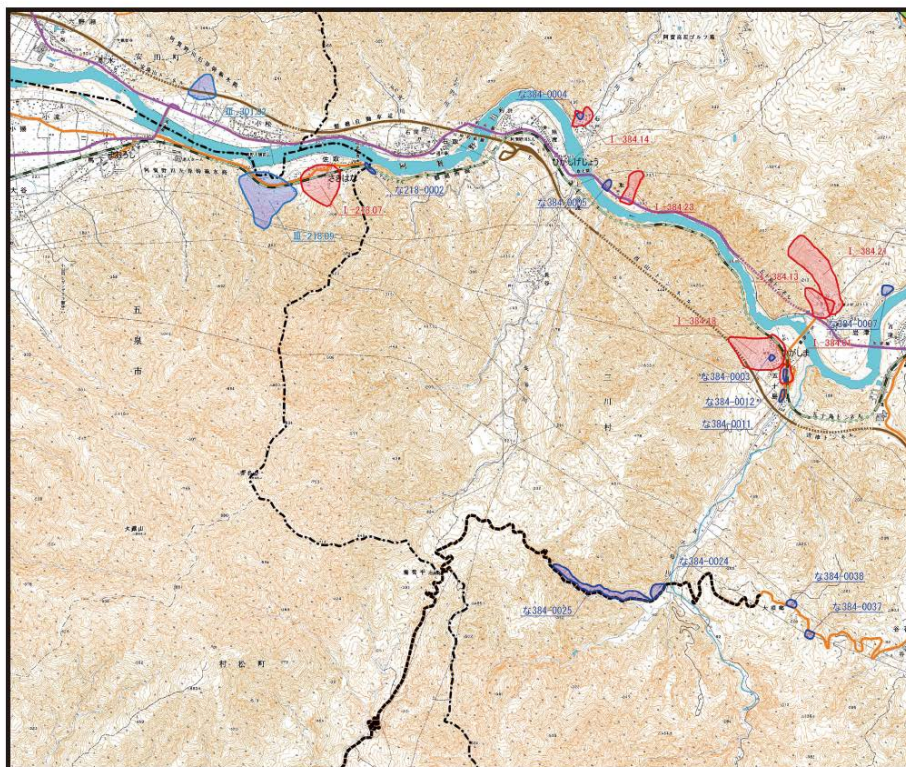


### 045 東赤谷

二次メッシュ番号 563953

表示		所管課	項目
雪崩危険箇所			
			雪崩危険箇所 (I) 雪崩危険区域内で人口50人以上 (3戸未満であつても重要公共物 が多数存在する)
			雪崩危険箇所 (II) 雪崩危険区域内で人口1～4戸
			雪崩危険箇所 (III) 雪崩危険区域内で人口がない
			治山 なだれ危険箇所
			道路 管理 冬期閉鎖区間
雪崩発生箇所			
		砂防	治山
			道路 管理
平成16年度発生			
平成17年度発生			
平成18年度発生			
平成19年度発生			
平成20年度発生			
平成21年度発生			
平成22年度発生			
平成23年度発生			
平成24年度発生			
S=1/35,000			
図位置			
036	037		
044	045		
052	053	054	

【この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平25 情保、第551号）  
 【この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（空間基準データ）を使用した。（承認番号 平25 情保、第537号）  
 【背景として使用している数値地図25000（地図画像）は平成14年10月1日発行のものを複製し、国風道は平成25年11月末現在の状態を反映している。】



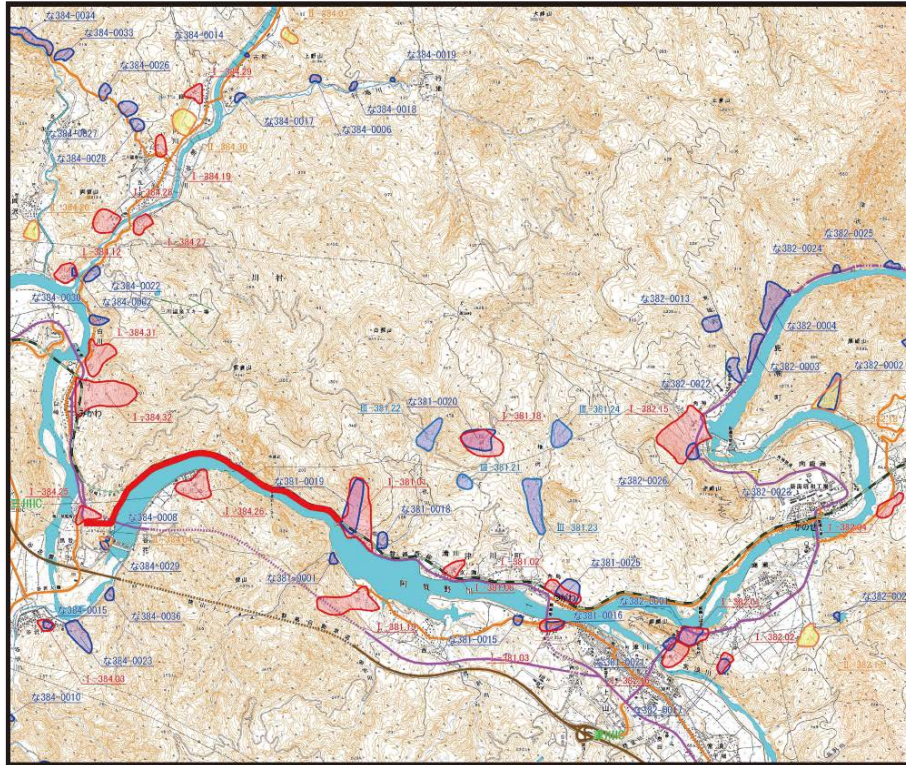
### 052 馬下

二次メッシュ番号 563942

表示		所管課	項目
雪崩危険箇所			
			雪崩危険箇所 (I) 雪崩危険区域内で人口50人以上 (3戸未満であつても重要公共物 が多数存在する)
			雪崩危険箇所 (II) 雪崩危険区域内で人口1～4戸
			雪崩危険箇所 (III) 雪崩危険区域内で人口がない
			治山 なだれ危険箇所
			道路 管理 冬期閉鎖区間
雪崩発生箇所			
		砂防	治山
			道路 管理
平成16年度発生			
平成17年度発生			
平成18年度発生			
平成19年度発生			
平成20年度発生			
平成21年度発生			
平成22年度発生			
平成23年度発生			
平成24年度発生			
S=1/35,000			
図位置			
043	044	045	
051	052	053	
059	060	061	

【この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平25 情保、第551号）  
 【この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（空間基準データ）を使用した。（承認番号 平25 情保、第537号）  
 【背景として使用している数値地図25000（地図画像）は平成14年10月1日発行のものを複製し、国風道は平成25年11月末現在の状態を反映している。】

2. 災害危険区域等に関する資料



053 津川

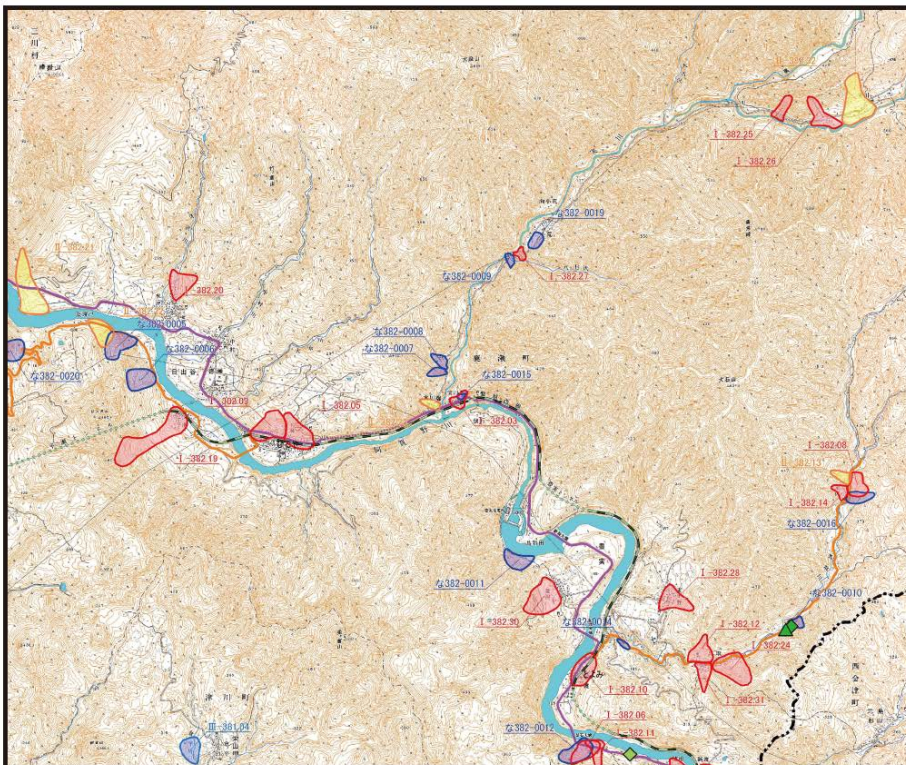
二次メッシュ番号 563943

<凡例>	
警備危険箇所	
表示	項目
	警備危険箇所 (Ⅰ) 警備危険箇所内で人口が10人以上 (3戸未満であつて重要公共物 が所在する箇所)
	警備危険箇所 (Ⅱ) 警備危険箇所内で人口1～4戸
	警備危険箇所 (Ⅲ) 警備危険箇所内で人口がない
	治山 なだれ危険箇所
	道路 管理 冬期閉鎖区間
警備発生箇所	
	砂防
	治山
	道路 管理
平成16年度発生	
平成17年度発生	
平成18年度発生	
平成19年度発生	
平成20年度発生	
平成21年度発生	
平成22年度発生	
平成23年度発生	
平成24年度発生	

S=1/35,000

図位置		
044	045	
052	053	045
060	061	062

【この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平25 情報 第551号)】  
 【この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間基盤データ)を使用した。(承認番号 平25 情報 第537号)】  
 【背景として使用している数値地図25000(地図画像)は平成14年10月1日発行のものを複製し、国境道は平成25年11月末現在の状態を反映している。】



054 日出谷

二次メッシュ番号 563944

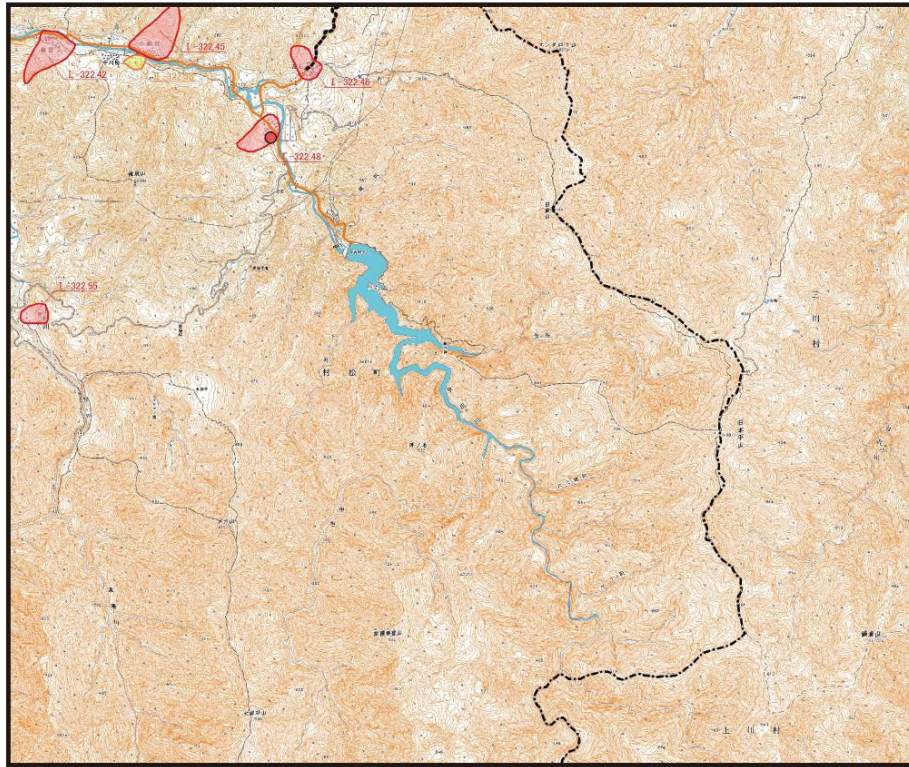
<凡例>	
警備危険箇所	
表示	項目
	警備危険箇所 (Ⅰ) 警備危険箇所内で人口が10人以上 (3戸未満であつて重要公共物 が所在する箇所)
	警備危険箇所 (Ⅱ) 警備危険箇所内で人口1～4戸
	警備危険箇所 (Ⅲ) 警備危険箇所内で人口がない
	治山 なだれ危険箇所
	道路 管理 冬期閉鎖区間
警備発生箇所	
	砂防
	治山
	道路 管理
平成16年度発生	
平成17年度発生	
平成18年度発生	
平成19年度発生	
平成20年度発生	
平成21年度発生	
平成22年度発生	
平成23年度発生	
平成24年度発生	

S=1/35,000

図位置		
045		
053	054	
061	062	

【この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平25 情報 第551号)】  
 【この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間基盤データ)を使用した。(承認番号 平25 情報 第537号)】  
 【背景として使用している数値地図25000(地図画像)は平成9年2月1日発行のものを複製し、国境道は平成25年11月末現在の状態を反映している。】

## 2. 災害危険区域等に関する資料



【この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 25 情保、第 551 号）  
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（空間基準データ）を使用した。（承認番号 平 25 情保、第 537 号）  
 「背景として使用している数値地図25000（地図画像）は平成 7 年 8 月 1 日発行のものを複製し、国庫道は平成 25 年 11 月末現在の状態を反映している。」

### 060 高石

二次メッシュ番号 563932

表示		所管課	項目
	雪崩危険箇所 (I)		雪崩危険区域内で人口50人以上 (3戸未満であつても重要公共物がある場合を含む)
	雪崩危険箇所 (II)		雪崩危険区域内で人口1～4戸
	雪崩危険箇所 (III)		雪崩危険区域内で人口がない
	治山		なだれ危険箇所
	道路管理		冬期閉鎖区間

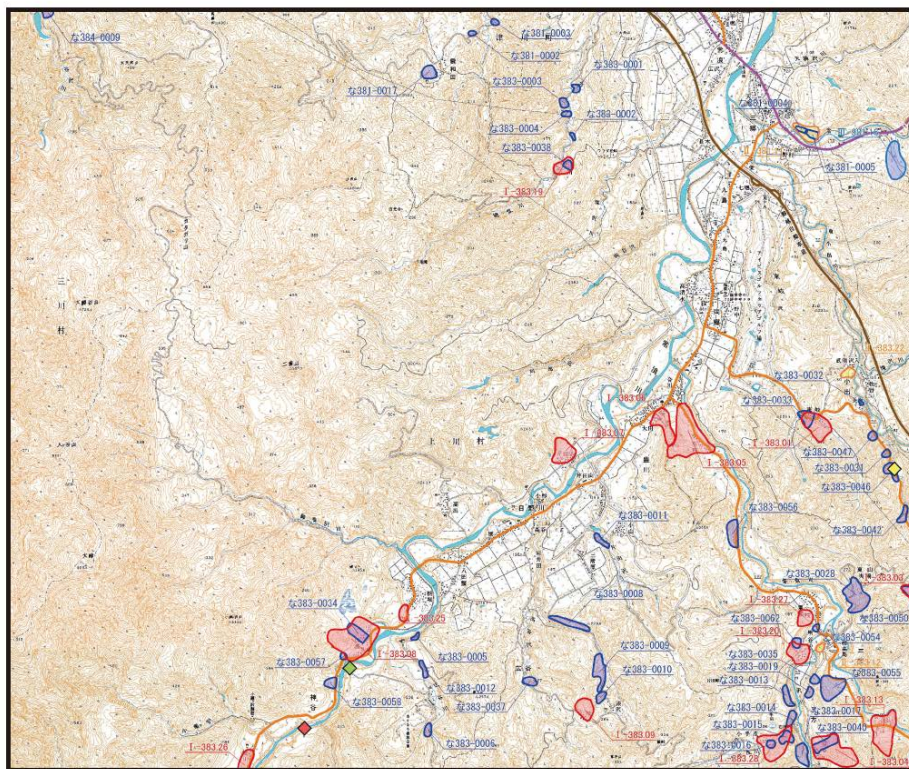
  

雪崩発生箇所			
	砂防	治山	道路管理
平成 16 年度発生			
平成 17 年度発生			
平成 18 年度発生			
平成 19 年度発生			
平成 20 年度発生			
平成 21 年度発生			
平成 22 年度発生			
平成 23 年度発生			
平成 24 年度発生			

S=1/35,000

図位置

051	052	053
059	060	061
067	068	069



【この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 25 情保、第 551 号）  
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（空間基準データ）を使用した。（承認番号 平 25 情保、第 537 号）  
 「背景として使用している数値地図25000（地図画像）は平成 15 年 7 月 1 日発行のものを複製し、国庫道は平成 25 年 11 月末現在の状態を反映している。」

### 061 越後豊川

二次メッシュ番号 563933

表示		所管課	項目
	雪崩危険箇所 (I)		雪崩危険区域内で人口50人以上 (3戸未満であつても重要公共物がある場合を含む)
	雪崩危険箇所 (II)		雪崩危険区域内で人口1～4戸
	雪崩危険箇所 (III)		雪崩危険区域内で人口がない
	治山		なだれ危険箇所
	道路管理		冬期閉鎖区間

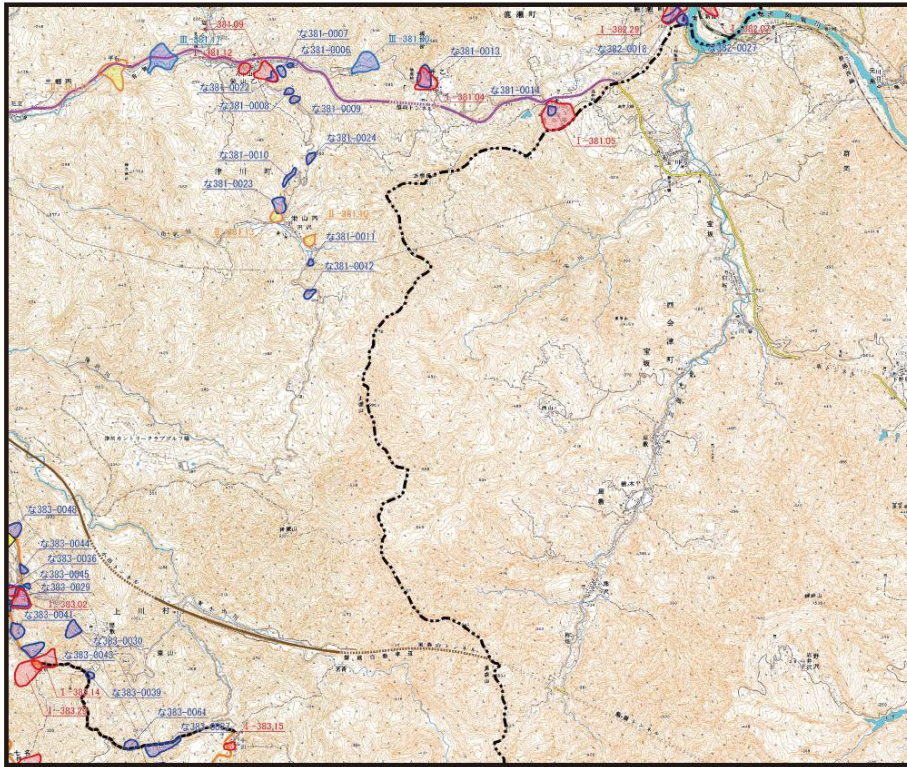
雪崩発生箇所			
	砂防	治山	道路管理
平成 16 年度発生			
平成 17 年度発生			
平成 18 年度発生			
平成 19 年度発生			
平成 20 年度発生			
平成 21 年度発生			
平成 22 年度発生			
平成 23 年度発生			
平成 24 年度発生			

S=1/35,000

図位置

052	053	045
060	061	062
068	069	070

2. 災害危険区域等に関する資料



062 徳沢  
二次メッシュ番号 563934

表示		所管課	項目
	雪崩危険箇所 (I)		雪崩危険区域内で人口が10人以上 (3戸未満) であつて重要公共物がある場合を含む)
	雪崩危険箇所 (II)		雪崩危険区域内で人口1～4戸
	雪崩危険箇所 (III)		雪崩危険区域内で人口がない
	治山		なだれ危険箇所
	道路管理		冬期閉鎖区域

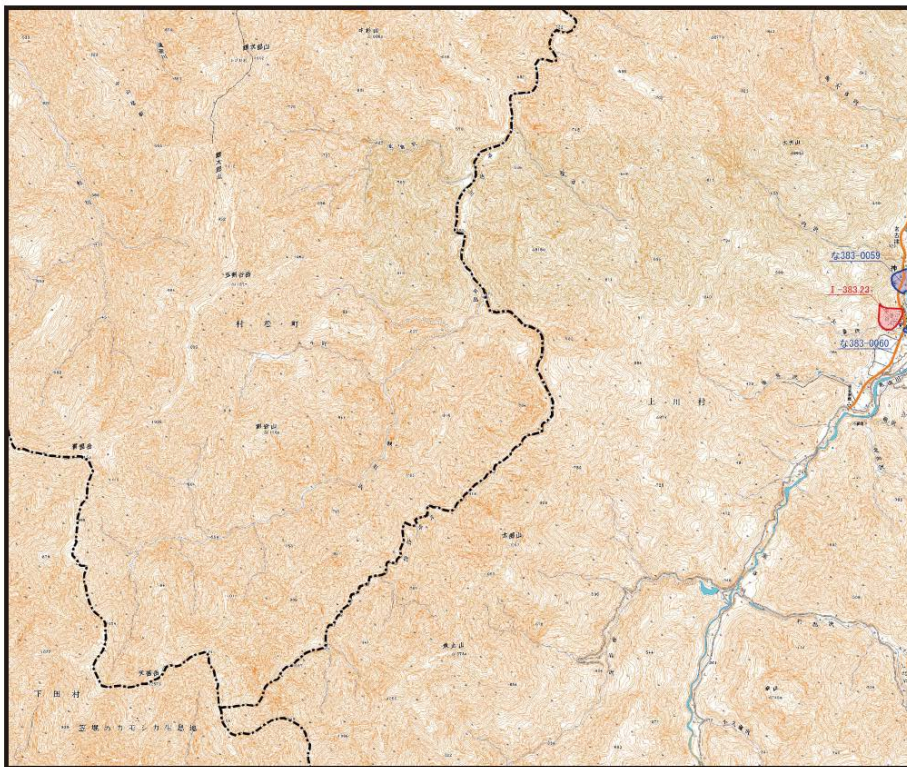
  

雪崩発生箇所			
	砂防	治山	道路管理
平成16年度発生			
平成17年度発生			
平成18年度発生			
平成19年度発生			
平成20年度発生			
平成21年度発生			
平成22年度発生			
平成23年度発生			
平成24年度発生			

S=1/35,000  
 図位置  

053	045
061	062
069	070

【この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平25 情保 第551号）  
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（空間基準データ）を使用した。（承認番号 平25 情保 第537号）  
 「背景として使用している数値地図25000（地図画像）は平成9年10月1日発行のものを複製し、国庫蔵は平成25年11月末現在の状態を反映している。」



068 室谷  
二次メッシュ番号 563922

表示		所管課	項目
	雪崩危険箇所 (I)		雪崩危険区域内で人口が10人以上 (3戸未満) であつて重要公共物がある場合を含む)
	雪崩危険箇所 (II)		雪崩危険区域内で人口1～4戸
	雪崩危険箇所 (III)		雪崩危険区域内で人口がない
	治山		なだれ危険箇所
	道路管理		冬期閉鎖区域

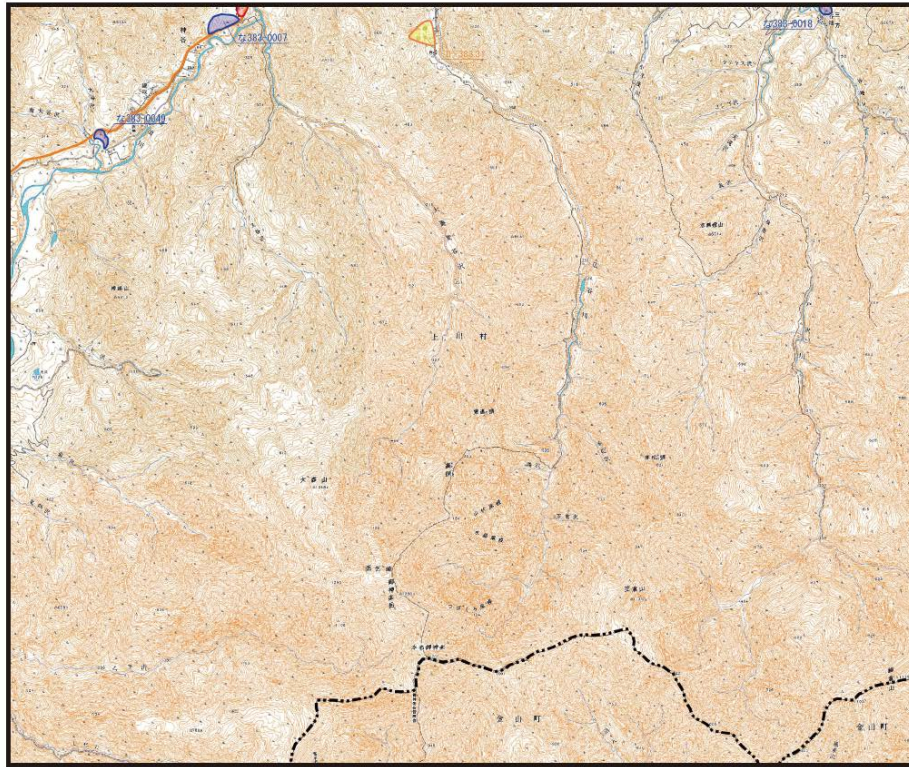
雪崩発生箇所			
	砂防	治山	道路管理
平成16年度発生			
平成17年度発生			
平成18年度発生			
平成19年度発生			
平成20年度発生			
平成21年度発生			
平成22年度発生			
平成23年度発生			
平成24年度発生			

S=1/35,000  
 図位置  

059	060	061
067	068	069
076		

【この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平25 情保 第551号）  
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（空間基準データ）を使用した。（承認番号 平25 情保 第537号）  
 「背景として使用している数値地図25000（地図画像）は平成7年8月1日発行のものを複製し、国庫蔵は平成25年11月末現在の状態を反映している。」

## 2. 災害危険区域等に関する資料



【この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 25 情保、第 551 号）  
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（空間基準データ）を使用した。（承認番号 平 25 情保、第 537 号）  
 「背景として使用している数値地図25000（地図画像）は平成7年8月1日発行のものを複製し、国庫道は平成25年11月末現在の状態を反映している。」

### 069 御神楽岳 二次メッシュ番号 563923

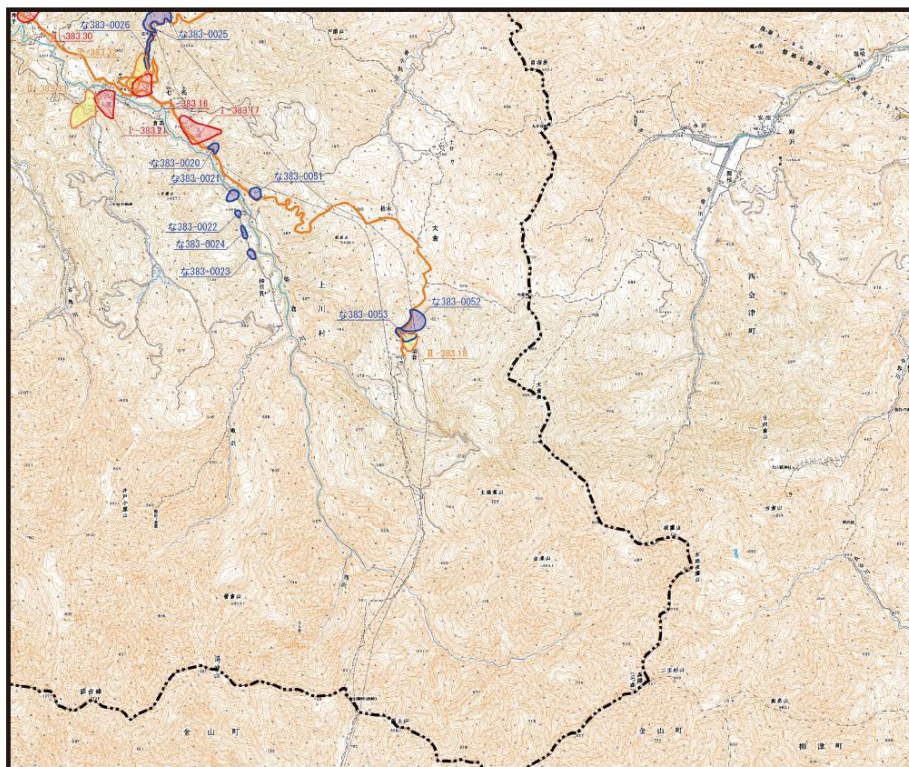
表示		所管課	項目
			雪崩危険箇所 (I) 雪崩危険区域内で人口50人以上 （3戸未満であつても重要公共物 がある場合を含む）
			雪崩危険箇所 (II) 雪崩危険区域内で人口1～4戸
			雪崩危険箇所 (III) 雪崩危険区域内で人口がない
			治山 なだれ危険箇所
			道路 管理 冬期閉鎖区間

雪崩発生箇所			
	砂防	治山	道路 管理
平成16年度発生			
平成17年度発生			
平成18年度発生			
平成19年度発生			
平成20年度発生			
平成21年度発生			
平成22年度発生			
平成23年度発生			
平成24年度発生			

S=1/35,000  
 図位置

060	061	062
068	069	070



【この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 25 情保、第 551 号）  
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（空間基準データ）を使用した。（承認番号 平 25 情保、第 537 号）  
 「背景として使用している数値地図25000（地図画像）は平成14年2月1日発行のものを複製し、国庫道は平成25年11月末現在の状態を反映している。」

### 070 安座 二次メッシュ番号 563924

表示		所管課	項目
			雪崩危険箇所 (I) 雪崩危険区域内で人口50人以上 （3戸未満であつても重要公共物 がある場合を含む）
			雪崩危険箇所 (II) 雪崩危険区域内で人口1～4戸
			雪崩危険箇所 (III) 雪崩危険区域内で人口がない
			治山 なだれ危険箇所
			道路 管理 冬期閉鎖区間

雪崩発生箇所			
	砂防	治山	道路 管理
平成16年度発生			
平成17年度発生			
平成18年度発生			
平成19年度発生			
平成20年度発生			
平成21年度発生			
平成22年度発生			
平成23年度発生			
平成24年度発生			

S=1/35,000  
 図位置

061	062
069	070

5) 各種ハザードマップ

町では各種自然災害（洪水、土砂災害、ため池災害）に対してハザードマップを作成・住民配布済み（町ホームページでも公開）

【各種ハザードマップは下記リンク先参照】（Ctrl+クリック）

■ 阿賀町洪水ハザードマップ

[https://www.town.aga.niigata.jp/kurashi\\_tetsuzuki/anzen\\_anshin/shobo\\_bosai/654.html](https://www.town.aga.niigata.jp/kurashi_tetsuzuki/anzen_anshin/shobo_bosai/654.html)

■ 阿賀町土砂災害ハザードマップ

[https://www.town.aga.niigata.jp/kurashi\\_tetsuzuki/anzen\\_anshin/shobo\\_bosai/658.html](https://www.town.aga.niigata.jp/kurashi_tetsuzuki/anzen_anshin/shobo_bosai/658.html)

■ 阿賀町ため池ハザードマップ

[https://www.town.aga.niigata.jp/kurashi\\_tetsuzuki/anzen\\_anshin/shobo\\_bosai/2221.html](https://www.town.aga.niigata.jp/kurashi_tetsuzuki/anzen_anshin/shobo_bosai/2221.html)

## 2. 災害危険区域等に関する資料

### 2-2 防災上注意すべき社会条件

#### 1) 指定文化財

No.	種 別	名 称	指定年月日	所在地
<b>国指定</b>				
1	建造物	平等寺薬師堂	大 12. 3. 28	岩谷 2102
2	建造物	護徳寺観音堂	昭 38. 7. 1	日出谷甲 3709
3	建造物	五十嵐家住宅	平 3. 5. 31	豊実 736
4	史 跡	室谷洞窟	昭 55. 2. 4	神谷丙 1372-1 ほか
5	史 跡	小瀬ヶ沢洞窟	昭 57. 12. 3	神谷甲
6	天然記念物	極楽寺の野中ザクラ	昭 2. 4. 8	両郷甲 1101-1 ほか
7	天然記念物	将軍スギ	昭 2. 4. 8	岩谷 2242
8	特別天然記念物	カモシカ	昭 30. 2. 15	飯豊山城ほか
<b>県指定</b>				
9	建造物	長楽寺観音堂	平 4. 3. 27	鹿瀬 7642
10	彫 刻	木造伝閻魔天倚像・木造伝俱生神坐像	昭 52. 3. 31	平堀 1738
11	彫 刻	木造地藏菩薩坐像	昭 52. 3. 31	平堀 1738
12	彫 刻	木造金剛力士立像	平 19. 3. 23	払川 1973
13	工芸品	高德寺の鰐口	昭 57. 3. 26	豊川甲 587
14	工芸技術	小出和紙	昭 49. 3. 30	小出
15	風俗慣習	ショウキ祭り	平 17. 3. 25	
16	史 跡	津川城跡	昭 40. 4. 7	津川 4125-1 ほか
17	天然記念物	キリン山の植物群落	昭 38. 3. 22	津川・鹿瀬
18	天然記念物	八坂神社社叢	昭 62. 3. 27	東山字中り戸ほか
<b>町指定</b>				
19	絵 画	小川庄上条組絵図面	平 17. 4. 1	豊川甲 236
20	絵 画	室谷全山図面	平 17. 4. 1	神谷
21	彫 刻	木造聖徳太子立像	平 17. 4. 1	田沢 532
22	彫 刻	木造青面金剛立像	平 17. 4. 1	天満 2
23	彫 刻	木造千手観音菩薩立像	平 17. 4. 1	鹿瀬 7642
24	彫 刻	木造地藏菩薩坐像	平 17. 4. 1	鹿瀬 7642
25	彫 刻	木造十王像	平 17. 4. 1	鹿瀬 7642
26	彫 刻	木造男神像	平 17. 4. 1	鹿瀬 7642
27	彫 刻	木造俱生神像	平 17. 4. 1	鹿瀬 7642
28	彫 刻	木造宝冠釈迦如来坐像	平 17. 4. 1	鹿瀬 7801
29	彫 刻	木造地藏菩薩立像	平 17. 4. 1	日出谷甲 3709
30	彫 刻	木造聖観音菩薩立像	平 17. 4. 1	日出谷甲 3709
31	彫 刻	木造聖観音菩薩立像	平 17. 4. 1	日出谷甲 3709
32	彫 刻	木造六地藏菩薩立像	平 17. 4. 1	日出谷甲 3709
33	彫 刻	木造如来形坐像	平 17. 4. 1	日出谷甲 3709
34	彫 刻	木造地藏菩薩立像	平 17. 4. 1	日出谷甲 3709
35	彫 刻	木造菩薩形立像	平 17. 4. 1	日出谷甲 2636
36	彫 刻	木造地藏菩薩坐像	平 17. 4. 1	豊実丁 571
37	彫 刻	木造天部形立像	平 17. 4. 1	日出谷乙 1592
38	工芸品	野中光明山観音寺鰐口	平 17. 4. 1	両郷甲 427-1
39	工芸品	梵鐘（和鐘）	平 17. 4. 1	払川 1973
40	古文書	長谷川功家旧蔵文書	平 17. 4. 1	豊川甲 236

2. 災害危険区域等に関する資料

No.	種別	名称	指定年月日	所在地
町指定				
41	歴資	福海観音菩薩像	平 17. 4. 1	津川 3313
42	民芸	石戸獅子舞	平 17. 4. 1	石戸
43	有民	野中光明山観音寺千手観世音菩薩籤	平 17. 4. 1	(両郷甲 427-1)
44	有民	芹田のいぼ地藏	平 17. 4. 1	日野川甲
45	史跡	旧会津街道石畳	平 17. 4. 1	京ノ瀬
46	史跡	福取の一里塚	平 17. 4. 1	福取
47	史跡	柳新田の一里塚	平 17. 4. 1	京ノ瀬
48	史跡	角島の追分道標	平 17. 4. 1	角島 4915
49	史跡	御小屋館跡	平 17. 4. 1	津川
50	史跡	新宮盛俊伝承の塚	平 17. 4. 1	鹿瀬 5397-1
51	史跡	保科正興の塚	平 17. 4. 1	日出谷甲 2278
52	史跡	人ヶ谷岩陰遺跡	平 17. 4. 1	広谷甲 2324-10
53	史跡	八木山の一り石	平 17. 4. 1	八木山 1032-3
54	史跡	津川河港	平 17. 4. 1	津川
55	天然記念物	田沢のいなり杉	平 17. 4. 1	田沢 234
56	天然記念物	槇沢の櫨	平 17. 4. 1	角島 4322
57	天然記念物	柳新田の桂	平 17. 4. 1	京ノ瀬 3735
58	天然記念物	雲和田のブナ	平 17. 4. 1	雲和田 593
59	天然記念物	田沢（東善寺）のイチョウ	平 17. 4. 1	田沢 532
60	天然記念物	高清水の大カヤ	平 17. 4. 1	両郷乙
61	天然記念物	熊野神社杉	平 17. 4. 1	日野川甲
62	天然記念物	山の神杉	平 17. 4. 1	豊川丙
63	天然記念物	人ヶ谷鍾乳洞	平 17. 4. 1	広谷
64	天然記念物	新沼特殊動植物群生地	平 17. 4. 1	広谷
65	天然記念物	ヒノキアスナロ群生地	平 17. 4. 1	東山字足沢
66	天然記念物	月山動植物生息地並びに自生地	平 17. 4. 1	豊川
67	天然記念物	道標姫桂	平 17. 4. 1	広谷甲 2324-10
68	天然記念物	阿弥陀アスナロ	平 17. 4. 1	広谷
69	天然記念物	日本平大池	平 17. 4. 1	五十島・谷沢
70	天然記念物	谷沢甌穴群	平 17. 4. 1	谷沢 4469-3
71	天然記念物	キマダラルリツバメ	平 21. 4. 1	

国指定 8 (建3. 史2. 天2. 特天1)

県指定 10 (建1. 彫2. 古1. 工芸1. 工技1. 風1. 史1. 天2)

町指定 53 (絵2. 彫17. 工芸2. 古1. 歴1. 民芸1. 有民2. 史10. 天17)



### 3. 防災施設等に関する資料

#### 3-1 水防関連施設

本項は、「令和7年度 津川地区振興事務所管内 水防計画」（津川地区振興事務所）からの抜粋である。

##### 1) 水防倉庫備蓄資材基準

水防管理団体は、水防資材を水防倉庫1棟につき、概ね次表のとおり備蓄しておくことを原則とし、当該資材は、水防作業の状況により水防管理者が適時使用し、使用後は直ちに補充しておくように努めるものとする。

名称	杭 木	布袋類	ビニールシート	鉄 線	ロープ	ツルハシ
(単 位)	(本)	(枚)	(枚)	(kg)	(kg)	(丁)
数 量	60	1,000	150	100	60	5

名称	スコップ	ナ タ	鋸	ペンチ	掛 矢
(単 位)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)
数 量	30	5	5	5	10

##### 2) 水防資材調達業者

津川地区振興事務所管内

調達業者名	所在地	電話番号	調達資材概要
(株) 巴 山 組	東蒲原郡阿賀町九島 1270	0254-95-2316	布袋類、縄、杭

##### 3) 水防資材異形ブロック備蓄状況調査

津川地区振興事務所管内

No.	備蓄場所	備蓄個数					貸出個数			備考
		1t	2t	4t	その他	計	貸出箇所	規格	個数	
①	阿賀町角島	0	0	193	0	193				
②	阿賀町谷花	0	0	231	0	231				
	計	0	0	424	0	424				

3. 防災施設等に関する資料

4) 水防倉庫及び水防資材備蓄状況

河川名	備蓄場所				管理団体名	水防資材																水防器材				
	補助・自営の別	都市	町村	大字		布	む		杭	鉄	鉄	蛇	フ	ビ	T	ロ	ワイ	油	川	吸	異	ス	掛	ハ	ツ	
						袋	し	縄	木	製	線	管	ト	ニ	型	ワイ	中	倉	着	型	コ	コ	ン	ル	コ	ン
枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁		
阿賀野川 (右岸)	自	東蒲原	阿賀	角島	阿賀町	600		2	300		60															
	〃	〃	〃	白崎	〃	4,300				10				2								50	2	2		
				(小計)		4,900		2	300		70				2							50	2	2		
阿賀野川 (左岸)	補	東蒲原	阿賀	鹿瀬	阿賀町	6,300			15	20			6		10							12			2	3
	自	〃	〃	津川	〃	1,450				6	180		4		1							50				
				(小計)		7,750			15	6	200		10		11							62			2	3
紫倉川	補	東蒲原	阿賀	豊川	阿賀町	600		5	30	5			10		2							15	1	3	1	
				(小計)		600		5	30	5			10		2							15	1	3	1	
谷沢川	補	東蒲原	阿賀	谷花	阿賀町	600				30			5									10	2		2	
				(小計)		600				30			5									10	2		2	
新谷川	補	東蒲原	阿賀	五十沢	阿賀町	200				30			5									10	2		2	
				(小計)		200				30			5									10	2		2	
五十母川	自	東蒲原	阿賀	五十島	阿賀町	600				30			5									10	2		2	
				(小計)		600				30			5									10	2		2	
				(町村有計)		14,650		7	345	6	365		35		15							157	9	5	9	3
県有	補	東蒲原	阿賀	津川	津川地区振興事務所	11,500			313	155			99		14					39	(4t) 424	64	12	16	20	
			〃	川口	津川地区振興事務所	1,495			20	100			5		5							9				
				(小計)		12,995			333	255			104		19					39	(4t) 424	73	12	16	20	
				(合計)		27,645		7	678	261	365		139		34				39	(4t) 424	230	21	21	29	3	

3. 防災施設等に関する資料

水 防 器 材																														
斧	鎌	ベ ン テ	鋤	鉋	し の	カ ッ タ の	照 明 器 具	一 輪 車	タ コ	蔦 口	鋤 廉	銅 製 月 の 輪	か ま す	鉄 バ イ ブ	ビ ニ ール バ イ ブ	板 類	リ ヤ カ バ ネ	コ ン パ ネ ル	マ サ カ リ	水 タ ル	と い	矢 板	救 命 胴 衣	ジ ャ ン ボ 土 の う	墨	オ イ ル プ ロ ッ タ ー	オ イ ル フ ェ ン ス	梯 子		
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m		
																							15							
	10	2	4	2						20														15						
	10	2	4	2						20														30						
	2	4	4	10			2																	15						
				2				8		30														15						
	2	4	4	12			2	8		30														30						
	5	2	2	1			1	3																15						
	5	2	2	1			1	3																15						
	2	2		2																				5						
	2	2		2																				5						
	2	2		2																				5						
	2	2		2																				5						
	2	2		2																				5						
	23	14	10	21			3	11		50														90						
	20		8	18			7	13			7				6				5					12	830			62		
	5																													
	25		8	18			7	13			7				6				5					12	830			62		
	48	14	18	39			10	24		50	7				6				5					102	830			62		

### 3. 防災施設等に関する資料

#### 3-2 地震災害関係施設

##### 1) 震度計設置場所

設置者	設置場所	所在地（阿賀町）	位置
県	阿賀町役場 本庁	津川 580	東経 139° 27 '33 " 北緯 37° 40' 32"
	阿賀町役場 鹿瀬支所	鹿瀬 8931-1	東経 139° 28 '54 " 北緯 37° 41' 35"
	阿賀町役場 上川支所	豊川甲 236	東経 139° 27 '50 " 北緯 37° 37' 38"
	阿賀町役場 三川支所	白崎 1182	東経 139° 22 '52 " 北緯 37° 42' 47"
国	旧鹿瀬中学校	鹿瀬 7797	東経 139° 28 '35 " 北緯 37° 41' 14"

## 3-3 除雪関連業者

## 1) 令和7年度 阿賀町除雪業者一覧

番号	会社名	住所	電話番号
1	(株)富田建設	阿賀町平堀 1212--6 番地	92-4810
2	(有)渡部土木	阿賀町平堀 2493-1 番地	92-4904
3	西興産(株)	阿賀町津川 612-1 番地	92-2598
4	(有)神田重機工事	阿賀町平堀 806-7 番地	92-4613
5	中野組	阿賀町津川 2359-1 番地	92-3345
6	(株)三興建設	阿賀町平堀 1664-1 番地	92-4091
7	斉藤建設	阿賀町平堀 1183-1 番地	92-5248
8	(有)齋藤興業	阿賀町払川 337 番地	95-2848
9	(有)山口重機建設	阿賀町平堀 2101 番地	92-4159
10	(有)斉明エンジニアリング	阿賀町鹿瀬 5900-1 番地	92-3698
11	(有)長谷川建設	阿賀町向鹿瀬 895 番地	92-2279
12	(株)昭和組	阿賀町向鹿瀬 1935 番地	92-2442
13	(株)巴山組	阿賀町日出谷乙 2485 番地	92-7500
14	(有)ダイセイ	阿賀町鹿瀬 5398-1 番地	92-5272
15	田部鉄工エンジニアリング(株)	阿賀町向鹿瀬 71 番地	92-2383
16	(有)小嶋組	阿賀町九島 5362-1 番地	95-2759
17	(有)東部圧送	阿賀町三宝分甲 792 番地	95-3111
18	磐越産業(株)	阿賀町九島 1295-1 番地	95-2311
19	(株)斎藤工務店	阿賀町津川 153-5 番地	92-4516
20	(有)上川林業	阿賀町日野川乙 1113 番地	95-2031
21	(有)マルワイ	阿賀町日野川乙 1889 番地	95-2264
22	(有)長谷川興業	阿賀町九島 1350-1 番地	95-3661
23	(有)マルトミ物産	阿賀町日野川丙 760 番地	92-4955
24	東蒲原郡森林組合	阿賀町両郷乙 515 番地	95-2016
25	(有)阿賀産業	阿賀町九島 929 番地	95-2925
26	(財)上川農業振興公社	阿賀町日野川甲 1502 番地	95-3650
27	本間道路(株)東蒲営業所	阿賀町津川 308 番地	92-5680
28	(財)三川農業振興公社	阿賀町新谷 396 番地	99-3672
29	(株)三川土建	阿賀町五十沢 1302-1 番地	99-3584
30	(株)新栄建設	阿賀町谷沢 1040 番地	99-2618
31	(有)阿賀グリーン	阿賀町細越 665-1 番地	99-2725
32	中ノ沢溪谷森林公園管理組合	阿賀町中の沢 1344-4 番地	99-2700
33	上川住宅資材	阿賀町平堀 1276-1 番地	92-5666
34	(有)小池工務店	阿賀町谷沢 1121 番地	99-2332
35	(有)共栄建設	阿賀町白崎 381 番地	99-2109
36	(有)三川造園	阿賀町釣浜 4930 番地	99-3355
37	(有)エコテック	阿賀町津川 1693 番地	92-3143
38	(株)水建設備工業	阿賀町西 2418-2 番地	92-4458
39	阿賀野石産(株)	阿賀町赤岩 3343 番地	92-2420

### 3. 防災施設等に関する資料

#### 3-4 雪災害関係施設等

##### 1) 降積雪観測点

(令和8年2月現在)

観測点名	所在地	所管	備考
新潟国道積雪量観測所	阿賀町福取	新潟国道事務所	
津川地域気象観測所	阿賀町津川 3913	新潟県	
鹿瀬支所	阿賀町鹿瀬 8931-1	阿賀町	
丸渕	阿賀町七名乙 1431 丙	新潟県	
三川支所	阿賀町白崎 1182	阿賀町	
上綱木	阿賀町上綱木	新潟県	

## 4. 災害緊急対応に関する資料

### 4-1 情報伝達に関する資料

#### 1) 阿賀町デジタル防災行政無線管理運用規程

平成 27 年 11 月 1 日

訓令第 19 号

##### (趣旨)

**第 1 条** この訓令は、阿賀町デジタル防災行政無線の管理運用に関し、電波法(昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。)及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

**第 2 条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線局とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 無線設備 無線電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (3) 統制局 無線局を総括し、陸上移動局を通信の相手として通信の運用を統制する基幹となる無線局をいう。
- (4) 中継基地局 統制局と陸上移動局及び陸上移動局間相互の通信を中継する無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する車載型及び携帯型や可搬無線局並びに特定の場所に常置して運用する半固定型の無線局をいう。
- (6) 無線従事者 無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

##### (無線局の名称等)

**第 3 条** 無線局の名称は、阿賀町デジタル防災行政無線とし、統制局は、阿賀町役場に置く。

##### (無線局の構成)

**第 4 条** 無線局の構成は、別図のとおりとする。

##### (総括責任者)

**第 5 条** 無線局に総括責任者を置き、総務課長をもって充てる。

- 2 総括責任者は、無線局の管理運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

##### (管理責任者)

**第 6 条** 無線局に管理責任者を置き、総務課長補佐をもって充てる。

- 2 管理責任者は、総括責任者の命を受け、無線局の管理運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。

##### (通信取扱責任者)

**第 7 条** 無線局に通信取扱責任者を置き、管理責任者が総務課の職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局の適正な管理運用を行う。

##### (管理者)

**第 8 条** 無線局管理に管理者を置き、陸上移動局を設置する課等の所属長をもって充てる。

- 2 管理者は、陸上移動局の運用を所掌し、管理責任者の指導のもとに陸上移動局の適正な管理運用を行う。

#### 4. 災害緊急対応に関する資料

##### (通信取扱者)

**第9条** 通信取扱者は、通信取扱責任者の指導のもとに電波法等関係法令に基づいて無線局を運用しなければならない。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員、消防団員とする。

##### (無線設備の配置)

**第10条** 情報の収集伝達を迅速かつ円滑に行うために、別表に掲げる施設等に無線設備を配置する。

2 通信取扱者は、配備された無線設備の運用にあたって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 第三者に使用させないこと。
- (3) 配置された目的以外に使用しないこと。
- (4) 使用者の故意又は過失により無線設備を損傷し、又は紛失したときは、その損害を賠償すること。ただし、賠償することが適当でないとき町長が認めたときは、この限りでない。
- (5) その他町長が必要と認めること。

##### (通信の原則)

**第11条** 通信は、法第14条第1項に規定する免許状に記載された内容とし、簡潔明瞭に行わなければならない。

2 通話は、3分以内を原則とする。

##### (通信の種類及び内容)

**第12条** 通信の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別通信 統制局と特定の陸上移動局との間で行う通信及び特定の陸上移動局間で行う通信をいう。
- (2) グループ通信 統制局から複数の陸上移動局で構成されるグループ(以下「グループ」という。)に対して行う通信及び特定の陸上移動局からグループ内の陸上移動局に対して行う通信をいう。
- (3) 一斉通信 統制局からすべての陸上移動局に対して一斉に行う通信をいう。

##### (運用時間等)

**第13条** 無線局の運用時間は、常時とし、職員の配置は職務時間内とする。ただし、無線管理者が特に命ずる場合はこの限りでない。

##### (通信の統制)

**第14条** 総括責任者は、阿賀町災害対策本部が設置されたときその他必要があると認められるときは、通信を統制することができる。

2 総括責任者は、通信を統制しようとするときは、通信取扱責任者を適正に配置し、統制に必要な措置を講じなければならない。

3 通信取扱責任者は、通信が統制されたときは、総括責任者の指示に従わなければならない。

##### (無線設備の管理)

**第15条** 管理責任者は、無線設備の状態を監視し、無線局の機能が十分に発揮できるよう適正に管理しなければならない。

2 管理責任者は、無線設備のうち重要と認める無線設備の点検等を実施するなど、日常の維持管理を行わなければならない。

3 通信取扱者は、無線設備に異常があるときは、速やかに管理責任者に報告しなければならない。

4 管理責任者は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置を講じなければならない。

(陸上移動局の配置の変更等)

第 16 条 管理責任者は、陸上移動局の配置を変更する必要があるとき、又は運用上支障があるときは、速やかにその旨を総括責任者に報告し、指示を受けるものとする。

(無線従事者の養成等)

第 17 条 総括責任者は、無線局の円滑な運用を図るため、無線従事者の養成に努めるものとする。

2 総括責任者は、他の機関が行う研修会、講習会等に積極的に職員を派遣し、資質の向上を図るものとする。

3 管理責任者は、無線従事者の人員、資格等を把握するため、毎年 4 月 1 日をもって無線従事者名簿(別記様式)を作成しなければならない。

(通信訓練)

第 18 条 総括責任者は、非常時に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、通信訓練を定期的実施するものとする。

(備付書類等の管理)

第 19 条 管理責任者は、電波法関係法令集を常に現行のものに維持しておかねばならない。

2 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管しなければならない。

(無線業務日誌の記載)

第 20 条 無線従事者は、通信を行ったときは、無線業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

2 通信取扱責任者は、毎年 1 月から 12 月までの期間ごとに無線業務日誌抄録を作成し、管理責任者に提出しなければならない。

(補則)

第 21 条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、阿賀町防災無線運用規程(平成 17 年阿賀町訓令第 10 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日訓令第 6 号)

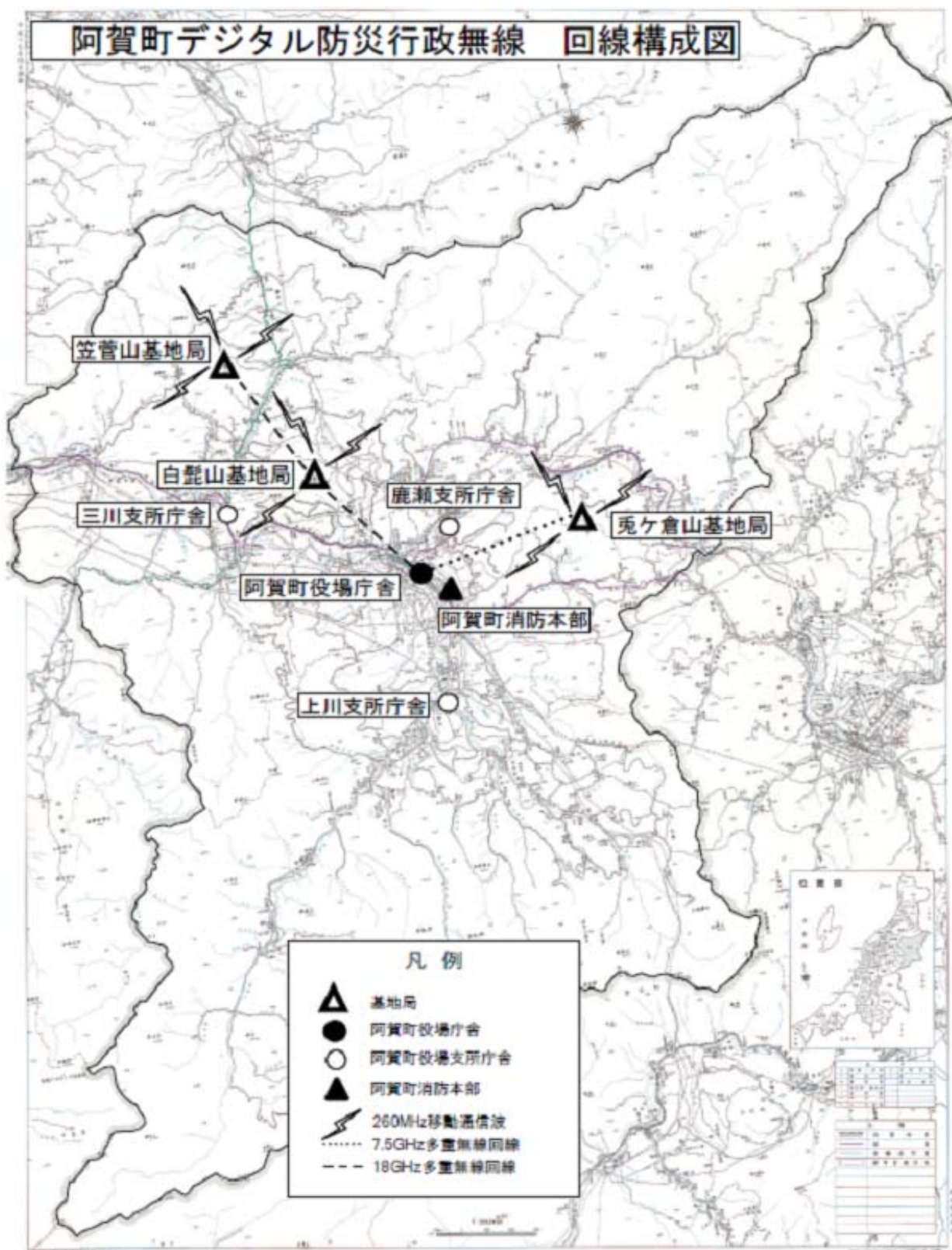
この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

4. 災害緊急対応に関する資料

別図(第4条関係)



別表(第10条関係)

無線呼出し名称	施設等の名称	局種別
あがまち 101	阿賀町役場	半固定局
あがまち 102	阿賀町消防本部	可搬局
あがまち 121	阿賀町役場 総務課	車載局
あがまち 122	阿賀町役場 総務課	車載局
あがまち 123	阿賀町役場 総務課	車載局
あがまち 124	阿賀町役場 総務課	車載局
あがまち 125	阿賀町役場 総務課	車載局
あがまち 126	阿賀町役場 総務課	車載局
あがまち 127	阿賀町役場 総務課	車載局
あがまち 131	阿賀町役場 町民生活課	車載局
あがまち 132	阿賀町役場 総務課	車載局
あがまち 141	阿賀町役場 こども・健康推進課	車載局
あがまち 142	阿賀町役場 福祉介護課	車載局
あがまち 143	阿賀町役場 福祉介護課	車載局
あがまち 144	阿賀町役場 福祉介護課	車載局
あがまち 151	阿賀町役場 農林課	車載局
あがまち 152	阿賀町役場 農林課	車載局
あがまち 161	阿賀町役場 建設課	車載局
あがまち 162	阿賀町役場 建設課	車載局
あがまち 163	阿賀町役場 建設課	車載局
あがまち 171	阿賀町役場 建設課	車載局
あがまち 172	阿賀町役場 建設課	車載局
あがまち 181	阿賀町役場 総務課	携帯局
あがまち 182	阿賀町役場 総務課	携帯局
あがまち 183	阿賀町役場 総務課	携帯局
あがまち 184	阿賀町役場 総務課	携帯局
あがまち 185	阿賀町役場 総務課	携帯局
あがまち 186	阿賀町役場 総務課	携帯局
あがまち 381	阿賀町消防本部	携帯局
あがまち 382	阿賀町消防本部	携帯局
あがまち 383	阿賀町消防本部	携帯局
あがまち 384	阿賀町消防本部	携帯局
あがまち 385	阿賀町消防本部	携帯局
あがまち 386	阿賀町消防本部	携帯局
あがまち 501	阿賀町役場 鹿瀬支所	半固定局
あがまち 502	阿賀町役場 鹿瀬支所	可搬局
あがまち 521	阿賀町役場 鹿瀬支所	車載局
あがまち 522	阿賀町役場 鹿瀬支所	車載局
あがまち 523	阿賀町役場 鹿瀬支所	車載局
あがまち 524	阿賀町役場 鹿瀬支所	車載局
あがまち 525	阿賀町役場 総務課	車載局
あがまち 526	阿賀町役場 鹿瀬支所	車載局
あがまち 527	阿賀町役場 鹿瀬支所	車載局
あがまち 528	阿賀町役場 鹿瀬支所	車載局

#### 4. 災害緊急対応に関する資料

無線呼出し名称	施設等の名称	局種別
あがまち 529	阿賀町役場 こども・健康推進課	車載局
あがまち 551	阿賀町役場 鹿瀬支所	車載局
あがまち 553	阿賀町消防団 第2分団第1部	車載局
あがまち 554	阿賀町消防団 第2分団第1部	車載局
あがまち 555	阿賀町消防団 第2分団第1部	車載局
あがまち 558	阿賀町消防団 第2分団第1部	車載局
あがまち 560	阿賀町消防団 第2分団第2部	車載局
あがまち 561	阿賀町消防団 第2分団第2部	車載局
あがまち 562	阿賀町消防団 第2分団第1部	車載局
あがまち 565	阿賀町消防団 第2分団第2部	車載局
あがまち 566	阿賀町消防団 第2分団第2部	車載局
あがまち 567	阿賀町消防団 第2分団第2部	車載局
あがまち 569	阿賀町消防団 第2分団第2部	車載局
あがまち 570	阿賀町消防団 第2分団第1部	車載局
あがまち 581	阿賀町役場 鹿瀬支所	携帯局
あがまち 582	阿賀町役場 鹿瀬支所	携帯局
あがまち 583	阿賀町役場 鹿瀬支所	携帯局
あがまち 584	阿賀町役場 鹿瀬支所	携帯局
あがまち 585	阿賀町役場 鹿瀬支所	携帯局
あがまち 586	阿賀町役場 鹿瀬支所	携帯局
あがまち 621	阿賀町役場 上川支所	車載局
あがまち 622	阿賀町役場 上川支所	車載局
あがまち 623	阿賀町役場 上川支所	車載局
あがまち 624	阿賀町役場 上川支所	車載局
あがまち 625	阿賀町役場 上川支所	車載局
あがまち 626	阿賀町役場 上川支所	車載局
あがまち 627	阿賀町役場 上川支所	車載局
あがまち 628	阿賀町役場 上川支所	車載局
あがまち 629	阿賀町役場 総務課	車載局
あがまち 630	阿賀町役場 総務課	車載局
あがまち 631	阿賀町役場 こども・健康推進課	車載局
あがまち 632	阿賀町役場 上川支所	車載局
あがまち 633	阿賀町役場 上川支所	車載局
あがまち 651	阿賀町消防団 指令車	車載局
あがまち 652	阿賀町消防団 第3分団第1部	車載局
あがまち 653	阿賀町消防団 第3分団第1部	車載局
あがまち 654	阿賀町消防団 第3分団第1部	車載局
あがまち 656	阿賀町消防団 第3分団第2部	車載局
あがまち 657	阿賀町消防団 第3分団第2部	車載局
あがまち 658	阿賀町消防団 第3分団第2部	車載局
あがまち 659	阿賀町消防団 第3分団第2部	車載局
あがまち 660	阿賀町消防団 第3分団第3部	車載局
あがまち 661	阿賀町消防団 第3分団第3部	車載局
あがまち 662	阿賀町消防団 第3分団第3部	車載局
あがまち 663	阿賀町消防団 第3分団第3部	車載局

## 4. 災害緊急対応に関する資料

無線呼出し名称	施設等の名称	局種別
あがまち 664	阿賀町消防団 女性消防隊	車載局
あがまち 681	阿賀町役場 上川支所	携帯局
あがまち 682	阿賀町役場 上川支所	携帯局
あがまち 683	阿賀町役場 上川支所	携帯局
あがまち 684	阿賀町役場 上川支所	携帯局
あがまち 685	阿賀町役場 上川支所	携帯局
あがまち 686	阿賀町役場 上川支所	携帯局
あがまち 701	阿賀町役場 三川支所	半固定局
あがまち 702	阿賀町役場 三川支所	可搬局
あがまち 721	阿賀町役場 三川支所	車載局
あがまち 722	阿賀町役場 三川支所	車載局
あがまち 723	阿賀町役場 三川支所	車載局
あがまち 724	阿賀町役場 三川支所	車載局
あがまち 725	阿賀町役場 三川支所	車載局
あがまち 726	阿賀町役場 三川支所	車載局
あがまち 727	阿賀町役場 三川支所	車載局
あがまち 728	阿賀町役場 三川支所	車載局
あがまち 729	阿賀町役場 三川支所	車載局
あがまち 730	阿賀町役場 三川支所	車載局
あがまち 731	阿賀町役場 三川支所	車載局
あがまち 752	阿賀町消防団 第4分団第1部	車載局
あがまち 753	阿賀町消防団 第4分団第1部	車載局
あがまち 754	阿賀町消防団 第4分団第1部	車載局
あがまち 755	阿賀町消防団 第4分団第1部	車載局
あがまち 757	阿賀町消防団 第4分団第1部	車載局
あがまち 758	阿賀町消防団 第4分団第2部	車載局
あがまち 759	阿賀町消防団 第4分団第1部	車載局
あがまち 760	阿賀町消防団 第4分団第2部	車載局
あがまち 761	阿賀町消防団 第4分団第2部	車載局
あがまち 762	阿賀町消防団 第4分団第2部	車載局
あがまち 764	阿賀町消防団 第4分団第2部	車載局
あがまち 765	阿賀町消防団 第4分団第2部	車載局
あがまち 767	阿賀町消防団 第4分団第3部	車載局
あがまち 768	阿賀町消防団 第4分団第3部	車載局
あがまち 769	阿賀町消防団 第4分団第3部	車載局
あがまち 770	阿賀町消防団 第4分団第3部	車載局
あがまち 771	阿賀町消防団 第4分団第3部	車載局
あがまち 772	阿賀町消防団 第4分団第3部	車載局
あがまち 781	阿賀町役場 三川支所	携帯局
あがまち 782	阿賀町役場 三川支所	携帯局
あがまち 783	阿賀町役場 三川支所	携帯局
あがまち 784	阿賀町役場 三川支所	携帯局
あがまち 785	阿賀町役場 三川支所	携帯局
あがまち 786	阿賀町役場 三川支所	携帯局
あがまち 851	阿賀町消防本部 団指令者	車載局

#### 4. 災害緊急対応に関する資料

無線呼出し名称	施設等の名称	局種別
あがまち 852	阿賀町消防団 第1分団第1部	車載局
あがまち 853	阿賀町消防団 第1分団第1部	車載局
あがまち 855	阿賀町消防団 第1分団第1部	車載局
あがまち 856	阿賀町消防団 第1分団第1部	車載局
あがまち 857	阿賀町消防団 第1分団第1部	車載局
あがまち 858	阿賀町消防団 第1分団第2部	車載局
あがまち 859	阿賀町消防団 第1分団第2部	車載局
あがまち 860	阿賀町消防団 第1分団第2部	車載局
あがまち 861	阿賀町消防団 第1分団第2部	車載局
あがまち 862	阿賀町消防団 第1分団第2部	車載局
あがまち 864	阿賀町消防団 第1分団第2部	車載局
あがまち 865	阿賀町消防団 第1分団第2部	車載局
あがまち 867	阿賀町消防団 第1分団第1部	車載局
あがまち 868	阿賀町消防団 第1分団第1部	車載局
あがまち 869	阿賀町消防団 第1分団第1部	車載局
あがまち 870	阿賀町消防団 第1分団第1部	車載局
あがまち 380	阿賀町消防団 団長	携帯局
あがまち 880	阿賀町消防団 津川方面隊長	携帯局
あがまち 580	阿賀町消防団 鹿瀬方面隊長	携帯局
あがまち 680	阿賀町消防団 上川方面隊長	携帯局
あがまち 780	阿賀町消防団 三川方面隊長	携帯局



#### 4. 災害緊急対応に関する資料

##### 2) 災害時優先電話

区 分	電話番号		F A X 番号
阿賀町役場本庁	0254-92-3113	0254-92-3114	0254-92-5479
阿賀町役場鹿瀬支所	0254-92-3161	0254-92-3332	0254-92-0081
阿賀町役場上川支所	0254-95-2214	—	0254-95-2383
阿賀町役場三川支所	0254-99-2312	0254-99-2313	0254-99-2851

※ 災害時には電話がかかりにくくなりますが、この電話は被災地や途中の設備に被害がない限り、優先的に発信することができる。(着信については一般電話と同じ)

## 3) 防災関係機関等連絡先一覧

機関名	所在地	局番	電話番号	備考
<b>【町関係】</b>				
阿賀町役場	阿賀町津川 580	0254	92-3111	代表
		0254	92-3113 ☎92-5479	総務課
		0254	92-3114 ☎92-5479	政策推進課
		0254	92-5764 ☎92-5479	農林課
		0254	92-5765 ☎92-5479	建設課
		0254	92-5766 ☎92-5479	上下水道課
		0254	92-4766 ☎92-5479	まちづくり 観光課
		0254	92-5761 ☎92-4736	町民生活課
		0254	92-5763 ☎92-3001	福祉介護課
		0254	92-5762 ☎92-3001	こども・健康 推進課
		0254	92-5771 ☎92-4736	出納室
		0254	92-5769 ☎92-5479	農業委員会
		0254	92-3112 ☎92-5725	議会事務局
阿賀町役場 鹿瀬支所	阿賀町鹿瀬 8931-1	0254	92-3330 ☎92-0081	
阿賀町役場 上川支所	阿賀町豊川甲 236	0254	95-2211 ☎95-2383	
阿賀町役場 三川支所	阿賀町白崎 1182	0254	99-2311 ☎99-2851	
阿賀町教育委員会 学校教育課	阿賀町鹿瀬 8931-1 (鹿瀬支所2階)	0254	92-2561 ☎92-2116	
阿賀町教育委員会 社会教育課	阿賀町鹿瀬 8985-1 (阿賀町公民館)	0254	92-3333 ☎92-0083	
阿賀町公民館	阿賀町鹿瀬 8985-1	0254	92-3334 ☎92-0083	
<b>【県関係】</b>				
新潟県庁	(県庁) 〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1	025	285-5511 ☎283-6517	代表
		025	282-1638 ☎282-1640	危機対策課
		025	282-1604 ☎282-1607	防災企画課
		025	282-1664 ☎282-1667	消防課
		025	280-5424 ☎285-9724	砂防課
		025	280-5414 ☎283-6517	河川管理課
		025	280-5400 ☎284-5096	道路管理課

#### 4. 災害緊急対応に関する資料

		025	280-5160 ☎280-5740	資源循環推進課
		025	280-5208 ☎284-6757	生活衛生課
		025	280-5435 ☎280-5268	下水道課
新潟地域振興局	新潟市秋葉区新津 4524-1	0250	24-7140 ☎24-7170	企画振興部
		0250	24-7267 ☎24-7188	農林振興部 (農業部門)
新潟地域振興局 農林振興部	新潟市秋葉区程島 2009 (秋葉区役所 5 階)	0250	24-8294 ☎25-8264	(総務、農村、林業部門)
新潟地域振興局 健康福祉部	新潟市秋葉区南町 9-33	0250	22-5171 ☎22-5188	(新津保健所)
新潟地域振興局 津川地区振興事務所	阿賀町津川 1861-1	0254	92-0964 ☎92-5701	夜間 92-2620

#### 【隣接市町】

五泉市役所	五泉市太田 1094-1	0250	43-3911 ☎42-5151	代表
阿賀野市役所	阿賀野市岡山町 10-15	0250	62-2510 ☎62-0281	代表
新発田市役所	新発田市中央町 3-3-3	0254	22-3030 ☎22-3110	代表
西会津町役場	福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙 3308	0241	45-2211 ☎45-4199	代表
喜多方市役所	福島県喜多方市字御清水東 7244-2	0241	24-5206 ☎25-7073	企画政策部 秘書広報室
金山町役場	福島県大沼郡金山町大字川口字谷地 393	0241	54-5111 ☎54-2117	代表

#### 【国関係】

北陸地方整備局	新潟市中央区美咲町 1-1-1	025	280-8880	代表
阿賀野川河川事務所	新潟市秋葉区南町 14-28	0250	22-2211 ☎24-3005	代表
北陸農政局	金沢市広坂 2-2-60	076	263-2161	代表
北陸農政局 新潟県拠点	新潟市中央区船場町 2-3435-1	025	228-5216 ☎223-2264	参事官室
北陸信越運輸局	新潟市中央区美咲町 1-2-1 (新潟美咲合同庁舎 2 号館)	025	285-9000 ☎285-9170	総務課
新津労働基準監督署	新潟市秋葉区新津本町 4-18-8 (新津労働総合庁舎 3 階)	0250	22-4161 ☎22-4162	代表

#### 【気象台関係】

新潟地方気象台	新潟市中央区美咲町 1-2-1 (新潟美咲合同庁舎 2 号館)	025	281-5872 ☎281-5861	防災グループ
---------	---------------------------------	-----	-----------------------	--------

#### 【ダム関係機関】

東北電力(株) 会津若松支社 会津ダム管理センター	福島県会津若松市東栄町 3-38	0242	26-5688	
東北電力(株) 阿賀野川ダム管理所	福島県耶麻郡西会津町新郷大字豊洲千歳島 5113	0241	47-2006	
東北電力(株) 揚川ダム	阿賀町谷沢字新瀬			
東北電力(株) 鹿瀬ダム	阿賀町鹿瀬字小浜			
東北電力(株) 豊実ダム	阿賀町豊実字沼の元			
東北自然エネルギー(株) 新小荒ダム	福島県大沼郡会津美里町字御用地甲 4237-2	0242	57-1251	

4. 災害緊急対応に関する資料

【報道関係】

(株)新潟日報社	新潟市中央区万代 3-1-1	025	385-7111	
NHK新潟放送局	新潟市中央区川岸町 1-49	025	230-1616	
B S N新潟放送	新潟市中央区川岸町 3-18	025	267-4111	
N S T新潟総合テレビ	新潟市中央区八千代 2-3-1	025	245-8181	
T e N Y	新潟市中央区新光町 1-11	025	283-1111	
U X新潟テレビ 21	新潟市中央区下大川前六ノ町 2230-19	025	223-0021	

【道路関係】

新潟国道事務所	新潟市中央区南笹口 2-1-65	025	244-2159 ☎246-7763	
新潟国道事務所 水原維持出張所	新潟県阿賀野市安野町 10-5	0250	62-3100 ☎62-1443	

【JR関係】

J R 東日本 新潟支社	新潟市中央区花園 1-1-5	025	248-5181 ☎248-5126	総務部安全 企画室
J R 東日本 (相談センター)			050-2016-1600	
J R 東日本 (忘れ物センター)			050-2016-1601	
J R 東日本 阿賀野川ライン営業所	五泉市駅前 1-2-1			(五泉駅)

【電力関係】

東北電力(株)新潟支店	新潟市中央区上大川前通 5-84	025	223-3151 ☎222-6447	代表
東北電力ネットワーク(株)新津電力センター	新潟市秋葉区新津本町 4-18-13		0120 -175-366	フリー ダイヤル

【通信関係】

N T T 東日本(株)新潟支店	新潟市中央区東堀通七番町 1017-1 (NTT プラザ内)	025	227-6801 ☎226-8770	災害対策室
------------------	--------------------------------	-----	-----------------------	-------

【ガス関係】

(一社)新潟県L P ガス協会	新潟市中央区白山浦 1-636-30	025	267-3171 ☎233-6267	
-----------------	--------------------	-----	-----------------------	--

【郵便関係】

津川郵便局	阿賀町津川 3532-2	0254	92-2200	
鹿瀬郵便局	阿賀町阿賀町鹿瀬 8985-4	0254	92-2522	
日出谷郵便局	阿賀町阿賀町日出谷乙 2285	0254	97-2001	
豊実郵便局	阿賀町阿賀町豊実乙 1065-1	0254	96-2001	
上川郵便局	阿賀町阿賀町豊川甲 445-2	0254	95-2401	
三川郵便局	阿賀町阿賀町白崎 731	0254	99-2001	
新谷郵便局	阿賀町阿賀町新谷 761	0254	99-3000	
五十島郵便局	阿賀町阿賀町五十島 955	0254	99-2009	
東下条郵便局	阿賀町阿賀町熊渡 1310	0254	99-2011	

【病院関係】

新潟県立津川病院	阿賀町津川 200	0254	92-3311 ☎92-4964	
新潟県立新発田病院	新発田市本町 1-2-8	0254	22-3121 ☎26-3874	
あがの市民病院	阿賀野市岡山町 13-23	0250	62-2780 ☎62-1598	
五泉中央病院	五泉市太田 489-1	0250	47-8150 ☎47-8152	
鹿瀬診療所	阿賀町向鹿瀬 1154	0254	92-2219	
上川診療所	阿賀町両郷甲 2150	0254	95-2280	
町営診療所みかわ	阿賀町あが野南 4324	0254	99-5155	
渡辺医院	阿賀町津川 500-1	0254	94-1313	

#### 4. 災害緊急対応に関する資料

五泉市東蒲原郡医師会	五泉市東本町 2-6-1	0250	41-0611	
岡村歯科医院	阿賀町津川 3357-1	0254	92-5225	
小野里歯科医院	阿賀町津川 576-1	0254	92-0023	
倉田歯科医院	阿賀町津川 3548	0254	92-3039	
鈴木歯科医院	阿賀町津川 3540	0254	92-2226	
まつむらデンタルクリニック 津川診療所	阿賀町津川 674	0254	92-0150	
鹿瀬歯科診療所	阿賀町向鹿瀬 1154	0254	92-3377	
上川歯科診療所	阿賀町両郷甲 2150	0254	95-2946	
三川インターデンタルクリニック	阿賀町あが野南 4324-14	0254	99-1600	

##### 【自衛隊】

陸上自衛隊第30普通科連隊第3科	新発田市大手町 6-4-16 (新発田駐屯地)	0254	22-3151	
------------------	-------------------------	------	---------	--

##### 【警察】

津川警察署	阿賀町津川 306-1	0254	92-0110	
鹿瀬駐在所	阿賀町向鹿瀬	駐在所の電話廃止		
日出谷駐在所	阿賀町日出谷			
豊川駐在所	阿賀町豊川			
白崎駐在所	阿賀町白崎			
五十沢駐在所	阿賀町五十沢			
熊渡駐在所	阿賀町熊渡			

##### 【消防署】

阿賀町消防本部	阿賀町津川 2260-42	0254	92-0119	
日出谷分遣所	阿賀町日出谷乙 1719-1	0254	97-2201	
上川分遣所	阿賀町豊川甲 236	0254	95-2352	
三川分遣所	阿賀町白崎 1182	0254	99-2123	

##### 【学校】

津川小学校	阿賀町津川 3234	0254	92-2042	
上川小学校	阿賀町両郷乙 1552	0254	95-2353	
三川小学校	阿賀町白崎 2500-1	0254	99-2605	
阿賀津川中学校	阿賀町津川 260	0254	92-2117	
三川中学校	阿賀町白崎 2500-1	0254	99-2079	
阿賀黎明高等学校	阿賀町津川 361-1	0254	92-2650	
津川学校給食センター	阿賀町津川 611-7	0254	92-2892	
鹿瀬学校給食センター	阿賀町鹿瀬 7797	0254	92-5540	

##### 【保育園】

ひまわり保育園	阿賀町津川 100	0254	92-2572	
上条保育園	阿賀町両郷甲 3192	0254	95-2726	
わかば保育園	阿賀町あが野南 4324-8	0254	99-2230	

##### 【スポーツ施設】

津川 B&G 海洋センター	阿賀町津川 3913-10	0254	92-2771	
上川 B&G 海洋センター	阿賀町両郷甲 3325-1	0254	95-2288	
三川 B&G 海洋センター	阿賀町黒岩 3469-2	0254	99-3671	

##### 【ごみ処理場】

旧阿賀町クリーンセンター	阿賀町払川 1991	0254	92-2294	
クリーンセンターあがのがわ	五泉市清瀬 84-2	0250	43-3852	
不燃物処理センター	阿賀町長谷 2884-1	0254	99-3594	

##### 【し尿処理場】

阿賀町汚泥再生センター	阿賀町西 374	0254	92-2154	
-------------	----------	------	---------	--

##### 【火葬場】

阿賀町斎場	阿賀町鹿瀬 10788	0254	92-4746	
-------	-------------	------	---------	--

4. 災害緊急対応に関する資料

【福祉関係】

阿賀町社会福祉協議会 本所	阿賀町津川 664 (やまぶきの里内)	0254	92-3088 ☎92-5177	ボランティアセンター
阿賀町社会福祉協議会 鹿瀬支所	阿賀町鹿瀬 11540-55 (さわやかホーム角神内)	0254	92-5980 ☎92-5981	ボランティアステーション
阿賀町社会福祉協議会 上川支所	阿賀町三方甲 1135-1 (上川高齢者生活福祉センター内)	0254	95-3500 ☎95-2318	ボランティアステーション
阿賀町社会福祉協議会 三川支所	阿賀町白崎 1182 (三川保健センター内)	0254	99-5566 ☎99-5567	ボランティアステーション
津川デイサービスセンター	阿賀町津川 664	0254	92-3088	
鹿瀬デイサービスセンター	阿賀町鹿瀬 11540-55	0254	92-5980	
上川高齢者生活福祉センター	阿賀町三方甲 1135-1	0254	95-3500	

【居宅介護支援事業者】(ケアマネージャー)

ケアプランセンターやまぶき	阿賀町津川 664	0254	92-5454	
しんあいケアプランセンター	阿賀町あが野南 4324-5	0254	99-5131	
とうかんケアプランセンター	阿賀町津川 207-1 (東蒲の里内)	0254	94-1152	
ケアプランセンター結	阿賀町平堀 1654-10	0254	92-7870	

【介護予防支援事業者】

阿賀町地域包括支援センター	阿賀町鹿瀬 8931-1	0254	92-3986	
---------------	--------------	------	---------	--

【訪問介護】(ホームヘルパー)

とうかん福祉サービス	阿賀町九島 5525 (どんぐり内)	0254	92-7800	
ヘルパーステーション大輪	阿賀町平堀 1855	0254	92-5507	
御山リンドウ訪問介護サービス	阿賀町あが野南 4324-22	0254	99-7228	

【訪問看護】

県立津川病院	阿賀町津川 200	0254	92-3311	
阿賀町訪問看護ステーション	阿賀町向鹿瀬 1154	0254	92-0310	

【訪問入浴】

ヘルパーステーション大輪	阿賀町平堀 1855	0254	92-5507	
--------------	------------	------	---------	--

【短期入所生活介護】

ショートステイ東蒲の里	阿賀町津川 207-1	0254	92-3367	
ショートステイ東蒲の里みかわ園	阿賀町あが野南 4319-4	0254	99-3730	
ショートステイどんぐり	阿賀町九島 5525	0254	92-7112	

【短期入所療養介護】(ショートステイ)

ショートステイ三川しんあい園	阿賀町あが野南 4324-2	0254	99-5111	
----------------	----------------	------	---------	--

【特定施設入居者生活介護】

きりん荘	阿賀町鹿瀬 6259	0254	92-2328	
------	------------	------	---------	--

【通所介護】(デイサービス)

津川デイサービスセンター	阿賀町津川 664	0254	92-3088	
デイサービスセンター東蒲の里	阿賀町津川 207-1	0254	92-3367	
鹿瀬デイサービスセンター	阿賀町鹿瀬 11540-55	0254	92-5980	
豊実デイサービスセンター	阿賀町豊実 7	0254	96-2360	
上川高齢者生活福祉センター	阿賀町三方甲 1135-1	0254	95-3500	
デイサービスセンター東蒲の里みかわ園	阿賀町あが野南 4319-4	0254	99-3730	

【通所リハビリテーション】(デイケア)

三川しんあい園	阿賀町あが野南 4324-2	0254	99-5111	
---------	----------------	------	---------	--

#### 4. 災害緊急対応に関する資料

##### 【居宅療養管理指導】

かりん薬局	阿賀町津川 190-1	0254	92-3033	
-------	-------------	------	---------	--

##### 【小規模多機能型居宅介護】

あっとほーむ すみれ	阿賀町津川 650-1	0254	92-5111	
あっとほーむ たまち (サテライト型)	阿賀町津川 3721-1	0254	92-7166	
ハーティプラザみかわ	阿賀町吉津 3729-2	0254	99-3001	
どんぐり	阿賀町九島 5525	0254	92-7115	

##### 【認知症対応型共同生活介護】(グループホーム)

グループホームえんなか	阿賀町京ノ瀬 966-1	0254	92-0345	
グループホーム奥阿賀大輪の里	阿賀町鹿瀬 11603	0254	92-7026	
グループホームハーティプラザみかわ	阿賀町吉津 3729-2	0254	99-3005	
グループホームどんぐり	阿賀町九島 5525	0254	92-7113	

##### 【介護老人福祉施設】(特別養護老人ホーム)

東蒲の里	阿賀町津川 207-1	0254	92-3367	
東蒲の里みかわ園	阿賀町あが野南 4319-4	0254	99-3730	

##### 【介護老人保健施設】

三川しんあい園	阿賀町あが野南 4324-2	0254	99-5111	
---------	----------------	------	---------	--

##### 【有料老人ホーム】

御山リンドウ	阿賀町あが野南 4324-22	0254	92-7228	
--------	-----------------	------	---------	--

##### 【商工会関係】

阿賀町商工会	阿賀町津川 3581-1	0254	92-2494	
阿賀町商工会 鹿瀬支所	阿賀町向鹿瀬 1777	0254	92-4894	
阿賀町商工会 上川支所	阿賀町両郷甲 2150	0254	95-2266	
阿賀町商工会 三川支所	阿賀町白崎 148	0254	99-2064	

##### 【農林業関係】

阿賀町津川土地改良区	阿賀町津川 580 (阿賀町役場 農業委員会内)	0254	92-5769	
J A新潟かがやき 阿賀支店	阿賀町平堀 1075	0254	92-3071 ☎92-3396	
東蒲原郡森林組合	阿賀町両郷乙 515	0254	95-2016 ☎95-2017	

##### 【交通関係】

日本通運(株) 新潟支店	新潟市中央区上大川前通 5-68-1	025	228-0202 ☎228-0246	総務
新潟運輸(株)	新潟市中央区女池北 1-1-1	025	285-0001 ☎285-6411	
新潟交通観光バス(株) 京ヶ瀬営業所	阿賀野市京ヶ瀬工業団地 1045-6	0250	67-4777 ☎67-4500	

##### 【建設業協会】

新潟県建設業協会 津川支部	阿賀町津川 3273-1	0254	92-2513 ☎92-3764	
---------------	--------------	------	---------------------	--

##### 【赤十字関係】

日本赤十字社 新潟県支部	新潟市中央区関屋下川原町 1-3-12	025	231-3121 ☎231-3122	
--------------	---------------------	-----	-----------------------	--

## 4) 火災・災害等即報基準 (阿賀町に關係するものに集約)

火災・災害等区分		即報基準	
災害 即報	一般基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害救助法の適用基準に合致するもの</li> <li>● 県又は町が災害対策本部を設置したもの</li> </ul>	
	個別基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地震が発生し、町内で震度4以上を記録したもの</li> </ul> </li> <li>● 風水害               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</li> <li>② 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害が生じたもの</li> </ul> </li> <li>● 雪害               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 雪崩等により、人的被害又は住家被害が生じたもの</li> <li>② 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落が生じたもの</li> </ul> </li> </ul>	
	社会的影響基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの</li> </ul>	
火災等 即報	一般基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む）               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 死者が3名以上生じたもの</li> <li>② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの</li> </ul> </li> </ul>	
	個別基準	建物火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定防火対象物で死者が発生したもの</li> <li>● 「適マーク」の交付をした防火対象物の火災（複合用防火対象物で「適マーク」対象外部分からの出火を含む）</li> <li>● 国指定重要文化財</li> <li>● 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災</li> <li>● 損害額が1億円以上と推定される火災</li> </ul>
		林野火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 焼損面積が10ha以上と推定されるもの</li> <li>● 空中消火を要請したもの</li> <li>● 住家へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの</li> </ul>
		交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 列車、自動車等の火災で次に掲げるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>① トンネル内車両火</li> <li>② 列車火災</li> </ul> </li> </ul>
		危険物等に係る事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明を生じたもの</li> <li>② 負傷者が5名以上発生したもの</li> <li>③ 河川への危険物等流出事故</li> <li>④ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故</li> </ul> </li> </ul>
社会的影響基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの</li> </ul>		

#### 4. 災害緊急対応に関する資料

##### 4-2 避難に関する資料

###### 1) 避難施設（令和8年2月現在）

行政区	施設名	所在地	テレビ電話	収容人員	備考
奥田区	奥田会館	津川715-51	92-9931	20	
津川1～4区	阿賀津川中学校体育館	津川260	92-2117	380	広域避難所
	阿賀黎明高校体育館	津川361-1	92-2650	322	広域避難所
	阿賀黎明高校柔道場・体育館	津川361-1	92-2650	308	広域避難所
	ひまわり保育園	津川99	92-2572	20	福祉避難所
	1区ふれあい会館	津川346-1	92-9932	20	
	やまぶきの里	津川664	92-3088	20	福祉避難所
津川5～13区 後地区 小野戸区	津川小学校体育館	津川3234	92-2042	244	広域避難所
	阿賀町地域活動 総合支援センターたんぼぼ	津川3268-2	92-2249	20	
	ふるさと交流川屋敷	津川3501-1	92-3750	20	
	狐の嫁入り屋敷	津川3501-1	92-0220	20	
上ノ山区	上ノ山もみじ会館	上ノ山22	92-9933	20	
平堀区	津川スノーステーション	平堀1309	92-0160	20	
	津川高齢者ふれあい会館	平堀2087	92-0701	20	
広沢区	広沢集落開発センター	広沢74-2	92-9930	20	
芦沢区	津川B&G海洋センター体育館	津川3913-10	92-2771	213	広域避難所
	文化福祉会館	津川2136	92-4988	20	広域避難所
西区	西会館	西2418	92-8200	20	
赤岩区	赤岩集落開発センター	赤岩3251-口	92-4204	20	
角島区	角島集落開発センター	角島64-1	92-9927	20	
京ノ瀬区	京ノ瀬集落開発センター	京ノ瀬1680	92-9928	20	
大牧区	大牧集落開発センター	大牧4172-1	92-5131	20	
雲和田区	雲和田会館	雲和田1566	92-9929	20	
天満区	津川克雪管理センター (天満会館)	天満4	92-5123	20	
野村区	野村地域農業開発センター	野村1234-1	92-9925	20	
花立区	花立集落開発センター	花立27-1	92-9926	20	
倉ノ平区	倉ノ平生活改善センター	倉ノ平261	92-9923	20	
八木山区	八木山地域農業開発センター	八木山655-1	92-9924	20	
田沢区	旧三郷小学校田沢冬季分校	田沢479	92-3491	20	
八ツ田区	八ツ田地域農業開発センター	八ツ田608	92-9921	20	
福取区	福取集落開発センター	福取無番地	92-9922	20	

## 4. 災害緊急対応に関する資料

行政区	施設名	所在地	テレビ電話	収容人員	備考
鹿瀬区	鹿瀬体育館 (旧鹿瀬中体育館)	鹿瀬7797-4	—	307	広域避難所
	きりん荘	鹿瀬6259	92-2328	20	福祉避難所
	鹿瀬区民センター	鹿瀬7797-22	92-2447	20	
深戸区	深戸ふれあいセンター	鹿瀬1300	92-9934	20	
角神区	さわやかホーム角神	鹿瀬11540-55	92-5980	20	福祉避難所
向鹿瀬区	向鹿瀬ゆずり葉センター	向鹿瀬1373-2	92-2529	20	
当麻区 実川島区	当麻公民館	日出谷乙2986-6	97-2033	20	
徳瀬区	徳瀬集落センター	日出谷甲6093-2	97-2805	20	
中村区	ふるさと中村会館	日出谷甲3714	97-2727	20	
水沢区	水沢公民館	日出谷甲2250-1	97-2607	20	
平瀬区	平瀬公民館	日出谷乙335	97-9901	20	
夏渡戸区	夏渡戸集会施設招喜会館	日出谷甲6965-3	97-9902	20	
菱潟区	菱潟ふれあいセンター	豊実甲1658	96-9901	20	
船渡区	とよみ会館	豊実乙1082-6	96-9902	20	
新渡区 徳石区	新渡集落センター	豊実丙575	96-9904	20	
荒沢区	荒沢多目的センター	豊実丁1756-4	96-2508	20	
麦生野区 馬取区	麦生野ふれあい公民館	豊実戊361-1	96-9906	20	
牧野区	牧野集落ふれあいセンター	小出 1459	95-9909	20	
野中区 東岐区	野中会館	両郷甲 1101	95-2762	20	
	上川 B&G 海洋センター体育館	両郷甲 3325-1	95-2288	337	広域避難所
九島区	九島会館	九島 843	95-2061	20	
高清水区	上川体育館 (旧上川中体育館)	両郷甲 2200	95-2253	235	広域避難所
	上川小学校体育館	両郷乙 1552	95-2353	123	広域避難所
	上条保育園	両郷甲 3192	95-2726	20	福祉避難所
	高清水集落活性化センター	両郷乙 1499-22	95-3530	20	
	上川会館	両郷甲 2150	95-2114	20	広域避難所
七堀区	七堀集落開発センター	九島 5312-1	95-9904	20	
栄区	栄集落センター	九島 5263-1	95-9902	20	
長木区	長木集落ふれあいセンター	九島 3363-1	95-9901	20	
弘川区	奥田会館	津川 715-51	92-9931	20	近隣の避難所
合川区 太田区	阿賀町役場 上川支所	豊川甲 236		20	広域避難所
	太田会館	豊川甲 329	95-2677	20	
石畑区	石畑活性化集落センター	豊川乙 279-1	95-9905	20	
松ヶ丘区	松ヶ丘集落ふれあいセンター	豊川甲 2561-23	95-2890	20	
小山区	小山集落開発センター	豊川丙 872	95-9906	20	

#### 4. 災害緊急対応に関する資料

行政区	施設名	所在地	テレビ電話	収容人員	備考
芹田区	芹田集落開発センター	日野川甲 1066-1	95-9907	20	
三階原区	三階原集落開発センター	日野川甲 2396-1	95-2367	20	
小杉区	小杉集落開発センター	日野川乙 2356-8	95-2069	20	
岩井田区	岩井田集落ふれあいセンター	日野川乙 2543	95-9908	20	
原区	原除雪管理センター	日野川乙 1151-1	95-2171	20	
八田蟹区	八田蟹集落開発センター	広谷乙 562	95-2366	20	
高出区	高出集落開発センター	日野川丙 1840	95-2231	20	
栃堀区	栃堀会館	広谷甲 698-1	95-2341	20	
蟬区	蟬集会所	広谷丙 1464	95-9911	20	
漆沢区	漆沢区長宅	広谷丙	非表示	20	
広瀬区	広瀬集会所	神谷甲 582	95-3625	20	
檜山区	檜山集会所	神谷甲 59	95-2364	20	
鍵取区	鍵取集落ふれあいセンター	神谷乙 587	95-9912	20	
室谷区	旧西川小学校神谷分校体育館	神谷丙 894-66	—	91	広域避難所
栗瀬区	栗瀬防雪管理センター	三宝分甲 128-1	95-2360	20	
明谷沢区	明谷沢会館	三方甲 65	95-2942	20	
相高島区	相高島集落開発センター	三方甲 1135	95-9917	20	
	高齢者生活福祉センター	三方甲 1135-1	95-3500	20	広域・福祉避難所
安用区	安用集落開発センター	三宝分丙 829-1	95-9913	20	
黒谷区	黒谷集会所	三方乙 593	95-2077	20	
小手茂区	小手茂公民館	小手茂 368-1	95-9918	20	
押手区 黒倉区	押手集会所	七名甲 146	95-9914	20	
大尾区	大尾集会所	七名乙 890-2	95-9915	20	
丸渕区	丸渕集会所	七名 1916-8	95-2362	20	
柴倉区	柴倉区長宅	大倉甲	非表示	20	
中山区	中山集会所	東山 2516-1	95-9916	20	
東山区	東山集落開発センター	東山 234	95-2361	20	
	面倉集会所	東山 851-2	95-9931	20	
綱木区	綱木生活改善センター	綱木 1377-2	99-9901	20	
	法光寺	綱木 1497	—	20	
古岐区	古岐活性化センター	古岐 69	99-9903	20	
新谷区	新谷寺	新谷 3877	99-3506	20	
	熊野神社	新谷 1576	—	20	
	新谷生活改善センター	新谷 1438-1	99-3969	20	
行地区	行地集会所	行地 434-1	99-2142	20	
細越区	長福寺	細越 1042	99-3657	20	
	細越集落開発センター	細越 481-5	99-3651	20	

## 4. 災害緊急対応に関する資料

行政区	施設名	所在地	テレビ電話	収容人員	備考
五十沢区	五十沢会館	五十沢 2084-1	99-3719	20	
	若宮八幡神社	五十沢 2251	—	20	
川口区	三川温泉スキー場 (ふるさと山荘)	川口 2166	99-3783	20	
	川口集落開発センター	川口 2037	99-3368	20	
白崎区	三川小中学校体育館	白崎 2500-1	99-2079	233	広域避難所
	白崎集会所	白崎 406-1	99-3508	20	
吉津区	真福寺	吉津 135-1	—	20	
	吉津集会所	吉津 3818-2	99-3951	20	
岩谷区	岩谷集落開発センター	岩谷 2192	99-5344	20	
岡沢区	龍澤寺	岡沢 1336	—	20	
	岡沢集落開発センター	岡沢 607-1	99-9910	20	
上島区	上島集会所	上島 1894-3	99-9904	20	
中ノ沢区	旧三川小学校中ノ沢分校	中ノ沢 816	99-2597	20	
五十島区	五十島集会所	五十島 690-1	99-2820	20	
	五十島寿会館	五十島 257-2	99-3958	20	
あが野ニュー タウン区	わかば保育園	あが野南 4324-8	99-2230	20	福祉避難所
	あが野ニュータウン集会所	あが野北 3530-83	99-3675	20	
	東蒲の里みかわ園	あが野南 4319-4	99-3730	20	福祉避難所
	高齢者生活支援ハウス三川	あが野南 4324-32	99-5551	20	福祉避難所
谷沢区	龍耕寺	谷沢 319	99-2316	20	
	谷沢会館	谷沢 380-4	99-2940	20	
	教育文化センター	谷沢 397	99-2826	102	
	西法寺	谷沢 192	99-9146	30	
黒岩区	黒岩ふれあいセンター	黒岩 3625	99-9905	30	
	三川 B&G 海洋センター体育館	黒岩 3469-2	99-3671	213	広域避難所
小花地区	小花地集落開発センター	小花地 53	99-2818	20	
取上区	取上観音堂	取上 149-1	—	20	
石戸区	延命寺	石戸 643	99-3363	20	
	石戸集会所	石戸 214	99-2311	20	
熊渡区	熊渡集落開発センター	熊渡 1282-1	99-3954	20	
長谷区	長谷集落開発センター	長谷 2945	99-3033	20	
釣浜区	釣浜集会所	釣浜 4913-3	99-9907	20	
石間区	正寿寺	石間 4159	99-3233	20	
	石間集会所	石間 3908	99-2899	20	

収容人数【体育館】(床面積/3.3㎡)人

【その他】 平均 20 人

4. 災害緊急対応に関する資料

2) 要配慮者利用施設

区分	サービス	事業所名	電話番号	住所
町	養護老人ホーム	きりん荘	92-2328	鹿瀬6259
	集会施設	三川高齢者生きがいセンター	99-3958 告知端末	五十島257-2
阿賀町社協	DS	津川デイサービスセンター	92-2356	津川664
	通所A	ふれあいデイサービス阿賀(津川)		
	通所B	ミニデイサービス		
	CM	ケアプランセンターやまぶき	94-5454	
	DS	鹿瀬デイサービスセンター	92-5980	鹿瀬11540-55
	通所A	ふれあいデイサービス阿賀(鹿瀬)	92-2356	
	DS	上川高齢者生活福祉センター	95-3500	三方甲1135-1
	支援ハウス	上川高齢者生活福祉センター(居住棟)		
	通所A	ふれあいデイサービス阿賀(上川)	92-2356	七名乙958
東蒲原福祉会	特養	東蒲の里	92-3367	津川207-1
	SS			
	DS			
	CM	とうかんケアプランセンター	94-1152	
	特養	東蒲の里みかわ園	99-3730	あが野南4319-4
	SS			
	DS			
	通所A	デイサービスセンター東蒲の里みかわ園		
	支援ハウス	高齢者生活支援ハウス三川	99-5551	あがの南4324-32
	SS	短期入所生活介護事業所どんぐり	92-7112	九島5525
小規模	小規模多機能型居宅介護事業所どんぐり	92-7115		
GH	認知症対応型共同生活介護事業所どんぐり	92-7113		
HH	とうかん福祉サービス	92-7800		
東蒲原福祉会 (障がい)	放課後DS	ほっとサポートとこなみ	92-7272	平堀2086
	生活介護			
	就労B型		080-8708-5980	鹿瀬3467
	障がいGH	グループホームたいよう	92-5025	津川3445-1
	障がいSS			
中東福祉会 (障がい)	障がいGH	グループホームあかり	92-7101	津川3445-1
	生活介護	たんぼぼ	92-2249	津川3268-2
	就労支援			
	就労B型			
	相談支援			
就労B型	ひまわりの家	99-2604	白崎318-13	
青山信愛会	老健	三川しんあい園	99-5111	あが野南4324-2
	老健SS			
	DC			
	CM	しんあいケアプランセンター	99-5131	あが野南4324-5
大形福祉会	SS	ショートステイ清川	92-0346	京ノ瀬966-1
	GH	グループホーム清川	92-0321	
大輪	GH	グループホーム奥阿賀大輪の里	92-7026	鹿瀬11603
	HH	ヘルパーステーション大輪	92-5507	平堀1855
	訪問入浴			
ヤシロシステム	小規模	ハーティプラザみかわ	99-3001	吉津3729-2
	GH		99-3005	
東蒲観光	小規模	あっとほーむすみれ	92-5111	津川650-1
	小規模	あっとほーむたまち	92-7166	津川3721-1
谷花	HH	御山リンドウ訪問介護サービス	92-7228	あが野南4324-22
	サ高住	有料老人ホーム御山リンドウ		
ハルク	CM	ケアプランセンター結	92-7870	平堀1654-10

4. 災害緊急対応に関する資料

洪水浸水想定区域							土砂災害警戒区域	
0.5m未満	0.5m～ 3.0m未満	3.0m～ 5.0m未満	5.0m～ 10.0m未満	10.0m以上	河岸浸食	氾濫流	警戒区域 (イエロー)	特別警戒区域 (レッド)
							●急傾斜地	
		●日ノ沢川 五十母川	●阿賀野川			●阿賀野川	●急傾斜地 地すべり	
							●急傾斜地	●急傾斜地
							●急傾斜地	
●阿賀野川					●常浪川		●急傾斜地	
							●急傾斜地	●急傾斜地
					●常浪川			
	●阿賀野川							
		●阿賀野川						
	●阿賀野川							
		●阿賀野川					●土石流	
●阿賀野川					●阿賀野川			
			●阿賀野川			●阿賀野川		
		●阿賀野川						

#### 4. 災害緊急対応に関する資料

区分	サービス	事業所名	電話番号	住所
病院		県立津川病院	92-3311	津川200
		鹿瀬診療所	92-2219	向鹿瀬1154
		上川診療所	95-2280	両郷甲2150
		町営診療所みかわ	99-5155	あがの南4324-2
		渡辺医院	94-1313	津川500-1
保育園		ひまわり保育園	92-2572	津川100
		上条保育園	95-2726	両郷甲3192
		わかば保育園	99-2230	あがの南4324-8
学校		津川小学校	92-2042	津川3234
		上川小学校	95-2353	両郷乙1552
		三川小・中学校	99-2605	白崎2500-1
		阿賀津川中学校	92-2117	津川260
		阿賀黎明高校	92-2650	津川361-1

4. 災害緊急対応に関する資料

洪水浸水想定区域						土砂災害警戒区域		
0.5m未満	0.5m～ 3.0m未満	3.0m～ 5.0m未満	5.0m～ 10.0m未満	10.0m以上	河岸浸食	氾濫流	警戒区域 (イエロー)	特別警戒区域 (レッド)
●阿賀野川					●常浪川		●急傾斜地	
					●常浪川			
			●阿賀野川					
●阿賀野川							●急傾斜地	
	●阿賀野川							
	●阿賀野川						●土石流	●土石流
	●阿賀野川						●急傾斜地	

※1) 災害の危険箇所内にある施設の管理者は「避難確保計画」の作成及びこれに基づく「避難訓練」の実施が義務づけられる

※2) 町は、地域の実情に即した指導・助言をし、作成を支援する

#### 4. 災害緊急対応に関する資料

##### 3) 避難場所

阿賀津川中学校グラウンド	旧日出谷小学校グラウンド	旧七名小学校グラウンド
阿賀黎明高校グラウンド	旧豊実中学校グラウンド	旧綱木小中学校グラウンド
津川小学校グラウンド	鹿瀬スポーツパーク	旧三川小学校グラウンド
旧三郷小学校グラウンド	旧上川中学校グラウンド	三川小中学校グラウンド
麒麟山公園	上川小学校グラウンド	旧三川小学校中ノ沢分校グラウンド
津川河川広場	旧西川小学校グラウンド	旧下条小学校グラウンド
旧鹿瀬中学校グラウンド	旧西川小学校神谷分校グラウンド	
旧鹿瀬小学校グラウンド	旧三宝分小学校グラウンド	

## 4-3 緊急輸送に関する資料

## 1) 公用車両

令和8年2月現在

課名	車両種別												合計	
	消防・救急		バス	普通車両		軽車両	普通車両		軽車両	特殊車両				その他
	消防車	救急車	普通乗合	普通乗用	小型乗用	軽自動車乗用	普通貨物	小型貨物	軽自動車貨物	普通特種	軽自動車特種	大型特殊		
総務課(各支所含む)			3	4	5	3		2	5					22
町民生活課					1	2			2			1	3	9
こども・健康推進課			1	7	4	5			1					18
福祉介護課				5	4	4	1		4		1			19
まちづくり観光課			6	5	2	1		1	5				4	24
農林課				2	2	1	2		10			1	2	20
建設課				1	4	1	1	3	2	3		29		44
社会教育課				3	1			2	3				1	10
学校教育課			13	1	3	5		4	1					27
議会事務局					1									1
消防本部	72	4			1				1				1	79
合計	72	4	23	28	28	22	4	12	34	3	1	31	11	273

#### 4. 災害緊急対応に関する資料

##### 2) ごみ処理等連絡先

##### 各種連絡先

区分	郵便番号	住所	名称	電話番号	FAX
総括	956-0032	新潟市秋葉区南町 9-33 (新津保健所)	新潟地域振興局健康福祉部	0250-22-5171	22-5188
食協関係	956-0032	新潟市秋葉区南町 9-33	新潟地域振興局健康福祉部衛生環境課	0250-22-5175	24-5188
	956-0032	新潟市秋葉区南町 9-33	新津地区食品衛生協会(衛生環境課内)	0250-22-8929	22-8929
井戸検査	959-0291	燕市吉田東栄町 8-13	(一財)新潟県環境衛生研究所	0256-93-4509	92-6899
一般廃棄物全般	959-4495	阿賀町津川 580	阿賀町役場町民生活課	92-5761	92-4736
一般ごみ運搬業者	959-4402	阿賀町津川 2359-1	(株)中野組	92-3345	92-5287
	959-4301	阿賀町向鹿瀬 1935	(株)昭和組	92-2442	92-2521
	959-4501	阿賀町九島 5362-1	(有)小嶋組	95-2759	95-2788
	959-4531	阿賀町日野川甲 1503	(公財)上川農業振興公社	95-3650	95-3651
	959-4618	阿賀町川口 2034	(有)三川興産	99-2587	99-2587
し尿・浄化槽汚泥運搬業者	959-4402	阿賀町津川 367	(有)岩城屋	92-3318	92-5274
資源ごみ	959-1853	五泉市大字土深 636	(有)川口商店【古紙】	0250-42-3563	42-3923
	959-1600	五泉市清瀬 84-2	五泉地域衛生施設組合【不燃・有害・プラマーク】	0250-43-3852	43-3853
	959-4301	阿賀町向鹿瀬 1935	(株)昭和組【ペットボトル】	92-2442	92-2521
不燃ごみ	959-4633	阿賀町長谷 2884-1	不燃物処理センター	99-3594	
可燃ごみ	959-4441	阿賀町弘川 1991	家庭系粗大ごみ中継場	92-2294	92-3107
	959-1600	五泉市清瀬 84-2	クリーンセンターあがのがわ 組合【問い合わせ】 【予約受付】	0250-43-3852 0250-47-5386	
火葬場	959-4302	阿賀町鹿瀬 10788	阿賀町斎場	92-4746	
不法投棄	957-8511	新発田市豊町 3-3-2	新発田地域振興局健康福祉環境部 環境センター	0254-26-9139	26-6800
	959-4495	阿賀町津川 580	阿賀町役場町民生活課	92-5764	92-4736
予防注射	956-0832	新潟市秋葉区秋葉 2-14-68	小島動物病院アニマルウェルネスセンター	0250-24-2223	24-2366
	956-0025	新潟市秋葉区古田 1-7-6	ニイツ動物病院	0250-24-5976	
	959-1824	五泉市吉沢 1-7-10	五泉動物病院	0250-43-7007	
	959-1865	五泉市本町 5-1-9	サクマ動物クリニック	0250-42-3531	42-3531
	950-0135	新潟市江南区所島 2-3-13	川島動物病院	025-382-9463	
	950-0151	新潟市江南区亀田四ツ興野 4-5-5	くまちゃん動物	025-383-5515	
	956-0025	新潟市秋葉区古田 2-1-30	かねうち犬猫病院	0250-25-7583	
	950-0214	新潟市江南区うぐいす 1-8-17	かとう動物病院	025-383-4196	
	950-0891	新潟市東区上木戸 1-1-6	川村動物病院	025-271-7300	
	950-0943	新潟市中央区女池神明 2-3-8	草村動物病院	025-283-1905	
動物引取	957-0064	新発田市奥山新保 430	下越動物保護管理センター	0254-24-0207	24-0272
野生鳥獣	956-0032	新潟市秋葉区南町 9-33	新潟地域振興局健康福祉部衛生環境課	0250-22-5175	24-5188
	957-0231	新発田市藤塚浜海老池	新潟県愛鳥センター紫雲寺さえずりの里	0254-41-4500	41-4501
有害鳥獣	959-4495	阿賀町津川 580	阿賀町役場農林課(有害鳥獣係)	92-5764	92-5479

## 3) 臨時ヘリポート

番号	施設名	所在地	用途	使用者
1	旧日出谷小学校グラウンド	日出谷甲 4913	新潟県ドクターヘリ ランデブーポイント	消防署
2	旧西川小学校 神谷分校グラウンド	神谷丙 894-66	新潟県ドクターヘリ ランデブーポイント	消防署
3	旧七名小学校グラウンド	七名乙 2873	新潟県ドクターヘリ ランデブーポイント	消防署
4	旧三川小学校中ノ沢分校	中ノ沢 816	新潟県ドクターヘリ ランデブーポイント	消防署
5	国道49号鳥井パーキング	八ツ田地内	新潟県ドクターヘリ ランデブーポイント	消防署
6	麒麟山公園内 旧ヘリポート跡地	津川 4128	新潟県ドクターヘリ ランデブーポイント	消防署
			新潟県消防防災航空隊 臨時ヘリポート	新潟県消防防災 航空隊
7	向ノ島公園駐車場	豊川甲 236	新潟県ドクターヘリ ランデブーポイント	消防署
8	津川河川広場	津川 3100-20 先	新潟県ドクターヘリ ランデブーポイント	消防署
			新潟県消防防災航空隊 臨時ヘリポート	新潟県消防防災 航空隊
			新潟県警察航空隊 臨時ヘリポート	津川警察署
9	三川運動公園グラウンド (三川B&G海洋センター)	黒岩 5644-1	新潟県ドクターヘリ ランデブーポイント	消防署
			新潟県消防防災航空隊 臨時ヘリポート	新潟県消防防災 航空隊
			陸上自衛隊 第30普通科連隊 臨時ヘリポート	陸上自衛隊 第30普通科連隊
10	上川スポーツパーク グラウンド (上川B&G海洋センター)	両郷甲 2325-1	新潟県ドクターヘリ ランデブーポイント	消防署
			新潟県消防防災航空隊 臨時ヘリポート	新潟県消防防災 航空隊
			新潟県警察航空隊 臨時ヘリポート	津川警察署
			陸上自衛隊 第30普通科連隊 臨時ヘリポート	陸上自衛隊 第30普通科連隊
11	阿賀町消防本部	津川 2260-42	新潟県消防防災航空隊 臨時ヘリポート	新潟県消防防災 航空隊

#### 4. 災害緊急対応に関する資料

##### 4-4 医療関係

###### 1) 災害拠点病院

病院名	所在地	電話	FAX
県立新発田病院	新発田市本町 1-2-8	0254-22-3121	0254-26-3874
下越病院	新潟市秋葉区東金沢 1459-1	0250-22-4711	0250-24-4740

###### 2) 新津保健所管内の病院

病院名	所在地	電話番号	許可 病床数	備考
新潟県立津川病院	阿賀町津川 200	0254-92-3311 ☎0254-92-4964	42	救 R4. 10. 1
南部郷厚生病院	五泉市愛宕甲 2925-2	0250-58-6111 ☎0250-58-7300	120	
五泉中央病院	五泉市太田 489-1	0250-47-8150 ☎0250-47-8152	170	救 R5. 7. 9
病院数 3			332	救急病院 2

###### 3) 医師会・歯科医師会

名称	会長名	所在地	電話番号
(一社)五泉市東蒲原郡医師会	佐藤 泰	五泉市東本町 2-6-1	0250-41-0611 ☎0250-41-0612
五泉市阿賀町歯科医師会	河辺 昌秀	五泉市旭町 3-45 マンション旭 205	0250-47-3503 ☎0250-47-3504

## 4-5 緊急給水等

## 1) 災害関係物資等の備蓄及び整備状況

様式2

防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査表			
(令和8年2月現在)			
水道事業者名 (阿賀町水道事業)			
項目	内容	保有数量	備考
車 両	給水車 (3.8 m <sup>3</sup> )	1台	
	給水車 ( m <sup>3</sup> )	台	
	トラック	1台	積載量 350kg
	クレーン車	台	
	その他	4台	
給水容器	仮設水槽 ( m <sup>3</sup> )	基	
	仮設水槽 ( m <sup>3</sup> )	基	
	給水タンク (3,000 <sup>リットル</sup> )	基	
	給水タンク (1,200 <sup>リットル</sup> )	基	
	給水タンク (1,000 <sup>リットル</sup> )	1個	
	給水タンク ( 500 <sup>リットル</sup> )	4個	
	給水タンク ( 20 <sup>リットル</sup> )	126個	
	給水タンク ( 12 <sup>リットル</sup> )	90個	
その他			
機 材	応急給水装置	基	
	ろ過器	台	
	発電器	1台	100V. 20A
	投光器	1個	100V
	鉄管切断機	台	
	電動ネジ切機	台	
	相関式漏水発見装置	台	
	音聴棒	1台	
	その他漏水調査器具	1台	
	その他	1台	金属探知器
管 類	直管 ( mm)	m	
	直管 ( mm)	m	
	直管 ( mm)	m	
	直管 ( mm)	m	
	直管 ( mm)	m	
	異形管 ( mm)	個	
	異形管 ( mm)	個	
	異形管 ( mm)	個	
	継手類	2個	VS ジョイント φ150
缶 詰	水の缶詰	缶	
	食料	缶	
その他			

注 その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入して下さい。



## 5. 災害救助事務に関する資料

### 5-1 災害救助関係条例等

#### 1) 阿賀町災害救助条例

平成 17 年 4 月 1 日  
条例第 21 号

##### (目的)

**第 1 条** この条例は、災害に際して町が応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

##### (救助の実施要件)

**第 2 条** この条例による救助(以下「救助」という。)は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用されない災害であって、次に定める程度の災害が発生した場合で当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

- (1) 住家が滅失した世帯数が 5 以上に達した場合
  - (2) 前号の基準に達しないが多数の世帯の住家が滅失し、町長が特に必要と認めた場合
  - (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合
- 2 前項第 1 号及び第 2 号に定める住家が滅失した世帯数の算定は、住家が半壊し、又は半焼した等著しく損壊した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。

##### (救助の種類等)

**第 3 条** 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 応急仮設住宅の設置
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 障害物の除去
- (8) 学用品の給与

2 前項第 5 号、第 6 号及び第 7 号の救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

##### (救助の内容等)

**第 4 条** 前条第 1 項第 8 号に規定する学用品の給与は、災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことができない学用品を喪失し、又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校及び中学校の児童、生徒に対して必要最少限度の学用品を給与する。

##### (救助の程度、方法及び期間)

**第 5 条** 救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則(昭和 35 年新潟県規則第 30 号)第 5 条に定める範囲内において行うものとする。

2 町長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず、救助の期間を延長して行うことができる。

##### (委任)

**第 6 条** この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 5. 災害救助事務に関する資料

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の津川町災害救助条例(昭和 41 年津川町条例第 18 号)、鹿瀬町災害救助条例(昭和 51 年鹿瀬町条例第 1 号)、上川村災害救助条例(昭和 44 年上川村条例第 18 号)、三川村災害救助に関する条例(昭和 38 年三川村条例第 8 号)又は三川村災害救助規則(昭和 44 年三川村規則第 5 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

### 附 則(平成 20 年 1 月 25 日条例第 1 号)抄

#### (施行期日)

- 第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

2) 阿賀町災害見舞金等の支給に関する条例

平成 20 年 1 月 25 日  
条例第 1 号

(目的)

**第 1 条** この条例は、災害により住宅被害を受けた町民又は死亡した町民の遺族に対し、災害見舞金又は災害弔慰金(以下「災害見舞金等」という。)を支給することにより、心身の安定と応急復旧を助け、町民全体の相互扶助思想の高揚と全体の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、地すべり等の自然現象及び火災により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民災害により被害を受けた当時、阿賀町の区域内に住所を有した者をいう。
- (3) 住宅災害により被害を受けた当時、阿賀町の区域内に現に居住し、生計を営んでいる住家をいう。

(災害の程度)

**第 3 条** 災害の程度は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 全壊、流失、全焼 住宅の損壊、流失若しくは焼失した部分の床面積が当該住宅の延床面積の 70%以上のも
- (2) 半壊、半焼 住宅の損壊若しくは焼失した部分の床面積が、当該住宅の延床面積の 20%以上 70%未満のもの
- (3) 床上浸水 浸水が当該住宅の床上に達し、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(災害見舞金等の支給)

**第 4 条** 町は、町民が災害により住宅被害を受けたとき、若しくは、当該災害を起因とする住宅被害を受けたときは、災害の程度に応じ、世帯主に対し次の各号に掲げる災害見舞金を支給する。

- (1) 全壊、流失又は全焼 200,000 円以内
- (2) 半壊又は半焼 100,000 円以内
- (3) 床上浸水 30,000 円以内

2 町は、町民が災害により死亡したとき、若しくは、当該災害を起因として死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金として死亡者 1 人につき 20 万円を支給する。

3 前項の災害弔慰金の支給を受ける遺族は、阿賀町災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 17 年阿賀町条例第 82 号)第 4 条に定めるところによる。

(支給の制限)

**第 5 条** 前条第 1 項の災害見舞金は、第 2 条第 1 号に規定する災害のうち、火災による場合において、出火世帯の故意又は重大な過失による場合には、支給しない。

2 前条第 2 項の災害弔慰金は、阿賀町災害弔慰金の支給等に関する条例第 7 条に該当する場合、又は、同条例の規定による災害弔慰金の支給を受けた場合には、支給しない。

(支給の決定)

**第 6 条** 町長は、災害が発生したときは、被災者及び被災の程度を確認し、速やかに災害見舞金等の支給額を決定するものとする。

(補則)

**第 7 条** 町長は、災害見舞金等の支給対象となる当該災害が災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けた場合は、第 4 条の規定にかかわらず、他に基準を定め、災害見舞金等を支給することができる。

## 5. 災害救助事務に関する資料

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(阿賀町災害救助条例の一部改正)

第2条 阿賀町災害救助条例(平成17年阿賀町条例第21号)の一部を次のように改める。

[次のよう] 略

(阿賀町災害救助基金条例の一部改正)

第3条 阿賀町災害救助基金条例(平成17年阿賀町条例第188号)の一部を次のように改める。

[次のよう] 略

3) 阿賀町災害見舞金等の支給に関する条例施行規則

平成 20 年 1 月 25 日  
規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、阿賀町災害見舞金等の支給に関する条例(平成 20 年阿賀町条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害の基準)

第 2 条 条例第 2 条第 1 号の災害のうち自然現象による災害とは、気象庁が気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)の規定により注意報又は警報を発令した場合において、若しくは町長が同等の現象と認める異常な自然現象によって、被害が生じることをいう。

(災害程度の基準)

第 3 条 条例第 3 条に規定する災害の程度の基準は、同条各号に定めるもののほか、災害救助法による救助の実施について(昭和 40 年 5 月 11 日社施第 99 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)に定めるところによる。

(被害の判定)

第 4 条 条例第 3 条及び前条の規定による被害の判定は、住宅火災の場合は、消防署長の発行する罹災証明書により判定し、住宅火災以外の被害については、町長が判定する。

(延焼防止のための全壊、半壊)

第 5 条 条例第 3 条第 1 号及び第 2 号に規定する全壊又は半壊には、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 29 条の規定に基づく全壊又は半壊を含むものとする。

(見舞金等の支給の基準)

第 6 条 条例第 4 条第 1 項に規定する災害見舞金の支給の基準は、別表第 1 による。  
2 条例第 4 条第 2 項に規定する災害弔慰金の支給の基準は、別表第 2 による。

(支給の手続き)

第 7 条 町長は、条例第 6 条の規定による支給額を決定するときは、災害状況調査書により災害の状況を調査し、速やかに支給額を決定するものとする。

(台帳の備付け)

第 8 条 町長は、災害見舞金等の支給事由、支給額等を明らかにするため、災害見舞金等支給台帳を備えるものとする。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

## 5. 災害救助事務に関する資料

### 別表第1(第6条関係)

#### 災害見舞金支給基準

被災世帯の状況		被害の程度別支給額(円)			
		全壊・流失・ 全焼	半壊・半焼		床上浸水
			50%未満	床上浸水	
自己所有・借家	単身世帯	150,000	50,000	70,000	10,000
	2人世帯	180,000	60,000	90,000	20,000
	3人以上世帯	200,000	80,000	100,000	30,000
間借り・アパート	単身世帯	100,000	30,000	50,000	10,000
	2人世帯	130,000	40,000	70,000	20,000
	3人以上世帯	150,000	50,000	80,000	30,000

備考 被災した一の住宅において世帯分離をしている場合におけるそれぞれの世帯の支給額は、上記表に定める支給額の1/2の額とする。

### 別表第2(第6条関係)

#### 災害弔慰金支給基準

<p>(1) 災害による死亡 発生した災害を直接の原因として被災し、24時間以内に死亡が確認された場合</p> <p>(2) 災害を起因とする死亡</p> <p>① 発生した災害を直接の原因として被災し、7日以内に死亡した場合、又は30日以内に死亡した場合で町長が災害を起因とする死亡とすることが適当と認める場合</p> <p>② 死亡の原因が災害によるものとするのが社会通念上適当と認められる場合</p> <p>(3) 死亡の推定 災害が発生した際現にその場にいあわせた住民につき、当該災害がやんだ後3月間その生死がわからない場合には、その住民は、当該災害によって死亡したものと推定する</p>
--

4) 阿賀町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 4 月 1 日  
条例第 82 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条—第 8 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条—第 11 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条—第 15 条)
- 第 5 章 補則(第 16 条)
- 附 則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により災害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害又は新潟県災害救助条例(昭和 39 年新潟県条例第 77 号)が適用された災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - ア 配偶者
  - イ 子
  - ウ 父母
  - エ 孫
  - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

## 5. 災害救助事務に関する資料

### (災害弔慰金の額)

**第5条** 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

### (死亡の推定)

**第6条** 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

### (支給の制限)

**第7条** 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

### (支給の手続)

**第8条** 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

## 第3章 災害障害見舞金の支給

### (災害障害見舞金の支給)

**第9条** 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

### (災害障害見舞金の額)

**第10条** 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

### (準用規定)

**第11条** 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

## 第4章 災害援護資金の貸付け

### (災害援護資金の貸付け)

**第12条** 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

### (災害援護資金の限度額等)

**第13条** 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
- ウ 住居が半壊した場合 270 万円
- エ 住居が全壊した場合 350 万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150 万円
  - イ 住居が半壊した場合 170 万円
  - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円
  - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(据置期間の特例)

第13条の2 町長は、災害援護資金の貸付対象世帯が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、前条第2項に規定する据置期間を5年とすることができる。

- (1) 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前1年以内に法第10条第1項の被害(自然災害以外によるこれに相当する災害を含む。)を受けた場合
- (2) 当該被害により世帯主が死亡したとき、又は世帯主が地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条に規定する障害者となった場合
- (3) 生活保護を受けている世帯又は市町村民税非課税世帯が被災した場合
- (4) 当該災害により住居が全壊した場合

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の津川町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年津川町条例第22号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年鹿瀬町条例第26号)、上川村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年上川村条例第26号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年三川村条例第30号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

## 5. 災害救助事務に関する資料

### 5) 阿賀町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 17 年 4 月 1 日

規則第 48 号

#### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 2 条・第 3 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 4 条・第 5 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 6 条—第 17 条)
- 第 5 章 補則(第 18 条)
- 附 則

#### 第 1 章 総則 (趣旨)

- 第 1 条 この規則は、阿賀町災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 17 年阿賀町条例第 82 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 章 災害弔慰金の支給 (支給の手続)

- 第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

#### (必要書類の提出)

- 第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

#### 第 3 章 災害障害見舞金の支給 (支給の手続)

- 第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

#### (必要書類の提出)

- 第 5 条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 町は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

#### 第 4 章 災害援護資金の貸付け (借入れの申込)

- 第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」

という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

#### (調査)

**第7条** 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

#### (貸付けの決定)

**第8条** 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

#### (借用書の提出)

**第9条** 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

#### (貸付金の交付)

**第10条** 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

#### (償還の完了)

**第11条** 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

#### (繰上償還の申出)

**第12条** 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

#### (償還金の支払猶予)

**第13条** 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

## 5. 災害救助事務に関する資料

### (違約金の支払免除)

- 第 14 条** 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第 10 号)を、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)を当該借受人に交付するものとする。
  - 3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を、当該借受人に交付するものとする。

### (償還免除)

- 第 15 条** 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を、町長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
    - (1) 借受人の死亡を証する書類
    - (2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
  - 3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。
  - 4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

### (督促)

- 第 16 条** 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

### (氏名又は住所の変更届等)

- 第 17 条** 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

## 第 5 章 補則

### (その他)

- 第 18 条** この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の津川町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年津川町規則第 6 号)、上川村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年上川村規則第 33 号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年三川村規則第 3 号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

様式第1号(第5条関係)

診 断 書

氏 名			生年月日	年 月 日	性別	男・女
傷 病 名				負傷発病年月日	年 月 日	
障害の部位				初 診 年 月 日	年 月 日	
既 往 症		既存障害		治 ゆ 年 月 日	年 月 日	
療養の内容及び経過						
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること。)					
関節運動範囲	種類範囲					
	部位					
		右				
		左				
		右				
		左				
上記のとおり診断します。						局
		郵便番号_____電話番号_____				番
_____年 月 日		病院又は所在地_____				
		診療所の名称_____				
		診療担当者				
		氏 名 _____				(印)

5. 災害救助事務に関する資料

様式第2号(第6条関係)

災害援護資金借入申込書

※ 受付日		※受付番号		※ 受付者		※ 貸付番号			
被災日時	年 月 日 時			災害名					
被害の種類	1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害			災害場所					
返す方法	1 年賦 2 半年賦		いつまでに返せ ますか。	年 月 ( 回)					
借入 申込者 について	フリガナ 氏名				男・女	年 月 日生( 歳)			
	フリガナ 現住所				( 方) 〒	郵便番号	電話番号		
	本籍				勤務先の名称 と所在地				
	職業				氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	
	世帯 の 状況 と 収入	職業				収入(月収)	勤務先・学校名		
		収入合計	円			支出合計	円		
		資産 の 状況	土地	(1) 住宅 m <sup>2</sup>	(2) 田畑 m <sup>2</sup>	(3) 山林 m <sup>2</sup>	住居の状況	(1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居	
			建物	(1) 自宅 m <sup>2</sup>	(2) その他 m <sup>2</sup>		生活保護	年 月 日より受給(生住教医)	
			負債	(内容)			(金額)	円	
	連帯 保証 人 (保証人が書いてください。)	氏名				男・女	年 月 日生( 歳)		
現住所					本籍地				
職業		月収	円		申込者との 関係	家族数	人		
資産		土地	(1) 宅地 m <sup>2</sup>	(2) 田畑 m <sup>2</sup>	(3) 山林 m <sup>2</sup>	勤務先 名称			
	建物	(1) 自宅 m <sup>2</sup>	(2) その他 m <sup>2</sup>		所在地	電話	局	番	
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況					(有・無)(状況)				
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無					(有・無)				
資金の 使途	資金の使い方	総額			資金の内訳				
		円			合計				
	に	円			災害援護資金で				
	に	円			手持資金で				
	に	円			その他( )で				
に	円			円					
に	円			円					

5. 災害救助事務に関する資料

被災時の 具体的状況						負	傷	全治	箇月
	住居の被害	(1) 全壊			(2) 半壊				
被害状況	品名	現在購入に 要する費用	被害額	品名	現在購入に 要する費用	被害額			
	和だんす			婦人用腕時計					
	整理だんす			畳( 畳中で 畳が被害)					
	洋服だんす								
	鏡台			障子					
	腰掛机			ふすま					
	本箱・本だな								
	食器・戸だな			小計					
	食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財					
	げた箱								
	照明器具			品名	現在購入に 要する費用	被害額			
	じゅうたん								
	扇風機								
	石油ストーブ								
	電気やぐらこたつ								
	電気冷蔵庫								
	電気・ガス炊飯器								
	電気洗たく機								
	電気掃じ機								
	ミシン								
	電気アイロン								
	自転車								
	テレビ								
	ラジオ								
	柱時計								
	目覚し時計					小計			
紳士用腕時計					合計				
<p>上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借入申込者 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>阿賀町長 様</p>									

5. 災害救助事務に関する資料

様式第3号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

阿賀町長



様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

貸付番号	第	号				
貸付金額			円			
措置期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還方法	年	賦・半年賦				
利子	年3	パーセント				

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場所
- 3 ご持参なさるもの
  - (1) この通知書
  - (2) 同封の借用書
  - (3) あなたの印鑑
  - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

様式第4号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

阿賀町長

印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

5. 災害救助事務に関する資料

様式第5号(第9条関係)

貸付決定番号 号

災害援護資金借用書

借用金額 円

利子 年3パーセント

措置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年 賦・半年賦

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

借受人 住 所  
氏 名 ⑩

保証人 住 所  
氏 名 ⑩

様式第6号(第12条関係)

繰上償還申出書

次のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住所

氏名

印

阿賀町長 様

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

5. 災害救助事務に関する資料

様式第7号(第13条関係)

償還金支払猶予申請書

次のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人 住所

氏名 ㊟

連帯保証人 住所

氏名 ㊟

阿賀町長 様

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号	
	措置期間	1. 3年 2. 5年	希望猶予 期間等	箇月 ただし、年 月 日 第 回 償還以降
	償還方法	1. 年賦 2. 半年賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予 期間の根拠	(変更後の償還期日に、支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第8号(第13条関係)

第 号  
年 月 日

阿賀町長 印

様

支払猶予承認通知書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間	年 月 日から	箇月
変更後の償還期間	年 月 日から	年 月 日まで

5. 災害救助事務に関する資料

様式第9号(第13条関係)

第 号  
年 月 日

阿賀町長 印

様

支払猶予不承認通知書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

(不承認の理由)

様式第 10 号(第 14 条関係)

違約金支払免除申請書

次のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所  
氏 名 ⑩

連帯保証人 住 所  
氏 名 ⑩

阿賀町長 様

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額					円
内 容	回数	期 別	元 金	利 子	申 請 日 ま で の 違 約 金
		年 月 期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

5. 災害救助事務に関する資料

様式第 11 号(第 14 条関係)

第 号  
年 月 日

阿賀町長

印

様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る  
年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

様式第 12 号(第 14 条関係)

第 号  
年 月 日

阿賀町長

印

様

### 違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る  
違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

5. 災害救助事務に関する資料

様式第 13 号(第 15 条関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号						
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円	
償還方法	年賦・半年賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円	
免除申請願	円 (償還未済額の 全部 一部で 円)					
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間						
免除申請者	フリガナ			男・女	年 月 日生	
	氏名					
	現住所					
	本籍					
	借受人との関係		職業			
	勤務先及び所在地					
借受人の相続人は	フリガナ			男・女	年 月 日生	
	氏名					
	現住所		借受人との続柄			
	職業		勤務先及び所在地			
保証人	フリガナ			男・女	年 月 日生	
	氏名					
	現住所		借受人との関係			
	職業		勤務先及び所在地			
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。						
年 月 日						
阿賀町長 様				免除申請者 ⑩		

様式第 14 号(第 15 条関係)

第 号  
年 月 日

阿賀町長 印

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
償還を免除した額	合 計	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	元 金	円
	利 子	
	違約金	
	合 計	

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 10.75 パーセントの率で違約金が更に加算されます。

5. 災害救助事務に関する資料

様式第 15 号(第 15 条関係)

第 号  
年 月 日

阿賀町長

印

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 10.75 パーセントの率で違約金が更に加算されます。

元金	円
利子	円
違約金	円
合計	円

## 様式第 16 号 (第 17 条関係)

## 氏名等変更届

貸付番号				
借受人	氏名		住所	
連帯保証人	氏名		住所	
○で囲むこと。 1. 住所変更 2. 改姓又は改名 3. 死亡又は行方不明 4. その他		(異動の内容)		
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>借受人(又は同居の親族) 住所 氏名 ⑩</p> <p>連帯保証人 住所 氏名 ⑩</p> <p>阿賀町長 様</p>				

5. 災害救助事務に関する資料

(参考)規則第2条の調査事項

災害弔慰金支給調査票				決定番号	
死亡に関する事項	フリガナ			男・女	年 月 日生
	死亡した者の氏名				
	死亡した日 年 月 日	年 月 日		住所	
	死亡の状況 (行方不明)	災害名			死亡した場所
遺族に関する事項	死者との続柄	氏 名	住 所		備 考
支給に関する事項	支給日	年 月 日		支給場所	
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏 名	続 柄		支給金額
					円
		住 所			
	先順位者の有無	有 ・ 無		同順位者の有無	有 ・ 無
先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由			支給制限事由に該当の有無	有(その事由) 無	
備考	支給した職員				

(参考)規則第4条の調査事項

災害障害見舞金支給調査票				決定番号
障害者に関する事項	フリガナ		男・女	年 月 日生
	障害者の氏名			
	障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日	年 月 日	住所	
	負傷・疾病の状況	災害名	傷病を負った場所	
	障害の種類程度等	医師の氏名	所属する医療機関名 ( ) ( )	医師の氏名 ( )
		障害の状況	法別表の該当事項( 号)	
支給に関する事項	支給日		支給制限事由に該当の有無	有 (その事由) 無
	支給場所			
	支給金額	円		
備考	支給した職員			

5. 災害救助事務に関する資料

5-2 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

1) 令和7年度災害救助基準

(令和7年4月現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@10,000円(税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

5. 災害救助事務に関する資料

応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 4 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 5 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊、全焼、流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊、半焼、 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

5. 災害救助事務に関する資料

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明或いは行方不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費(工事費を含む。)として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器財費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり53,900円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当り ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	

5. 災害救助事務に関する資料

学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり、3,700円以内 一時保存 ○既存建物借上費： 通常の実費 ○既存建物以外： 1体当たり5,900円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食金の供与及び飲料水の供給 6 死体の捜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象

5. 災害救助事務に関する資料

				とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費														
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額														
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。														
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>イ</td> <td>3千万円以下の部分の金額については100分の10</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>5億円を超える部分の金額については100分の4</td> </tr> </table>					イ	3千万円以下の部分の金額については100分の10	ロ	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9	ハ	6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8	ニ	1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7	ホ	2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6	ヘ	3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5	ト	5億円を超える部分の金額については100分の4
イ	3千万円以下の部分の金額については100分の10																	
ロ	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9																	
ハ	6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8																	
ニ	1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7																	
ホ	2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6																	
ヘ	3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5																	
ト	5億円を超える部分の金額については100分の4																	

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 5-3 各種資金等

## 1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(令和2年4月1日現在)

対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ 窓口
1 町内において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体町 町 (町条例による)	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 兄弟姉妹※	死亡者1人につき ・主たる生計維持者の場合 500万円  ・それ以外の場合 250万円	福祉介護課
2 県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 ①対象災害区分が1~4の場合 国1/2 県1/4 町1/4	※兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合に限る。	支給の制限	
3 県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害	(災害弔慰金の支給等に関する法律)		1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合	
4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (以上、平成25年内閣府告示第230号による)	②対象災害区分が5の場合 県1/2 町1/2  (新潟県災害弔慰金等に関する要綱)		2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合	
5 県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が1以上ある場合の災害			3 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと等町長が不適当と認めた場合	

## 5. 災害救助事務に関する資料

### 2) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(令和2年4月1日現在)

対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ 窓口
1 町内において5世帯以上の住家が滅失した災害  2 県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害  3 県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害  4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害  (以上、平成25年内閣府告示第230号による)	1 実施主体 町(町条例による)  2 経費負担 国1/2 県1/4 町1/4  (災害弔慰金の支給等に関する法律)	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき ・主たる生計維持者の場合 250万円  ・それ以外の場合 125万円	福祉介護課
			支給の制限	
			1 当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合	
			2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合  3 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと等町長が不適当と認めた場合	

## 3) 被災者生活再建支援金

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することによりその生活の再建を支援する。

(令和2年4月1日現在)

対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象世帯	支援額	問い合わせ 窓口
1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村に係る自然災害 2 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村に係る自然災害 3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県に係る自然災害 4 1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)に係る自然災害 5 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)に係る自然災害 6 1もしくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る) ※4～6の人口要件については、合併前の市町村でも単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年を除く5年間の特例措置)	1 事業主体 都道府県(※) ※支援金の支給に関する事務は、(公財)都道府県センターに委託している。 2 経費負担 国1/2 県1/2 <b>【被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号)】</b>	1 住宅が「全壊」した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) 5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)	(別表)のとおり	総務課

## 5. 災害救助事務に関する資料

### (別表)

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。  
 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

#### ○住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100万	100万	100万	50万	—

#### ○住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万 (100万)	100万 (50万)	50万 (25万)

※ 支給額下段は中規模半壊の場合の額。

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

## 4) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

(令和2年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	問い合わせ窓口
<p>地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合には1,270万円とする。</p>	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>2 実施主体等 町(町条例)</p> <p>3 経費負担 国2/3 県1/3</p> <p>4 対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円</p> <p>4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年)</p> <p>2 償還期間 10年(据置期間を含む)</p> <p>3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>4 貸付利率 年3%以内で町が条例で定める率(据置期間中は無利子)</p> <p>5 延滞利息 年5%</p>	総務課

5. 災害救助事務に関する資料

5) 生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。

(令和2年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
ア 生活福祉資金 (福祉費 (災害臨時経費))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得世帯 (生活保護基準額の概ね1.7倍以内)</li> <li>・高齢者世帯 (日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内)</li> <li>・障害者世帯 (障害者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く)</li> </ul> <p>上記世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号)</li> <li>2 実施主体等               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)実施主体 県社会福祉協議会</li> <li>(2)窓口 町社会福祉協議会(民生委員)</li> </ol> </li> </ol>	貸付限度額 1世帯 150万円以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 据置期間 貸付の日から6ヶ月以内</li> <li>2 償還期間 7年以内</li> <li>3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間後1.5%</li> <li>4 保証人 原則連帯保証人を立てる。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。</li> <li>5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</li> <li>6 申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと。</li> </ol>
イ 生活福祉資金 (福祉費 (住宅改修等経費))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得世帯 (生活保護基準額の概ね1.7倍以内)</li> <li>・高齢者世帯 (日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内)</li> <li>・障害者世帯 (障害者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く)</li> </ul> <p>上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な経費</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号)</li> <li>2 実施主体等               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)実施主体 県社会福祉協議会</li> <li>(2)窓口 町社会福祉協議会(民生委員)</li> </ol> </li> </ol>	貸付限度額 250万円以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 据置期間 貸付の日から6ヶ月以内</li> <li>2 償還期間 7年以内</li> <li>3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間後1.5%</li> <li>4 保証人 原則連帯保証人を立てる。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。</li> <li>5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</li> <li>6 申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと。</li> </ol>

## 6) 母子父子寡婦福祉資金貸付

(令和4年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
母子父子寡婦福祉資金 (住宅資金)	1 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金	1 母子父子寡婦福祉法施行令第7条、第31条の5及び第36条 2 法施行令通知	貸付限度 200万円	1 災害救助法の適用を要しない 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率(年利) 無利子又は1.0% (連帯保証人の有無による)

## ※その他(特例措置)

No.	項目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
1	母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子父子寡婦福祉法施行令第19条、第31条の7、第38条、附則第7条及び附則第8条	災害により借主が支払い期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内(1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる) (2) 添付書類 町長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子父子寡婦福祉法施行令第17条、第31条の7及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1) 添付書類 町長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
3	母子父子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長	母子父子寡婦福祉法施行令第8条、第31条の6及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年をこえない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長ができる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6か月	災害救助法の適用を要しない。
4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子父子寡婦福祉法第32条3項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり	災害救助法の適用を要しない。

## 5. 災害救助事務に関する資料

### 7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

県及び町は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。

(令和4年10月1日現在)

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等  1 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 3,700万円 土地取得しない場合 2,700万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間 (その分償還期間延長) 利 率 1.13% (団体信用生命保険に加入しない場合)
2 住宅購入 罹災住宅の被害 「半壊」以上	購入資金 (土地取得資金含む) 3,700万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間 (その分償還期間延長) 利 率 1.13% (団体信用生命保険に加入しない場合)
3 補修 罹災住宅の被害 「罹災証明書」交付	補修資金 (移転資金、整地資金含む) 1,200万円	償還期間 20年以内 据置期間 1年間 利 率 1.13% (団体信用生命保険に加入しない場合)

### 8) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金融負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

#### [利子補給]

事業主体	町
利子補給期間	5年間
補助対象	被災者が借入れた貸付残高に対して、町が交付する利子補給金 (補給率が1%を越える場合は1%が限度)
補助率	1/2

#### [貸付金]

貸付対象	住宅金融支援機構又は取扱金融機関の融資を一定額以上を受けてもなおかつ資金が不足する者
貸付限度額	建設、購入 800万円(50万円以上10万円単位) 補修 400万円(50万円以上10万円単位)
貸付利率	【当初10年】 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス1% 【11年目以降】 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利と同じ

9) 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下「天災融資法」という。)が発動された場合には、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

(令和3年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間 (据置なし)
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等農林漁業経営に必要な運転資金	一定以上の被害を受けた農林漁業者	200万円 激甚災害の場合は250万円	被害程度によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	3～6年以内 激甚災害の場合は4～7年以内
事業資金	被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の補てんに充てるための事業運営資金	災害によって施設、在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合、漁業協同組合、連合会等	組合 2,500万円 連合会 5,000万円 激甚災害の場合は 組合 5,000万円 連合会 7,500万円	6.5%以内	3年

利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

10) 日本政策金融公庫資金(農林水産事業部)

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行う。

(令和5年1月19日)

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 据置期間
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	0.40～ 0.80%	25年以内	10年以内
		災害のため必要とする長期運転資金				
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	0.16～ 0.20%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金	<共同利用施設> 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	0.40～ 0.80%	20年以内	3年以内
		<主務大臣指定施設> (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会((1)への転貸に限定)	0.40～ 0.80%	(1) 15年以内 (2) 25年以内	(1) 3年以内 (2) 10年以内

5. 災害救助事務に関する資料

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち据置期間
林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.40～0.80%	15年以内	5年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	0.40～0.80%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)
	農林漁業施設資金	<共同利用施設> 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	0.40～0.80%	20年以内	3年以内
		<主務大臣指定施設> 林業施設の復旧	林業を営む者	0.40～0.80%	15年以内	3年以内
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人、漁業を営む者	0.40～0.80%	20年以内	3年以内
		漁場及び水産種苗生産施設の復旧	水産業協同組合、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者			
	農林漁業施設資金	<共同利用施設> 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人・団体、漁業振興法人	0.40～0.80%	20年以内	3年以内
		<主務大臣指定施設> 漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	0.40～0.80%	15年以内	3年以内
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	0.40～0.80%	15年以内	3年以内	

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じ行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

(注) この他、新潟県農林水産業振興資金の融資や一般農林漁業関係資金(農業近代化資金等)について、運用の範囲内で被害農林漁業者等に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金(農業近代化資金等)については、被害農林漁業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

1 1) 中小企業融資等

ア 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のため資金の資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 被災の状況に応じ特に必要があると認められた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設し、これに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- (イ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- (ウ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- (エ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- (オ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

イ 災害関連融資制度等

(7) 融資制度

(令和2年4月1日現在)

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
県地域産業振興課	セーフティネット資金(経営支援枠) 自然災害要件	1 資金用途	【取扱金融機関】 第四北越銀行、大光銀行、信用金庫、信用組合、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、商工中金、JAバンク新潟県信連、新潟かがやき農協
		2 対象企業	
		3 融資限度	
		4 融資利率	
		5 融資期間	
		6 担保	
		7 保証人	
		8 信用保証	

5. 災害救助事務に関する資料

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
町	地方産業育成資金	1 資金用途 運転資金・設備資金 2 対象企業 中小企業者(町長の定めるところによる) 3 融資限度 1,000万円(被災状況に応じて町長が認めた場合は1,000万円を超えることも可) 4 融資利率 保証付き(責任共有対象外) 1.70% 保証付き(責任共有対象) 1.90% 保証なし 2.20% 5 融資期間 運転資金5年以内(うち据置期間6ヶ月以内) 設備資金7年以内(うち据置期間6ヶ月以内) (災害規模により町長が認めた場合は融資期間を超えることも可) 6 担保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 7 保証人 } 8 信用保証 町長の定めるところによる。	まちづくり観光課
日本政策金融公庫 〔国民生活事業〕	災害貸付	1 資金用途 設備資金・運転資金 2 対象企業 災害により被害を受けた中小企業者 3 融資限度 それぞれの融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額 4 融資利率 それぞれの融資制度の利率(ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。) 5 融資期間 それぞれの融資制度の期間以内 6 担保 } 公庫の定めるところによる 7 保証人 }	日本政策金融公庫 (国民生活事業) 新潟支店
日本政策金融公庫 〔中小企業事業〕	災害復旧貸付	1 資金用途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 2 対象企業 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 3 融資限度 直接貸付 別枠1億5,000万円 代理貸付 上記限度の範囲内で別枠7,500万円 4 融資利率 基準利率(閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。) 5 融資期間 運転10年以内 設備15年以内 (うち据置期間2年以内) 6 担保 } 公庫の定めるところによる 7 保証人 }	日本政策金融公庫 (中小企業事業) 新潟支店及び代理店
商工組合中央金庫	災害復旧資金	1 資金用途 既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金(長期・短期) 2 対象企業 異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者 3 融資限度 金庫所定の限度内 4 融資利率 金庫所定の金利 5 融資期間 運転資金10年以内(据置3年以内) 設備資金20年以内(据置3年以内) 6 担保 } 金庫の定めるところによる 7 保証人 } 8 信用保証 }	商工組合中央金庫 新潟支店

## (イ) 保証制度

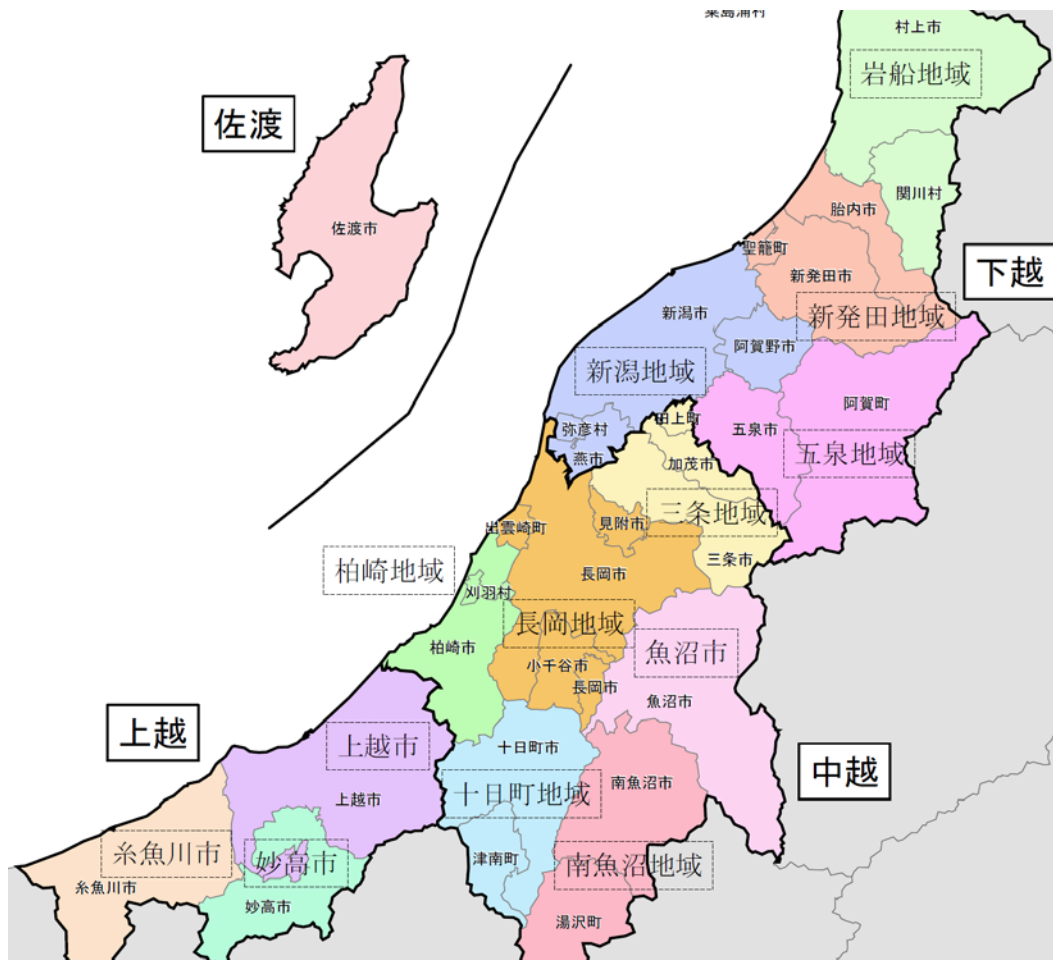
機関名	区分	融資条件等	申込窓口
新潟県信用保証協会	災害保証	1 保証対象要件 激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者、小規模企業者、組合(町長の証明を要する。)	新潟県信用保証協会本店
		2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	
		3 保証料率 年0.80%	
	セーフティネット保証 (4号要件)	1 保証対象要件 経済産業大臣が指定した災害地域内で経営に支障を生じている中小企業者(町長の証明を要する。)	
		3 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	
4 保証料率 年0.80%			



## 6. 気象警報・注意報等に関する資料

### 6-1 警報・注意報発表基準

#### 1) 新潟県警報・注意報発表区域図



#### 2) 阿賀町警報・注意報発表基準

阿賀町警報・注意報発表基準一覧表 令和7年5月29日現在  
発表官署 新潟地方気象台

阿賀町	府県予報区	新潟県		
	一次細分区域	下越		
	市町村等をまとめた地域	五泉地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	120	
	洪水	流域雨量指数基準	阿賀野川流域=79.7、五十母川流域=11.1、中ノ沢川流域=8.8、新谷川流域=23.9、西之沢川流域=6.8、姥堂川流域=7.6、常浪川(平堀)流域=34.2、中村川流域=6.6、馬取川流域=10、行地川流域=8.6、音無川流域=10.4、東小出川流域=13.1、滝沢川流域=5.9、柴倉川流域=19.1、戸沢川流域=13、常浪川(栃堀橋)流域=23.8、槇沢川流域=6.9	
		複合基準 <sup>※1</sup>	阿賀野川流域=(5、50.3)、中ノ沢川流域=(8、7.9)、新谷川流域=(5、21.5)、姥堂川流域=(6、6.8)、常浪川(平堀)流域=(10、33.8)	
	指定河川洪水予報による基準	—		

6. 気象警報・注意報等に関する資料

注意報	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 55 cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	86	
	洪水	流域雨量指数基準	阿賀野川流域=63.3、五十母川流域=8.8、中ノ沢川流域=7、新谷川流域=19.1、西之沢川流域=5.4、姥堂川流域=4.3、常浪川(平堀)流域=27.3、中村川流域=5.2、馬取川流域=8、行地川流域=6.8、音無川流域=8.3、東小出川流域=10.4、滝沢川流域=4.7、柴倉川流域=15.2、戸沢川流域=10.4、常浪川(栃堀橋)流域=19、槇沢川流域=4.9	
		複合基準 <sup>*1</sup>	阿賀野川流域=(5、45.3)、五十母川流域=(5、8.8)、中ノ沢川流域=(6、7)、新谷川流域=(5、19.1)、姥堂川流域=(5、4.3)、常浪川(平堀)流域=(6、27.3)、行地川流域=(5、6.4)、東小出川流域=(5、10.4)、滝沢川流域=(6、3.8)、戸沢川流域=(6、8.3)、常浪川(栃堀橋)流域=(6、15.2)、槇沢川流域=(5、4.9)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	4～9月 12m/s 10月～3月 15m/s	
	風雪	平均風速	4～9月 12m/s 10月～3月 15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30 cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷時に被害が予想される場合		
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速 5m/s 以上か日降水量が 20mm 以上		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40% 実行湿度 65%		
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが 50 cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が 50 cm以上で最高気温が 8℃以上になるか、日降水量 20 mm以上の降雨がある場合		
低温	5～9月 日平均気温が平年より 3℃以上低い日が 3日以上継続 11～4月 海岸：最低気温-4℃以下、平野：最低気温-7℃以下、山沿い：最低気温-10℃以下			
霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下			
着氷・着雪	1. 著しい着氷が予想される場合 2. 気温 0℃付近で、並以上の雪が数時間以上続くと予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100 mm	

\*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

## 6-2 警報・注意報の種類と内容

## 1) 特別警報の種類と内容

種 類	内 容
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表 大雨特別警報が発表された場合、浸水や土砂災害などの重大な災害が発生するおそれ著しく大きい状況が予想され、雨がやんでも重大な土砂災害などのおそれが著しく大きい場合は、発表を継続
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表
暴風特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなること)などによる重大な災害」のおそれが著しく大きいことについても警戒を呼びかけ
波浪特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表 この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のもの
高潮特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表

## 2) 警報の種類と内容

種 類	内 容
大雨警報	大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想したときに発表 対象となる災害として、浸水による災害や土砂災害など
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想したときに発表
大雪警報	大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想したときに発表
暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想したときに発表
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想したときに発表
波浪警報	高い波により重大な災害が起こるおそれがあると予想したときに発表
高潮警報	台風や低気圧などによる異常な海面の上昇により重大な災害が起こるおそれがあると予想したときに発表

## 3) 注意報の種類と内容

種 類	内 容
大雨注意報	大雨により災害が起こるおそれがあると予想したときに発表 対象となる災害として、浸水による災害や土砂災害など
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想したときに発表
大雪注意報	大雪により災害が起こるおそれがあると予想したときに発表
強風注意報	強風により災害が起こるおそれがあると予想したときに発表
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が起こるおそれがあると予想したときに発表
波浪注意報	高い波により災害が起こるおそれがあると予想したときに発表
高潮注意報	台風や低気圧などによる異常な海面の上昇により災害が起こるおそれがあると予想したときに発表
濃霧注意報	濃い霧により災害が起こるおそれがあると予想したときに発表

## 6. 気象警報・注意報等に関する資料

雷注意報	落雷、雷に伴うひょう及び竜巻などの突風により災害が起こるおそれがあると予想したときに発表
乾燥注意報	空気が乾燥して火災の危険が大きいと予想したときに発表します。
なだれ注意報	なだれにより災害が起こるおそれがあると予想したときに発表
着氷注意報	著しい着氷により通信線や送電線などに被害が起こるおそれがあると予想したときや、船舶の航行に危険が及ぶおそれがあると予想したときに発表
着雪注意報	著しい着雪により通信線や送電線などに被害が起こるおそれがあると予想したときに発表
融雪注意報	融雪により災害が起こるおそれがあると予想したときに発表 対象となる災害として、洪水、浸水による災害や土砂災害など
霜注意報	早霜、晩霜などにより農作物に被害が起こるおそれがあると予想したときに発表
低温注意報	低温のため農作物などに被害が起こったり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると予想したときに発表

## 阿賀町地域防災計画（資料編）

作成日：平成19年3月30日

施行日：平成19年4月1日

修正日：平成25年3月31日

修正日：令和8年2月26日

発行	新潟県阿賀町
企画・編集	新潟県阿賀町総務課
	〒959-4495
	新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地
	TEL (0254) 92-3113
	URL <a href="http://www.town.aga.niigata.jp/">http://www.town.aga.niigata.jp/</a>